

生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む

第2次新潟市食育推進計画



新潟市食育・花育推進キャラクター
まいかちゃん

平成24年4月
(平成27年4月一部改定)

新潟市

○ 「食育」の定義（新潟市食育推進条例第2条）

食育とは「様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、豊かで健全な食生活を実践することができる人間を育てること」をいいます。

いきいき暮らせる活力ある住みよいまち“にいがた”を実現するために ～“にいがた流 食生活”を実践しよう～

「食」は生命の源であり、健全な食生活は人間が健康で心豊かに生きる上での基礎となるものです。

新潟市では、信濃川や阿賀野川、日本海など豊かな水と、広大で美しい田園や自然環境に恵まれた肥沃な大地で、私たちの食卓を支えてきた「米」をはじめ、野菜、果物、魚介など、様々な食料が生産されています。

そして、私たちは家族で囲む食卓を通じて、自然の恩恵や「食」に携わる人々への感謝の気持ち、食べ物を大切に作る心を育むとともに、地域の気候風土にあった食文化を引き継いできました。

しかし、近年、社会経済構造などが大きく変化していく中で、ライフスタイルや価値観が多様化し、これに伴い食生活やこれを取り巻く環境も今なお変化し続けています。

日々忙しく、時間的、精神的にゆとりのない生活を送る中で、毎日の「食」の大切さに対する意識が希薄になり、食生活の乱れによる栄養の偏りや、不規則な食事による肥満・過度の痩身、生活習慣病の増加、生産者と消費者の距離の拡大、食料の海外依存による生産基盤の脆弱化、伝統的な食文化の喪失といった多くの問題の発生につながっています。

本市では「食」に関するこのような課題に対処するため、行政はもとより、市民、教育関係者、保健・医療関係者、農林漁業者、食品関連事業者などが一体となって、「様々な経験を通じて「食」に関する知識及び「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する人間を育てる『食育』」を市民運動として推進するため、平成19年3月に「新潟市食育推進条例」を制定しました。

また、条例に基づく施策を総合的、計画的に推進するため、平成19年8月に「第1次新潟市食育推進計画」を策定し、「市民一人ひとりの健全な食生活の実践」「健やかな子どもの成長」「地域の活性化、環境と調和のとれた食料生産・消費」の3つの目標を掲げ、「いきいき暮らせる活力ある住みよいまち“にいがた”の実現」を目指して、“にいがた流食生活の実践”を合い言葉に、市民運動として食育を推進してまいりました。

これまでの5年間の取り組みを総括し、取り組みの成果と課題の整理を行い、食育が市民の皆さまに理解され、より一層関心が高まり、実践へと結びつくことを目指して、「第2次新潟市食育推進計画」を策定いたしました。

この計画の策定にあたり、パブリックコメントなどを通じてご意見をお寄せくださいました多くの方々をはじめ、ご尽力いただきました食育推進会議委員の皆さまに心より感謝申し上げますとともに、計画の実現に向けて、市民の皆さまのご支援とご協力をお願いいたします。

平成24年 4月

新潟市長 篠田 昭

第2次新潟市食育推進計画
目次

◎ 序章	1
○ 計画策定の経緯	2
○ 計画の位置付け	3
○ 施策についての基本的な方針	4
○ 第2次計画の期間	4
◎ 第1次新潟市食育推進計画の成果と課題	5
○ 食育推進の目標	6
○ 目標の考え方	6
○ 食育推進にあたっての目標指標	6
○ 目標指標の推移	8
○ 食育推進のための施策展開	28
○ 施策内容	28
○ 主な取組み事例	29
○ 第1次新潟市食育推進計画の総括	39
◎ 第2次新潟市食育推進計画の策定	41
○ 策定方針	42
○ 目標指標の設定	42
○ 目標の考え方	42
○ 食育推進にあたっての目標指標	43
○ 目標数値指標一覧	45
◎ 食育推進のための施策展開	47
○ 施策の柱となる考え方	48
○ 基盤を活かした「にいがた流 食生活」の推進	48
○ 新潟市の特色ある基盤	48
○ 「にいがた流 食生活」のイメージ	49
○ 「にいがた流 食生活」の内容	50
○ 「にいがた流 食生活」の実践に向けた施策の展開	50
○ 施策展開の視点	50

○ 重点課題への対応	52
○ 施策内容	53
○ 市民運動としての食育の推進	53
○ 家庭における食育の推進	53
○ 学校、保育所等における食育の推進	53
○ 地域及び職場における食生活改善のための取組の推進	53
○ 豊かな食環境と食文化を生かし受け継ぐ食育の推進	53
○ 食品の安全性その他食の選択に資する情報提供等	53
○ 施策体系	54
○ ライフステージに応じた施策の展開	56
◎ 計画の着実な推進に向けて	59
○ 計画の推進体制	60
○ 新潟市食育推進会議	60
○ 新潟市食育推進会議を核とした推進体制	60
○ 市の推進体制	60
○ (仮称)新潟市食育推進ネットワークの構築	60
○ 市民及び関係者の役割・責務	60
○ 市民	60
○ 教育関係者等	60
○ 保健医療関係者等	61
○ 農林漁業者等	61
○ 食品関連事業者等	61
○ 市(行政)	61
○ 計画の進行管理・公表	61
○ 計画の進行管理	61
○ 公表	61
○ 計画の見直し	61
○ 関係者の役割(食育推進の場所一覧)	62
◎ 資料	63
○ 用語解説	64
○ 新潟市食育推進条例	68
○ 食育基本法	73
○ 新潟市食育推進条例イメージ図	80

序 章

○ 計画策定の経緯

食は生命の源であり、健全な食生活は人間が健康で心豊かに生きる上での基礎となるものです。

近年、社会経済構造等が大きく変化していく中、ライフスタイルや価値観・ニーズが高度化・多様化し、これに伴い食生活やこれを取り巻く環境が変わってきました。また、日々忙しく時間的、精神的にゆとりのない生活を送る中で、毎日の「食」の大切さに対する意識が希薄になり、栄養の偏りや不規則な食事など様々な食の問題が顕在化しています。

このような中、国では国民運動として食育を推進していくため、平成17年7月に食育基本法を施行しました。また、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な事項を定めた食育推進基本計画を平成18年3月に策定しました。

81万人の市民が住む本市は、日本有数の農業都市であり、身近に生産される米をはじめ多種多様な野菜や果物、日本海で獲れる新鮮な魚のほか食卓を彩る花など健全な食生活を送れる豊かな環境に恵まれています。

しかし、高度経済成長期以降、生産者と消費者の距離が拡大するとともに、朝食の欠食など食生活をめぐる様々な課題が見られます。行政、教育・保育、保健医療、農林漁業、食品産業などの関係者が連携して、これらの課題に対して総合的・計画的に取り組んでいくことが求められています。

本市ではこのような状況の中、本市の特色を生かし、「様々な経験を通じて食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する人間を育てる『食育』」を市民運動として推進するため、平成19年3月に新潟市食育推進条例（以下「条例」という。）を制定しました。

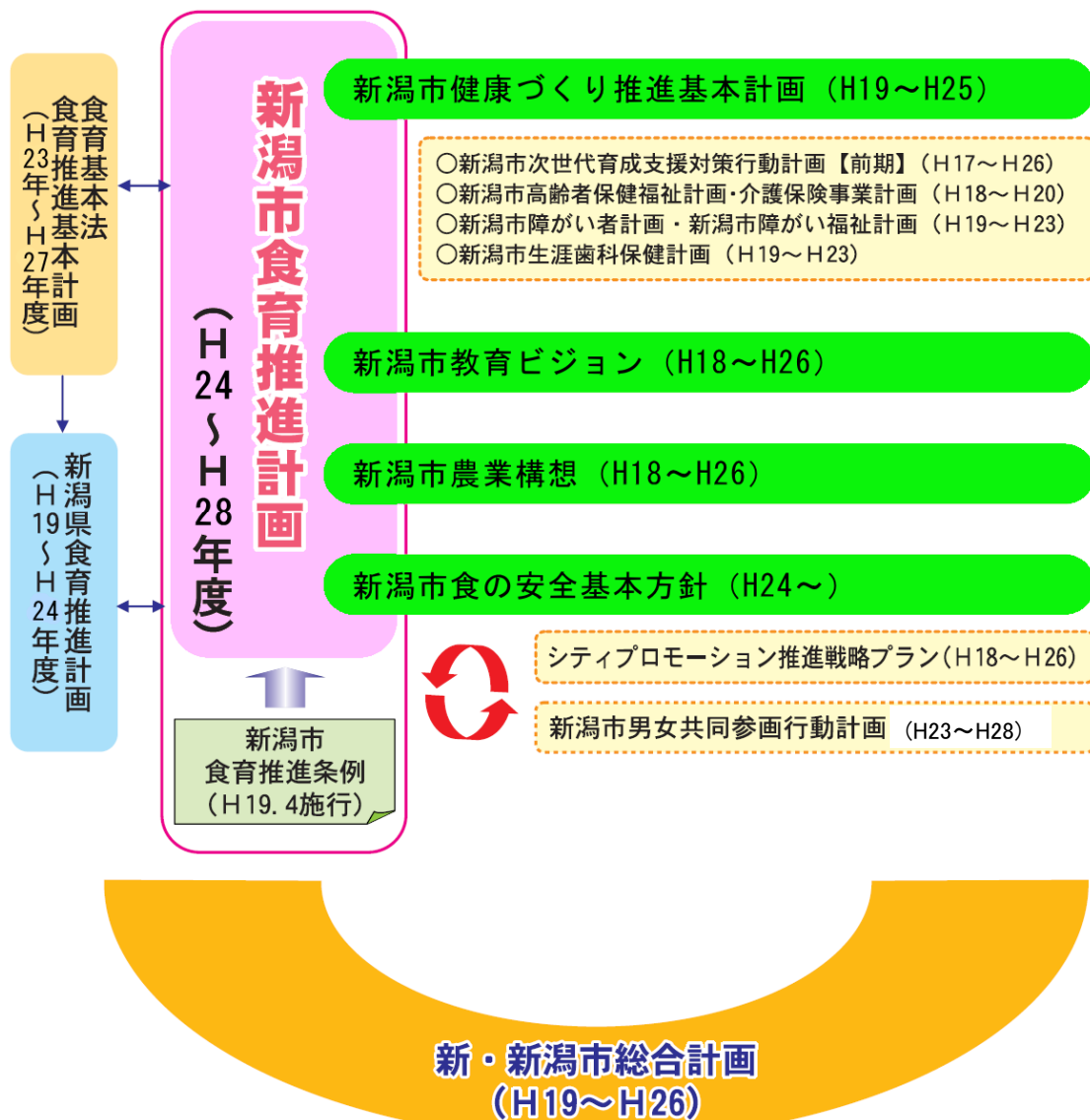
本計画は、第1次計画策定後の5年間の取組を総括し、取組の成果と課題の整理を行い、食育が市民の皆様に理解され、より一層関心が高まり実践へと結びつくことを目指して、施策を総合的かつ計画的に推進するため策定します。

○ 計画の位置付け

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として位置づけられるもので、市として、今後の食育推進の方向性等を定め、国、県と協力しながら、関係施策を総合的、計画的に推進するための計画とします。

なお、本計画は、新・新潟市総合計画、その他の本市の関連計画、指針などと整合性を図りながら実施するものとします。

計 画 の 位 置 付 け



食育基本法第18条第1項（抜粋）

市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

○ 施策についての基本的な方針

本計画では、新潟市食育推進条例の基本理念及び施策の基本となる事項を踏まえ、食育推進に関する施策を講ずるものとします。

条例の基本理念、施策の基本となる事項（概要）

□ 基本理念(第3条)

- ① 心身の健康の保持・増進、豊かな人間性の形成、感謝の念の醸成等
- ② 自発的な意思の尊重、家庭が重要であるという認識のもとでの関係者の有機的な連携
- ③ 特に子どもたちに対する積極的な取組
- ④ 生産者と消費者との交流による地域の活性化や環境と調和のとれた食料の生産・消費

□ 施策の基本となる事項(第11条～第18条)

- 家庭における食育の推進
 - ・ 市民の健全な食習慣の確立
- 学校、保育所等における食育の推進
 - ・ 食に関する指導内容・指導体制の充実や学校給食等の活用等
- 地域及び職場における食生活改善のための取組の推進
 - ・ 食育の専門的知識を有する者の養成や活用、保健所、医療機関等による食育の普及啓発活動の推進
- 地域の力を生かした食育の推進
 - ・ 高齢者、地域コミュニティ協議会、食生活改善推進委員等の地域の力を生かした食育の推進
- 生産者と消費者との交流
 - ・ 信頼関係の構築
 - ・ 自然の恩恵等が育まれ、地域の活性化や環境と調和のとれた食料の生産・消費
- 地産地消の促進
 - ・ 農林水産物の地域における積極的な消費や学校、保育所等における利用の促進
- 食文化の継承のための支援
 - ・ 地域の特色ある食文化の継承
- 食育の普及啓発等
 - ・ 食育の普及啓発及び食品の安全性その他の食育に関する情報の発信

○ 第2次計画の期間

本計画の期間は、平成24年度を初年度とし、平成28年度を目標年度とする5ヵ年計画とします。

なお、計画期間中に社会経済情勢の変化などが生じた場合には、必要な見直しを行うものとします。

第 1 次新潟市食育推進計画の成果と課題

○ 食育推進の目標

○ 目標の考え方

食育を市民運動として推進していくためには、食育推進のための共通の目標を掲げ、市、市民、関係者等の理解のもと、その目標の達成を目指し連携しながら施策に取り組むことが重要となります。また、一層効果的な施策を展開していくため、その目標に対する進捗状況を客観的に把握・評価していく必要があります。

本計画においては、食育推進条例の基本理念及び国の食育推進基本計画の目標の考え方を踏まえて、本市の現状を把握・分析を加え、市民運動にふさわしい目標を設定し、その達成が図られるよう本計画に基づく取組を推進することとします。

- | |
|----------------------------|
| ① 市民一人ひとりの健全な食生活の実践 |
| ② 健やかな子どもの成長 |
| ③ 地域の活性化、環境と調和のとれた食料の生産・消費 |

○ 食育推進にあたっての目標指標

それぞれの目標の進捗状況を、客観的に把握・評価することができるよう「数値指標」を設け、その目標値の達成に向けて施策を進めることとします。

1 「市民一人ひとりの健全な食生活の実践」

心身の健康を保持・増進し、豊かな人間性を育むためには、市民一人ひとりが、人生の早い段階から健全な食生活を実践することが重要です。このため、「市民一人ひとりの健全な食生活の実践」を目標とし、指標を以下の項目とします。

指 標	現状値	目標値	(現 状)	
食育に関心がある市民の割合	72.1%	90%	1-6 食育の取組と 関心	
食事バランスガイド等を参考にしている市民の割合	※16.1%	60%		
主食・主菜・副菜のそろった食事をしている市民の割合	59.5%	70%	1-2 食生活と健康	
朝食を欠食する市民の割合 [成人]	20歳代男性	31.2%		15%
	30歳代男性	28.6%		15%
内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している市民の割合	65.0%	80%		
肥満の市民の割合（BMI25以上）	20~60歳代男性	22.3%		15%
低体重（やせ）の市民の割合（BMI18.5未満）	20歳代女性	23.4%	15%	
食の安全に関する知識を持っていると思う市民の割合	69.7%	80%	1-4 食の安全	
食育の推進に関わるボランティアの数(食生活改善推進委員数)	610人	730人	1-6 食育の取組と 関心	
食生活の面から市民の健康づくりを支援する店の数 (健康づくり支援店指定店舗数)	180店	500店		

※現状値16.1%は「食事バランスガイド」のみを参考にしている人の割合

2 「健やかな子どもの成長」

子どもたちが家族とのコミュニケーションを深め、健全な食習慣を確立することは、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、心身の健康と豊かな人間性を育んでいく基礎となります。子どもの頃から様々な体験を通して、食に関する知識と食を選択する力を習得し健全な食生活を実践することにより、健やかな子どもに成長することが期待されます。このため、「健やかな子どもの成長」を目標とし、指標を以下の項目とします。

指 標		現状値	目標値	(現 状)
食事時に家族の会話ができていない市民の割合		55.7%	70%	1-2 食生活と健康 1-3 子どもの食生活と健康 1-6 食育の取組と 関心
朝食を欠食する子どもの割合	小・中学生	4.2%	0%	
学校給食における地場産物を使用する割合（食材数ベース）	市内産	10.5%	13%	
学校教育田等で農業体験を実施している学校の数	小学校	※35校	95校	

※現状値35校は教育田設置校の数

3 「地域の活性化、環境と調和のとれた食料の生産・消費」

自然の恩恵、食に携わる人々への感謝の念、食べ物を大切に作る心が育まれるとともに、地域の活性化や環境と調和のとれた食料の生産・消費が行われるためには、生産者と消費者が交流促進し、両者の理解が深まり信頼関係が構築されることが大切です。このため、「地域の活性化、環境と調和のとれた食料の生産・消費」を目標とし、指標を以下の項目とします。

指 標		現状値	目標値	(現 状)
市民ランド・収穫農園の参加者の数	家族や友人同士など参加グループ数	425組	500組	1-6 食育の取組と 関心
学校給食廃食用油の燃料化		15,000ℓ	70,000ℓ	
環境保全型農業に積極的に取り組む「エコファーマー」の認定者数		1,224人	1,720人	
食育の推進に関わるボランティアの数（食生活改善推進委員数）[再掲]		610人	730人	
食生活の面から市民の健康づくりを支援する店の数（健康づくり支援店指定店舗数）[再掲]		180店	500店	
学校給食における地場産物を使用する割合（食材数ベース）[再掲]	市内産	10.5%	13%	
学校教育田等で農業体験を実施している学校の数 [再掲]	小学校	※35校	95校	

※現状値35校は教育田設置校の数

○ 目標指標の推移

指標No.	指標	対象	集計方法等	策定時			
				平成18年度	平成19年度	平成20年度	
市民一人ひとりの健全な食生活の実践							
1	食育に関心がある市民の割合	(20歳以上)	「関心がある」「どちらかと言えば関心がある」	72.1%	- -	- -	
2	食事バランスガイド等を参考にしている市民の割合	(20歳以上)	「ほとんどしない」を除く	- (16.1%) ※1	- (-)	- (13.0%) △	
3	主食・主菜・副菜のそろった食事をしている市民の割合	(20歳以上)	1日2回以上	59.5% H17	- -	79.2% ◎	
4-1	朝食を欠食する市民の割合[成人](20歳代男性)	(20歳代男性)	「ほとんど食べない」「週に1~2回食べる」 ※ H19及び国の調査・調査日	31.2% H17	19.6% ○	13.9% ◎	
4-2	朝食を欠食する市民の割合[成人](30歳代男性)	(30歳代男性)	「ほとんど食べない」「週に1~2回食べる」 ※ H19及び国の調査・調査日	28.6% H17	17.0% ○	14.3% ◎	
5	内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を認知している市民の割合	(20歳以上)	「言葉も意味も知っている」(H18,19) 「言葉も意味も知っている」「大体知っている」(H21~)	65.0%	58.7% △	- -	
6	肥満の市民の割合	(20~60歳代男性)	BMI25以上(申告を基に算出) ※ H19は実測値による	22.3% H17	32.4% △	- -	
7	低体重(やせ)の市民の割合	(20歳代女性)	BMI18.5未満(申告を基に算出) ※ H19は実測値による	23.4% H17	25.0% △	- -	
8	食の安全に関する知識を持っていると思う市民の割合	(20歳以上)	「持っている」「ある程度持っている」	69.7%	- -	- -	
9	食育の推進に関わるボランティアの数	(食生活改善推進委員数)	-	610人	628人 ○	563人 △	
10	食生活の面から市民の健康づくりを支援する店の数	(健康づくり支援店指定店舗数)	-	180店	187店 ○	285店 ○	
健やかな子どもの成長							
11	食事時に家族の会話ができている市民の割合	(20歳以上)	「大切だと思っているしできて」「大切だと思っているしだいたいできて」	55.7%	- -	- -	
12	朝食を欠食する子どもの割合	(小・中学生) (参考)小学生 (参考)中学生	学校へ行く前に朝食をとるか「とらないことが多い」 「全く、ほとんどとらない」	4.2% 3.4% 5.7%	3.0% ○ 2.3% ○ 3.8% ○	3.9% △ 2.6% △ 5.3% △	
13	学校給食における地場産物を使用する割合(食材数ベース)	(市内産)	-	10.5%	11.3% ○	14.5% ◎	
14	学校教育田等で農業体験を実施している学校の数	(小学校)	-	35校 ※2	86校 ○	90校 ○	
地域の活性化、環境と調和のとれた食料の生産・消費							
15	取履農園(市民ランド)の参加者の数		家族や友人同士など参加グループ数	425組	371組 △	503組 ◎	
16	学校給食廃食用油の燃料化		新潟菜の花プラン推進指標(廃油回収率≧BDF生産量)	15,000ℓ	26,000ℓ ○	65,000ℓ ○	
17	環境保全型農業に積極的に取り組む「エコファーマー」の認定者数		-	1,224人	2,352人 ◎	3,063人 ◎	
再	9	食育の推進に関わるボランティアの数	(食生活改善推進委員数)	-	610人	628人 ○	563人 △
再	10	食生活の面から市民の健康づくりを支援する店の数	(健康づくり支援店指定店舗数)	-	180店	187店 ○	285店 ○
再	13	学校給食における地場産物を使用する割合(食材数ベース)	(市内産)	-	10.5%	11.3% ○	14.5% ◎
再	14	学校教育田等で農業体験を実施している学校の数	(小学校)	-	35校 ※2	86校 ○	90校 ○

※1 現状値は、「食事バランスガイド」のみを参考にしている市民の割合のため、参考値。
 ※2 現状値は、学校教育田を設置している小学校の数の割合のため、参考値。
 ※3 参考値。
 ※4 食育ボランティア数。
 ※5 小学校5年生で「ほとんど食べない」児童の割合。
 ※6 県内産の使用率。

実績			目標値	所管課	備考	県 目標値 (H22)	国 目標値 (H22)
平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度				
76.4% 71.7% △	77.3% 70.5% △	77.0% 72.3%	90%	食育・花育センター		90%	90%
64.0% (18.4%) 50.2% △	62.9% (19.2%) 36.3% △	59.2% (15.6%) 57.8%	60%	食育・花育センター	※「食育に関する意識調査」(内閣府) ※平成20年度は「食育先進地モデル実証事業効果測定調査(事後)」のため参考値。	60% ※3	60%
72.8% 66.6%	74.2% 70.3% ○	71.7% -	70%	食育・花育センター	※「食育に関する意識調査」(内閣府) ※平成20年度は「食育先進地モデル実証事業効果測定調査(事後)」のため参考値。	-	-
35.4% 39.1% △	33.3% 32.0% ○	17.9% 35.4%	15%	食育・花育センター	※平成20年度は「食育先進地モデル実証事業効果測定調査(事後)」のため参考値。 ※国民健康・栄養調査(厚生労働省)	15%	15%
21.7% 30.2% △	23.7% 28.3% ○	23.4% 20.2%	15%	食育・花育センター	※平成20年度は「食育先進地モデル実証事業効果測定調査(事後)」のため参考値。 ※国民健康・栄養調査(厚生労働省)	15%	15%
80.9% 92.7% ◎	84.4% 89.4% ◎	78.9% -	80%	健康増進課	※平成21年度は「言葉も知っていたし、意味も大体知っていた」を含む。(H21内閣府の調査に統一) ※「食育に関する意識調査」(内閣府)	80%	80%
25.6% 30.5% △	24.5% 30.4%	25.9% -	15%	健康増進課	※国民健康・栄養調査(厚生労働省)	15%	-
30.0% 22.3% ○	26.0% 29.0%	19.7% -	15%	健康増進課	※国民健康・栄養調査(厚生労働省)	20%	-
55.0% 55.6% ○	53.6% 37.4% △	58.6% 66.0%	80%	食の安全推進課	※「食品安全確保総合調査」(食品安全委員会)	-	-
520人 177,461人 △	509人 171,107人 △	490人 165,583人 △	730人	健康増進課	※全国(新潟県食生活改善推進委員協議会調べ)	20%増 ※4	20%増
352店 -	395店 -	429店 -	500店	健康増進課		1,700店	-
57.6% -	59.8% -	66.3% -	70%	食育・花育センター	※「食育に関する意識調査」(内閣府)	-	-
3.4% 2.0% ○ 4.8% ○ 1.6% -	3.0% 2.1% △ 3.6% ○ 1.6% -	1.1% 0.7% ○ 1.4% ○ 1.6% -	0%	保健給食課	※「生活実態総合調査」及び平成20年度「新潟市生活・学習意識調査」(新潟市総合教育センター) ※児童生徒の食事状況等調査((独)日本スポーツ振興センター)	0% ※5	0% ※5
15.4% ◎	14.7% ◎	15.5% ◎	13%	保健給食課	※文部科学省調査	30% ※6	30% ※6
94校 -	97校 ◎	93校 △	95校	食育・花育センター		-	-
460組 -	405組 △	374組 △	500組	食育・花育センター		-	-
67,000 -	79,000 ◎	78,000 ◎	70,000	環境政策課	※平成19年度からは市民回収(家庭用廃食用油)分を含む。	-	-
3,439人 191,846人 ○	3,496人 196,692人 ○	3,553人 210,945人	1,720人	農業政策課	※農林水産省ホームページ公表資料	2,500人	-
520人 177,461人 △	509人 171,107人 △	490人 165,583人 △	730人	健康増進課	※新潟県食生活改善推進委員協議会調べ	20%増 ※4	20%増
352店 -	395店 -	429店 -	500店	健康増進課		1,700店	-
15.4% ◎	14.7% ◎	15.5% ◎	13.0%	保健給食課	※文部科学省調査	30% ※6	30% ※6
94校 -	97校 ◎	93校 △	95校	食育・花育センター		-	-

◎目標を上回った(達成)、○直近の実績値と比較して、目標に近づいた、●維持、△直近の実績値と比較して、数値が下回った(悪化した)

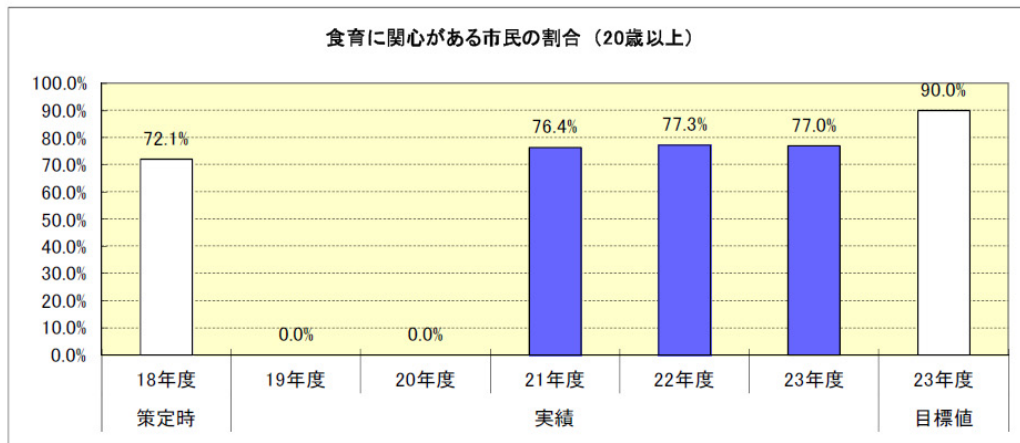
No.	指標	所管課
1	食育に関心がある市民の割合（20歳以上） 「関心がある」「どちらかと言えば関心がある」	食育・花育センター

【現状値と目標値】

	年度	数値	根拠資料	調査時期	備考
策定時	18年度	72.1%	食育・健康づくりに関する市民アンケート調査（新潟市）	平成19年1月	
目標値	23年度	90.0%	国、県に準拠		

【推移】

	年度	数値	出典（調査名称）	調査時期	備考
策定時	18年度	72.1%			
実績	19年度	-	-	-	調査なし
	20年度	-	-	-	調査なし
	21年度	76.4%	平成21年度「食育・健康づくりに関する市民アンケート調査」	平成22年1月	
	22年度	77.3%	平成22年度「食育・健康づくりに関する市民アンケート調査」	平成23年1月	
	23年度	77.0%	平成23年度「食育・健康づくりに関する市民アンケート調査」	平成23年10月	
目標値	23年度	90.0%			



【評価】

年度	増減	評価	コメント、次年度に向けての対策等
19年度	-	-	-
20年度	-	-	「食育に関する意識調査」(内閣府)の結果を踏まえると、関心度の伸びは鈍化しており、今後も継続的な普及・啓発活動を行っていく必要がある。
21年度	4.3%	○	計画策定時からわずかに上昇したが、国の調査でも関心度は横ばい傾向にあり、3割程度の無関心層に対してどのようにアプローチしていくかが今後の課題である。
22年度	0.9%	○	平成21年度より上昇したが、国の調査では関心度が下降傾向にある。3割程度の無関心層に対してアプローチする取組と、食育に関心を抱いた市民を実践へとステップアップさせる取組を平行して実施していく必要がある。
23年度	-0.3%	△	平成22年度よりわずかが減少した。国の調査ではわずかに上昇したが、それぞれ7割台で横ばいという状況になっている。3割程度の無関心層に対してだけでなく、今後も幅広く普及・啓発を図っていかないと、関心度は向上しないと考えられるので、実践へとステップアップさせる取組と平行して取り組んでいく必要がある。

◎目標を上回った(達成)、○目標に近づいた、●維持、△前回の指標を下回った(悪化)

(参考)

	年度	数値	根拠資料	調査時期	備考
県	目標(H22)	90.0%			
	H18	59.8%	県民健康・栄養実態調査	平成18年	
	H19				
	H20	54.3%	県民健康・栄養実態調査	平成20年	
	H21				
	H22				
全国	目標(H22)	90.0%			
	H18	69.5%	「食育に関する意識調査」(内閣府)	平成19年3月	
	H19	75.1%	「食育に関する意識調査」(内閣府)	平成20年3月	
	H20	72.2%	「食育に関する意識調査」(内閣府)	平成21年3月	
	H21	71.7%	食育の現状と意識に関する調査(内閣府)	平成22年3月	
	H22	70.5%	食育の現状と意識に関する調査(内閣府)	平成23年3月	
H23	72.3%	「食育に関する意識調査」(内閣府)	平成23年12月		

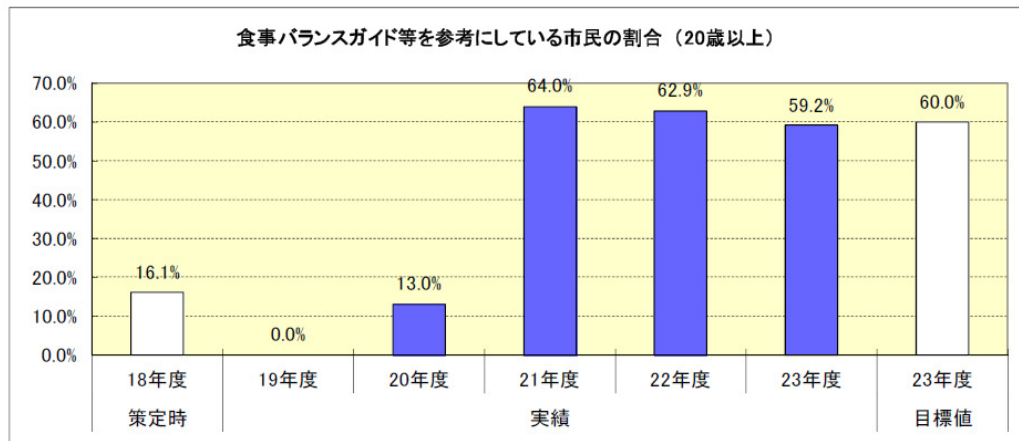
No.	指標	所管課
2	食事バランスガイド等を参考にしている市民の割合（20歳以上） 「ほとんどしない」を除く	食育・花育センター

【現状値と目標値】

	年度	数値	根拠資料	調査時期	備考
策定時	18年度	16.1%	食育・健康づくりに関する市民アンケート調査(新潟市)	平成19年1月	※参考値(食事バランスガイドのみ)
目標値	23年度	60.0%	国、県に準拠		

【推移】

	年度	数値	出典(調査名称)	調査時期	備考
策定時	18年度	16.1%			
実績	19年度	-	-	-	調査なし
	20年度	13.0%	平成20年度「食育先進地モデル実証事業効果測定調査(事後)」(新潟市食育推進協議会)	平成21年1月	※参考値(食事バランスガイドのみ)
	21年度	64.0%	平成21年度「食育・健康づくりに関する市民アンケート調査」	平成22年1月	
	22年度	62.9%	平成22年度「食育・健康づくりに関する市民アンケート調査」	平成23年1月	
	23年度	59.2%	平成23年度「食育・健康づくりに関する市民アンケート調査」	平成23年10月	
目標値	23年度	60.0%			



【評価】

年度	増減	評価	コメント、次年度に向けての対策等
19年度	-	-	-
20年度	-3.1%	△	興味・関心を持って、実践には結びついていない現状があるため、実践に向けた取り組みについて今まで以上に工夫する必要がある。 また、「食育に関する意識調査」(内閣府)の結果を踏まえると、関心度の伸びも鈍化しており、普及・啓発の取組についても継続していく必要がある。
21年度	51.0%	◎	食事バランスガイドを含め、市民が高い割合で何らかの指針を食生活の参考にしていることが確認できた。
22年度	-1.1%	◎	平成21年度よりもわずかに減少はしたが、目標値を上回る水準を維持している。 食事バランスガイドを参考にしている割合は増加傾向にあり、今後も普及・啓発に努めたい。
23年度	-3.7%	△	平成22年度よりも減少し、目標値を下回った。 また、食事バランスガイドを参考にしている割合もはじめて減少した。 食育への関心度とともに下降傾向が見られるので、今後も普及・啓発に努めたい。

◎目標を上回った(達成)、○目標に近づいた、●維持、△前回の指標を下回った(悪化)

(参考)

	年度	数値	根拠資料	調査時期	備考
県	目標(H22)	60.0%			
	H18	16.9%	県民健康・栄養実態調査	平成18年	
	H19				
	H20	32.1%		平成20年	
	H21				
	H23				
全国	目標(H22)	60.0%			
	H18	58.8%	「食育に関する意識調査」(内閣府)	平成19年3月	
	H19	56.7%	「食育に関する意識調査」(内閣府)	平成20年3月	
	H20	57.7%	「食育に関する意識調査」(内閣府)	平成21年3月	
	H21	50.2%	食育の現状と意識に関する調査(内閣府)	平成22年3月	
	H22	36.3%	食育の現状と意識に関する調査(内閣府)	平成23年3月	質問方法に変更あり
H23	57.8%	「食育に関する意識調査」(内閣府)	平成23年12月		

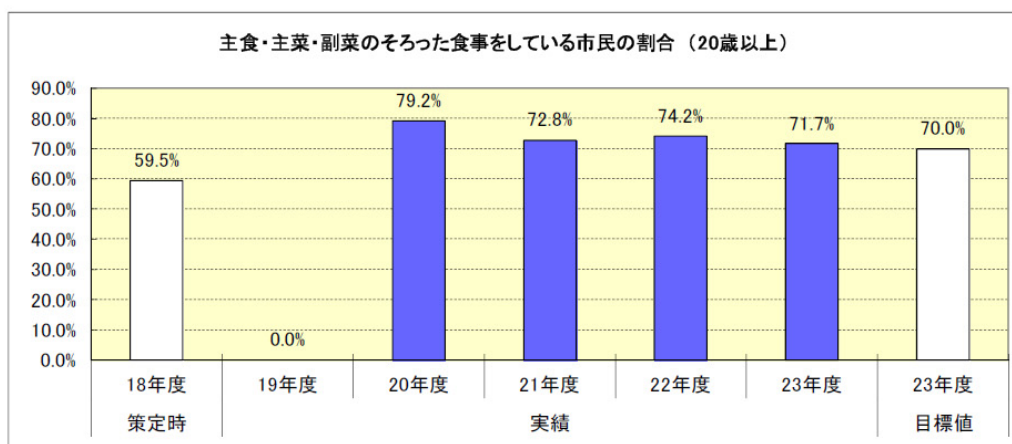
No.	指標	所管課
3	主食・主菜・副菜のそろった食事をしている市民の割合（20歳以上） 1日2回以上	食育・花育センター

【現状値と目標値】

	年度	数値	根拠資料	調査時期	備考
策定時	18年度	59.5%	市民保健医療意識調査(新潟市)	平成17年	
目標値	23年度	70.0%			

【推移】

	年度	数値	出典(調査名称)	調査時期	備考
策定時	18年度	59.5%			
実績	19年度	-	-	-	調査なし
	20年度	79.2%	平成20年度「食育先進地モデル実証事業効果測定調査(事後)」(新潟市食育推進協議会)	平成21年1月	※参考値
	21年度	72.8%	平成21年度「食育・健康づくりに関する市民アンケート調査」	平成22年1月	
	22年度	74.2%	平成22年度「食育・健康づくりに関する市民アンケート調査」	平成23年1月	
	23年度	71.7%	平成23年度「食育・健康づくりに関する市民アンケート調査」	平成23年10月	
目標値	23年度	70.0%			



【評価】

年度	増減	評価	コメント、次年度に向けての対策等
19年度	-	-	-
20年度	19.7%	◎	平成20年度に実施した「食育先進地モデル実証事業効果測定調査(事後)」(新潟市食育推進協議会)では、「日本型食生活の実践度」について質問しているため、推進計画の当初目標と質問設定に若干の違いはあるものの、無意識に実践しつつあることが確認できた。 今後も取組を継続していき、「にいがた流食生活」の実践に結び付けたい。
21年度	-6.4%	◎	平成20年度より減少しているが、平成20年度の根拠データは、母数が少ない「食育先進地モデル実証事業効果測定調査(事後)」であるため、参考比較。 指標No.2の指針の参考度の高さと併せて、高い割合で健全な食生活が実践されていることが確認できた。
22年度	1.4%	◎	平成21年度よりわずかに増加し、目標値を上回る水準を維持している。 指標No.2の指針の参考度の高さと併せて、高い割合で健全な食生活が実践されているので、これがさらに広がっていくよう取り組んでいきたい。
23年度	-2.5%	◎	平成22年度よりも減少したが目標値を上回った。 新潟市は豊富な食材に恵まれていて、生鮮野菜の購入量が全国で1位であるなど意識も高く、高い割合で健全な食生活が実践される環境が整っているため、これがさらに広がっていくよう取り組んでいきたい。

◎目標を上回った(達成)、○目標に近づいた、●維持、△前回の指標を下回った(悪化)

(参考)

	年度	数値	根拠資料	調査時期	備考
県	目標(H22)	-			
	H18				
	H19				
	H20				
	H21				
	H22				
全国	目標(H22)	-			
	H18	-			
	H19	-			
	H20	-			
	H21	66.6%	食育の現状と意識に関する調査(内閣府)	平成22年3月	
	H22	70.3%	食育の現状と意識に関する調査(内閣府)	平成23年3月	
	H23	-			

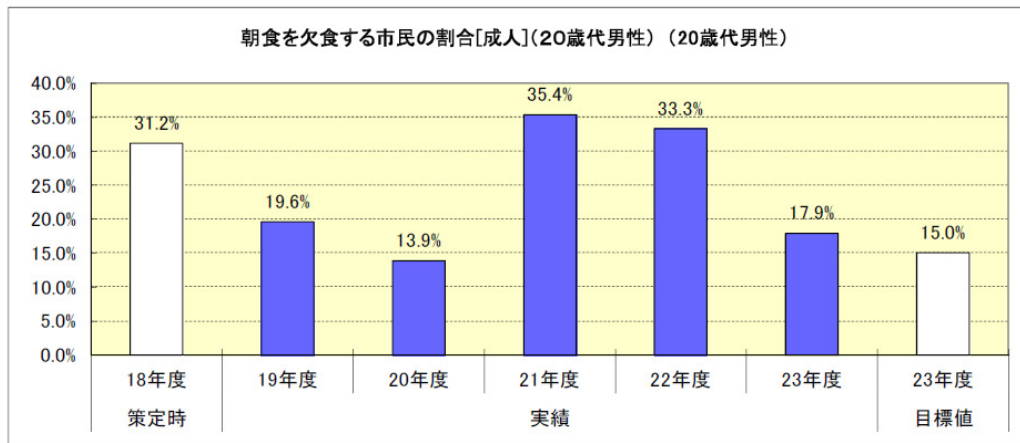
No.	指標	所管課
4-1	朝食を欠食する市民の割合[成人](20歳代男性) (20歳代男性) 「ほとんど食べない」[週に1~2回食べる]	食育・花育センター

【現状値と目標値】

	年度	数値	根拠資料	調査時期	備考
策定時	18年度	31.2%	市民保健医療意識調査(新潟市)	平成17年	「週の半分以上食べない」
目標値	23年度	15.0%			

【推移】

	年度	数値	出典(調査名称)	調査時期	備考
策定時	18年度	31.2%			
実績	19年度	19.6%	平成19年度「市民健康・栄養調査」(新潟市)	平成19年11月	「調査日に食べない」
	20年度	13.9%	平成20年度「食育先進地モデル実証事業効果測定調査(事後)」(新潟市食育推進協議会)	平成21年1月	※参考値(母数少ない)
	21年度	35.4%	平成21年度「食育・健康づくりに関する市民アンケート調査」	平成22年1月	「週の半分以上食べない」
	22年度	33.3%	平成22年度「食育・健康づくりに関する市民アンケート調査」	平成23年1月	「週の半分以上食べない」
	23年度	17.9%	平成23年度「食育・健康づくりに関する市民アンケート調査」	平成23年10月	「週の半分以上食べない」
目標値	23年度	15.0%			



【評価】

年度	増減	評価	コメント、次年度に向けての対策等
19年度	-11.6%	○	-
20年度	-5.7%	◎	平成20年度に実施した「食育先進地モデル実証事業効果測定調査(事後)」(新潟市食育推進協議会)では、「調査日に食べたかどうか」について質問しているため、推進計画の当初目標と質問設定に若干の違いはあるものの、意識は高まっていると考えられるので、引き続き普及・啓発の取り組みを行っていきたい。
21年度	21.5%	△	平成20年度よりも悪化。回答方法が同じ、計画策定時と比較しても悪化した。時間がないことや食べないことが習慣となっていることが主な理由として挙げられている。親世代であるこの年代が朝食を欠食していると、その子どもも朝食を欠食してしまう可能性が高くなるのが考えられるため、生活習慣全体の見直しについて、対策を検討していく必要があると考える。
22年度	-2.1%	○	平成21年度よりもわずかに改善したが、計画策定時よりも悪化した状態が続いている。理由も大きく変わらず食べないことが習慣となっていることや時間がないことが挙げられている。親世代であるこの年代が朝食を欠食していると、その子どもも朝食を欠食してしまう可能性が高くなるのが考えられるため、生活習慣全体の見直しについて、引き続き対策を検討していく。
23年度	-15.4%	○	平成22年度よりも大幅に改善し、計画策定時よりも改善したが、目標値の達成には至っておらず、親世代であるこの年代が朝食を欠食していると、その子どもも朝食を欠食してしまう可能性が高くなるのが考えられるため、生活習慣全体の見直しについて、引き続き対策を検討していく。

◎目標を上回った(達成)、○目標に近づいた、●維持、△前回の指標を下回った(悪化)

(参考)

	年度	数値	根拠資料	調査時期	備考
県	目標(H22)	15.0%			
	H18				
	H19				
	H20				
	H21				
	H23				
全国	目標(H22)	15.0%			
	H18	30.6%	国民健康・栄養調査(厚生労働省)	平成18年11月	「調査日に食べない」
	H19	28.6%	国民健康・栄養調査(厚生労働省)	平成19年11月	「調査日に食べない」
	H20	30.0%	国民健康・栄養調査(厚生労働省)	平成20年11月	「調査日に食べない」
	H21	39.1%	食育の現状と意識に関する調査(内閣府)	平成22年3月	「週の半分以上食べない」
	H22	32.0%	食育の現状と意識に関する調査(内閣府)	平成23年3月	「週の半分以上食べない」
H23	35.4%	「食育に関する意識調査」(内閣府)	平成23年12月	「週の半分以上食べない」	

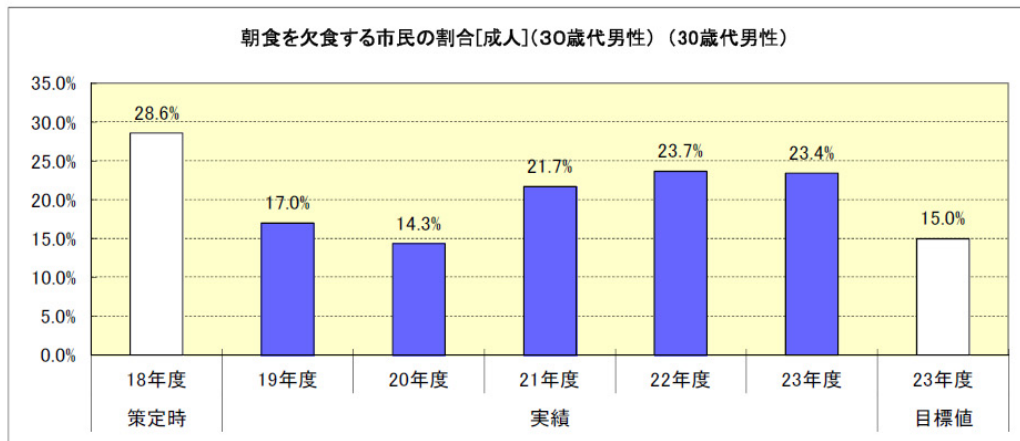
No.	指標	所管課
4-2	朝食を欠食する市民の割合[成人](30歳代男性) (30歳代男性) 「ほとんど食べない」週に1~2回食べる」	食育・花育センター

【現状値と目標値】

	年度	数値	根拠資料	調査時期	備考
策定時	18年度	28.6%	市民保健医療意識調査(新潟市)	平成17年	「週の半分以上食べない」
目標値	23年度	15.0%			

【推移】

	年度	数値	出典(調査名称)	調査時期	備考
策定時	18年度	28.6%			
実績	19年度	17.0%	平成19年度「市民健康・栄養調査」(新潟市)	平成19年11月	「調査日に食べない」
	20年度	14.3%	平成20年度「食育先進地モデル実証事業効果測定調査(事後)」(新潟市食育推進協議会)	平成21年1月	※参考値(母数少ない)
	21年度	21.7%	平成21年度「食育・健康づくりに関する市民アンケート調査」	平成22年1月	「週の半分以上食べない」
	22年度	23.7%	平成22年度「食育・健康づくりに関する市民アンケート調査」	平成23年1月	「週の半分以上食べない」
	23年度	23.4%	平成23年度「食育・健康づくりに関する市民アンケート調査」	平成23年10月	「週の半分以上食べない」
目標値	23年度	15.0%			



【評価】

年度	増減	評価	コメント、次年度に向けての対策等
19年度	-11.6%	○	-
20年度	-2.7%	◎	平成20年度に実施した「食育先進地モデル実証事業効果測定調査(事後)」(新潟市食育推進協議会)では、「調査日に食べたかどうか」について質問しているため、推進計画の当初目標と質問設定に若干の違いはあるものの、意識は高まっていると考えられる。 ただし、20代男性よりも改善の幅は少なく、また、子どもを朝食欠食により関係が深い世代と考えられるため、普及・啓発の取組を工夫して行っていきたい。
21年度	7.4%	△	平成20年度よりも悪化。20歳代男性と同様、時間がないことや食べないことが習慣となっていることが主な理由として挙げられている。 親世代であるこの年代が朝食を欠食していると、その子どもも朝食を欠食してしまう可能性が高くなるのが考えられるため、生活習慣全体の見直しについて、対策を検討していく必要があると考える。
22年度	2.0%	△	平成21年度よりも悪化した。20歳代男性と同様、時間がないことや食べないことが習慣となっていることが主な理由として挙げられている。 親世代であるこの年代が朝食を欠食していると、その子どもも朝食を欠食してしまう可能性が高くなるのが考えられるため、生活習慣全体の見直しについて、引き続き対策を検討していく。
23年度	-0.3%	○	平成22年度よりもわずかに改善したが、目標値の達成には至っておらず、親世代であるこの年代が朝食を欠食していると、その子どもも朝食を欠食してしまう可能性が高くなるのが考えられるため、生活習慣全体の見直しについて、引き続き対策を検討していく。

◎目標を上回った(達成)、○目標に近づいた、●維持、△前回の指標を下回った(悪化)

(参考)

	年度	数値	根拠資料	調査時期	備考
県	目標(H22)	15.0%			
	H18				
	H19				
	H20				
	H21				
	H23				
全国	目標(H22)	15.0%			
	H18	22.8%	国民健康栄養調査(厚生労働省)	平成18年11月	「調査日に食べない」
	H19	30.2%	国民健康栄養調査(厚生労働省)	平成19年11月	「調査日に食べない」
	H20	27.7%	国民健康・栄養調査(厚生労働省)	平成20年11月	「調査日に食べない」
	H21	30.2%	食育の現状と意識に関する調査(内閣府)	平成22年3月	「週の半分以上食べない」
	H22	28.3%	食育の現状と意識に関する調査(内閣府)	平成23年3月	「週の半分以上食べない」
H23	20.2%	「食育に関する意識調査」(内閣府)	平成23年12月	「週の半分以上食べない」	

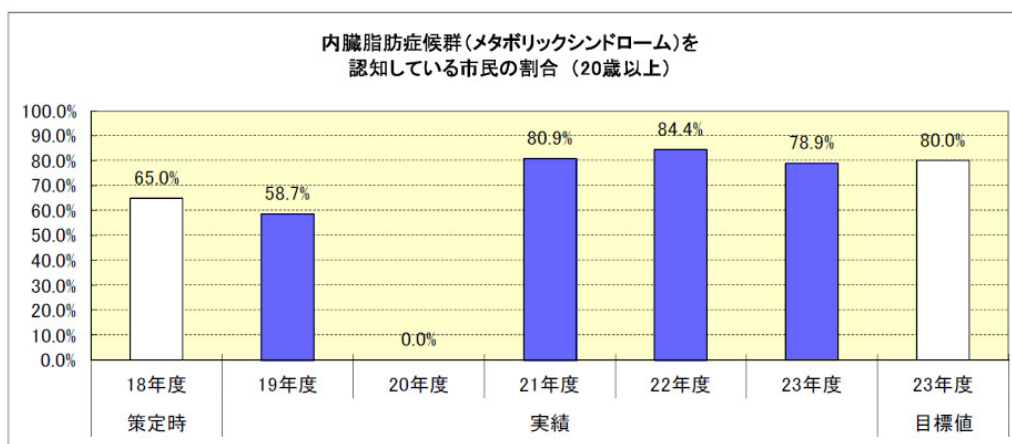
No.	指標	所管課
5	内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を認知している市民の割合(20歳以上) 「言葉も意味も知っている」(H18.19)「言葉も意味も知っている」(H21～)	健康増進課

【現状値と目標値】

	年度	数値	根拠資料	調査時期	備考
策定時	18年度	65.0%	市民保健医療意識調査(新潟市)	平成17年	
目標値	23年度	80.0%			

【推移】

	年度	数値	出典(調査名称)	調査時期	備考
策定時	18年度	65.0%			
実績	19年度	58.7%	平成19年度「市民健康・栄養調査」(新潟市)	平成19年11月	
	20年度	-	-	-	調査なし
	21年度	80.9%	平成21年度「食育・健康づくりに関する市民アンケート調査」	平成22年1月	
	22年度	84.4%	平成22年度「食育・健康づくりに関する市民アンケート調査」	平成23年1月	
	23年度	78.9%	平成23年度「食育・健康づくりに関する市民アンケート調査」	平成23年10月	
目標値	23年度	80.0%			



【評価】

年度	増減	評価	コメント、次年度に向けての対策等
19年度	-6.3%	△	-
20年度	-	-	「食育に関する意識調査」(内閣府)の結果を踏まえると、認知度は向上しており、普及・啓発の取組を継続していくとともに、今後は改善に結びつくような取組を行っていく必要があると考える。
21年度	22.2%	◎	今回のアンケートでは、内閣府の「平成21年度 食育に関する意識調査」の集計方法に合わせて、「言葉も意味も知っている(28.6%)」に加えて、「言葉も知っていたし、意味も大体知っていた(52.3%)」を含めて集計を行った。 言葉と意味の浸透に併せて、肥満の市民の割合減少につなげたい。
22年度	3.5%	◎	平成21年度よりもわずかに増加し、目標値を上回る水準を維持している。 言葉と意味の浸透に併せて、その予防や改善に向けた適切な食事や運動などが継続的に実践されるよう、取組を強化していく。
23年度	-5.5%	△	平成22年度よりも減少し、目標値を下回った。 言葉自体は耳になじんできたが、正しい意味やその予防や改善に向けた適切な食事や運動などが継続的に実践されるよう、取組を強化していく。

◎目標を上回った(達成)、○目標に近づいた、●維持、△前回の指標を下回った(悪化)

(参考)

	年度	数値	根拠資料	調査時期	備考
県	目標(H22)	80.0%			
	H18				
	H19				
	H20				
	H21				
	H22				
全国	目標(H22)	80.0%			
	H18	77.3%	「食育に関する意識調査」(内閣府)	平成19年3月	
	H19	87.6%	「食育に関する意識調査」(内閣府)	平成20年3月	
	H20	89.3%	「食育に関する意識調査」(内閣府)	平成21年3月	
	H21	92.7%	食育の現状と意識に関する調査(内閣府)	平成22年3月	
	H22	89.4%	食育の現状と意識に関する調査(内閣府)	平成23年3月	
	H23	-			

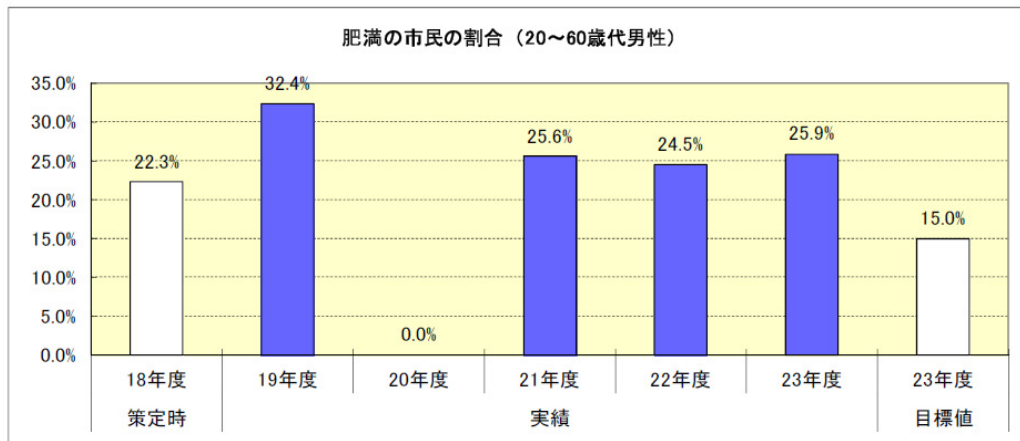
No.	指標	所管課
6	肥満の市民の割合（20～60歳代男性） BMI25以上（申告を基に算出）	健康増進課

【現状値と目標値】

	年度	数値	根拠資料	調査時期	備考
策定時	18年度	22.3%	市民保健医療意識調査（新潟市）	平成17年	
目標値	23年度	15.0%			

【推移】

	年度	数値	出典（調査名称）	調査時期	備考
策定時	18年度	22.3%			
実績	19年度	32.4%	平成19年度「市民健康・栄養調査」（新潟市）	平成19年11月	
	20年度	-	-	-	調査なし
	21年度	25.6%	平成21年度「食育・健康づくりに関する市民アンケート調査」	平成22年1月	
	22年度	24.5%	平成22年度「食育・健康づくりに関する市民アンケート調査」	平成23年1月	
	23年度	25.9%	平成23年度「食育・健康づくりに関する市民アンケート調査」	平成23年10月	
目標値	23年度	15.0%			



【評価】

年度	増減	評価	コメント、次年度に向けての対策等
19年度	10.1%	△	-
20年度	-	-	平成20年度の数値がないため、正確な分析を行うことはできないが、大きく改善されているとは考えられない。「食育に関する意識調査」（内閣府）の結果を見ると、メタボリックシンドロームについての認知度は向上しているため、肥満の改善に結びつくような取組を行っていく必要があると考える。
21年度	-6.8%	○	平成19年度の実績値から、若干改善され、目標値に近づいた。ただし、平成19年度の実績値は実測値に基づいた割合であり、今回と同様の申告値に基づいた平成17年度の実績値と比較すると、数値は悪化している。申告の場合、実際よりも少ない体重で申告する傾向にあるため、実測値の傾向についても注視していく。
22年度	-1.1%	○	平成21年度よりもわずかに改善したが、計画策定時よりも悪化した状態が続いている。指標No5の内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している市民の割合は目標値を上回る水準にあるため、今後は肥満の予防や改善に向けた適切な食事や運動などが継続的に実践されるよう、取組を強化していく。
23年度	1.4%	△	平成22年度よりも悪化し、計画策定時よりも悪化した状態が続いている。指標No5の内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している市民の割合も減少に転じており、今後も肥満の予防や改善に向けた適切な食事や運動などが継続的に実践されるよう、取組を強化していく。

◎目標を上回った（達成）、○目標に近づいた、●維持、△前回の指標を下回った（悪化）

（参考）

	年度	数値	根拠資料	調査時期	備考
県	目標(H22)	15.0%			
	H18				
	H19				
	H20				
	H21				
	H22				
全国	目標(H22)	-			
	H18	31.6%	国民健康・栄養調査（厚生労働省）	平成18年11月	
	H19	31.2%	国民健康・栄養調査（厚生労働省）	平成19年11月	
	H20	29.6%	国民健康・栄養調査（厚生労働省）	平成20年11月	
	H21	30.5%	国民健康・栄養調査（厚生労働省）	平成21年11月	
	H22	30.4%	国民健康・栄養調査（厚生労働省）	平成22年11月	
	H23	-			

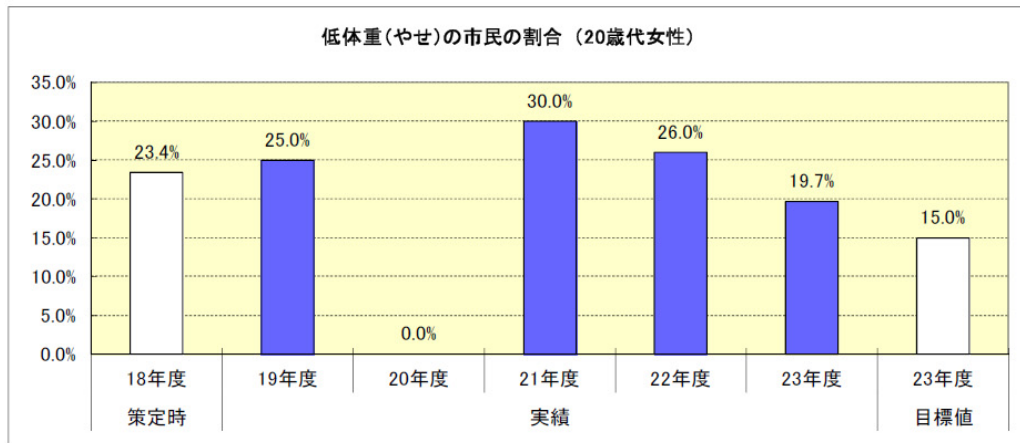
No.	指標	所管課
7	低体重(やせ)の市民の割合 (20歳代女性) BMI18.5未満(申告を基に算出)	健康増進課

【現状値と目標値】

	年度	数値	根拠資料	調査時期	備考
策定時	18年度	23.4%	市民保健医療意識調査(新潟市)	平成17年	
目標値	23年度	15.0%			

【推移】

	年度	数値	出典(調査名称)	調査時期	備考
策定時	18年度	23.4%			
実績	19年度	25.0%	平成19年度「市民健康・栄養調査」(新潟市)	平成19年11月	
	20年度	-	-	-	調査なし
	21年度	30.0%	平成21年度「食育・健康づくりに関する市民アンケート調査」	平成22年1月	
	22年度	26.0%	平成22年度「食育・健康づくりに関する市民アンケート調査」	平成23年1月	
	23年度	19.7%	平成23年度「食育・健康づくりに関する市民アンケート調査」	平成23年10月	
目標値	23年度	15.0%			



【評価】

年度	増減	評価	コメント、次年度に向けての対策等
19年度	1.6%	△	-
20年度	-	-	平成20年度の数値がないため、正確な分析を行うことはできないが、大きく改善されているとは考えられない。平成21年度にアンケート調査を行い、現状を把握する。
21年度	5.0%	△	平成19年度の実績値から、悪化した。 平成19年度の実績値は、実測値に基づいた割合であり、今回と同様の申告値に基づいた平成17年度の実績値と比較すると、数値はさらに悪化している。 若い世代に対して、過度の痩身が胎児に与える影響が大きいことを伝えるなど、極端に痩せていることがよくないということを、改めて伝えていく必要があると考える。
22年度	-4.0%	○	平成21年度よりもわずかに改善したが、計画策定時よりも悪化した状態が続いている。 若い世代に対して、過度の痩身が胎児に与える影響が大きいことを伝えるなど、極端に痩せていることがよくないということを伝えていく方法を改めて検討する。
23年度	-6.3%	○	平成22年度よりも改善し、計画策定時よりも改善したが、目標値の達成には至っておらず、若い世代に対して、過度の痩身が胎児に与える影響が大きいことを伝えるなど、極端に痩せていることがよくないということを伝えていく方法を改めて検討する。

◎目標を上回った(達成)、○目標に近づいた、●維持、△前回の指標を下回った(悪化)

(参考)

	年度	数値	根拠資料	調査時期	備考
県	目標(H22)	20.0%			
	H18				
	H19				
	H20				
	H21				
	H22				
全国	目標(H22)	-			
	H18	23.1%	国民健康・栄養調査(厚生労働省)	平成18年11月	
	H19	23.1%	国民健康・栄養調査(厚生労働省)	平成19年11月	
	H20	22.5%	国民健康・栄養調査(厚生労働省)	平成20年11月	
	H21	22.3%	国民健康・栄養調査(厚生労働省)	平成21年11月	
	H22	29.0%	国民健康・栄養調査(厚生労働省)	平成22年11月	
	H23	-			

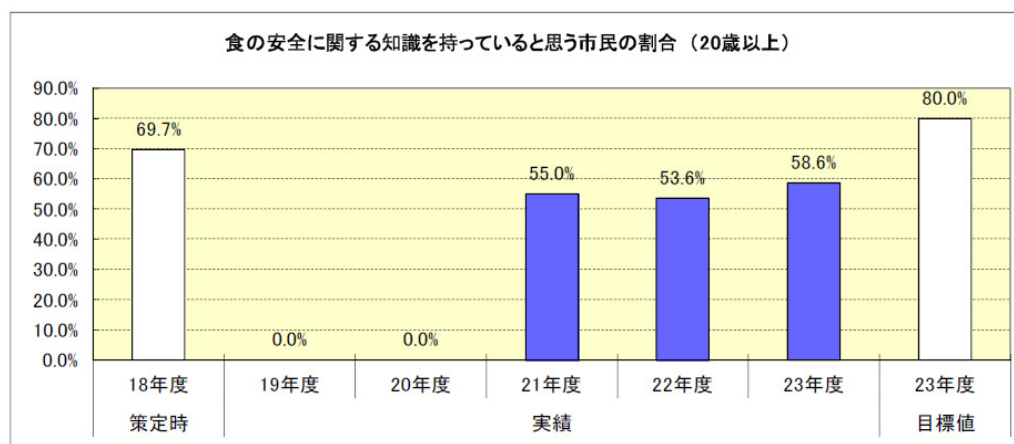
No.	指標	所管課
8	食の安全に関する知識を持っていると思う市民の割合（20歳以上） 「持っている」「ある程度持っている」	食の安全推進課

【現状値と目標値】

	年度	数値	根拠資料	調査時期	備考
策定時	18年度	69.7%	食育・健康づくりに関する市民アンケート調査(新潟市)	平成19年1月	
目標値	23年度	80.0%			

【推移】

	年度	数値	出典(調査名称)	調査時期	備考
策定時	18年度	69.7%			
実績	19年度	-	-	-	調査なし
	20年度	-	-	-	調査なし
	21年度	55.0%	平成21年度「食育・健康づくりに関する市民アンケート調査」	平成22年1月	
	22年度	53.6%	平成21年度「食育・健康づくりに関する市民アンケート調査」	平成23年1月	
	23年度	58.6%	平成23年度「食育・健康づくりに関する市民アンケート調査」	平成23年10月	
目標値	23年度	80.0%			



【評価】

年度	増減	評価	コメント、次年度に向けての対策等
19年度	-	-	-
20年度	-	-	「食品安全確保総合調査」(食品安全委員会)の結果が減少傾向にあり、普及・啓発の取り組みを強化する必要がある。
21年度	-14.7%	△	計画策定時から大幅に悪化した。賞味期限・消費期限の改ざん事件や原材料の偽装事件、中国製冷凍餃子の食中毒事件など、食の安全を脅かす事件が頻発したことにより、食に対する不安が増大し、知識不足であるという認識が高まったのではないかと考えられる。 本市では、平成21年4月に「食の安全相談室」を設置。市民の食に対する不安の解消に向けた取り組みを強化している。
22年度	-1.4%	△	平成21年度よりも悪化した。 国においては平成21年9月に消費者庁を発足させ、本市においては平成21年4月に「食の安全相談室」を設置し、消費者が抱える不安、不信を解消し、安心な食生活が送れるよう、情報発信の強化などを検討していく。
23年度	5.0%	○	平成22年度よりもわずかに改善したが、計画策定時を下回っている。 本市においては「食の安全相談室」を発展させ、保健所に「食の安全推進課」を設置し、食の安全確保や、消費者が抱える不安、不信を解消し、安心な食生活が送れるよう体制を強化した。

◎目標を上回った(達成)、○目標に近づいた、●維持、△前回の指標を下回った(悪化)

(参考)

	年度	数値	根拠資料	調査時期	備考
県	目標(H22)	-			
	H18				
	H19				
	H20				
	H21				
	H22				
全国	目標(H22)	60%以上			
	H18	66.4%	「食品安全確保総合調査」(食品安全委員会)	平成19年3月	
	H19	57.6%	「食品安全確保総合調査」(食品安全委員会)	平成20年3月	
	H20	49.7%	「食品安全確保総合調査」(食品安全委員会)	平成21年3月	
	H21	55.6%	「食品安全確保総合調査」(食品安全委員会)	平成22年3月	
	H22	37.4%	「食品安全確保総合調査」(食品安全委員会)	平成23年3月	
	H23	66.0%	「食育に関する意識調査」(内閣府)	平成23年12月	

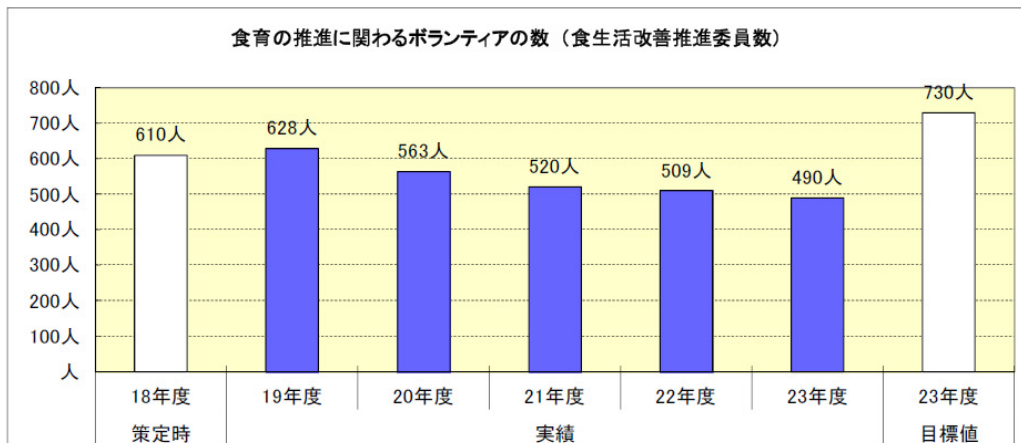
No.	指標	所管課
9	食育の推進に関わるボランティアの数（食生活改善推進委員数）	健康増進課

【現状値と目標値】

	年度	数値	根拠資料	調査時期	備考
策定時	18年度	610人	保健所健康衛生課調べ		
目標値	23年度	730人			

【推移】

	年度	数値	出典(調査名称)	調査時期	備考
策定時	18年度	610人			
実績	19年度	628人	保健所健康衛生課調べ	平成20年4月	
	20年度	563人	保健所健康衛生課調べ	平成21年4月	旧市町村単位のグループが脱退。
	21年度	520人	保健所健康衛生課調べ	平成22年4月	
	22年度	509人	保健所健康衛生課調べ	平成23年4月	
	23年度	490人	保健所健康増進課調べ	平成24年4月	
目標値	23年度	730人			



【評価】

年度	増減	評価	コメント、次年度に向けての対策等
19年度	18人	○	活動長期目標として、会員増加と組織強化を掲げる。
20年度	-65人	△	旧市町村単位のグループが脱退。人材の確保が食育の推進に不可欠と考え、次年度は、脱退地域において養成講座を開催。役員相互の交流に力を入れる。
21年度	-43人	△	会員数の減少がみられる地域での養成講座開催や、各支部の情報交換を密にし、会員数増加と組織強化を図る。
22年度	-11人	△	食生活改善推進委員養成講座のちらしを公共機関等に設置し、広く周知する他、会員自らが受講を呼びかけることで、養成講座受講者数を確保し、会員増に繋げる。さらに、会員の減少をできる限り抑えるために、会の運営等が円滑に進むよう取り組む。
23年度	-19人	△	新会員を養成しても脱会する会員がいるため、大きな増加が得られない現状である。ちらし等を活用し広く周知することで、養成講座受講者を増やすとともに、会員の減少を抑えるために会の運営が円滑に進むよう支援する必要がある。

◎目標を上回った(達成)、○目標に近づいた、●維持、△前回の指標を下回った(悪化)

(参考)

	年度	数値	根拠資料	調査時期	備考
県	目標(H22)	20%増			
	H18	6,135人	新潟県食生活改善推進委員協議会 総会資料		会員ピークは、平成4年の7,596人
	H19	5,836人	新潟県食生活改善推進委員協議会 総会資料		
	H20	5,635人	新潟県食生活改善推進委員協議会 総会資料		
	H21	5,388人	新潟県食生活改善推進委員協議会 総会資料	平成22年6月	
	H22	5,404人	新潟県食生活改善推進委員協議会 総会資料	平成23年6月	
	H23	4,350人	新潟県食生活改善推進委員協議会 総会資料	平成24年6月	
全国	目標(H22)	20%増			
	H18	194,190人	新潟県食生活改善推進委員協議会へ照会		
	H19	187,828人	新潟県食生活改善推進委員協議会へ照会		
	H20	182,827人	新潟県食生活改善推進委員協議会へ照会		
	H21	177,461人	財団法人日本食生活協会へ照会	平成22年6月	
	H22	171,107人	財団法人日本食生活協会へ照会	平成23年7月	
	H23	165,583人	財団法人日本食生活協会へ照会	平成24年8月	

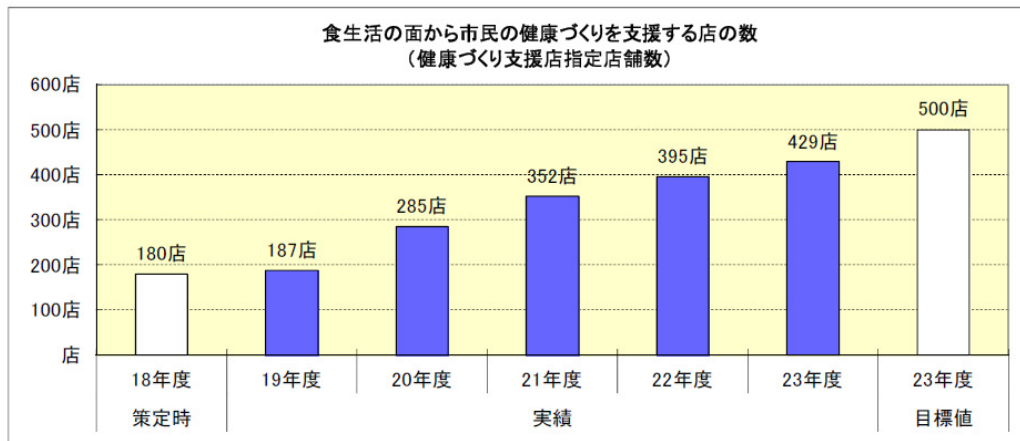
No.	指標	所管課
10	食生活の面から市民の健康づくりを支援する店の数（健康づくり支援店指定店舗数）	健康増進課

【現状値と目標値】

	年度	数値	根拠資料	調査時期	備考
策定時	18年度	180店	保健所保健管理課調べ		
目標値	23年度	500店			

【推移】

	年度	数値	出典(調査名称)	調査時期	備考
策定時	18年度	180店			
実績	19年度	187店	保健所保健管理課調べ	平成20年3月	
	20年度	285店	保健所保健管理課調べ	平成21年3月	
	21年度	352店	保健所健康衛生課調べ	平成22年3月	
	22年度	395店	保健所健康衛生課調べ	平成23年3月	
	23年度	429店	保健所健康増進課調べ	平成24年3月	
目標値	23年度	500店			



【評価】

年度	増減	評価	コメント、次年度に向けての対策等
19年度	7店	○	外食栄養成分表示店普及事業から健康づくり支援店普及事業にリニューアルし、「情報提供」、「ヘルシーメニューの提供」、「ヘルシーサービスの提供」として健康づくりの取組みの拡大を図った。
20年度	98店	○	大手のコンビニにエンスストアが健康づくり支援店に加盟したため、増加した。時代の要請に伴い、健康づくり支援店の指定項目に、「禁煙・分煙」を加えた。喫茶部門にヘルシーメニューの提供を呼びかけ、3店舗から協力を得て、次年度の足がかりを作った。
21年度	67店	○	要項を見直し、野菜摂取の増加が図れるよう、市内産の農産物を積極的に使用する企業の社員食堂を「健康づくり支援店」に指定し増加を図った。また、ヘルシーメニューキャンペーンに参加する店13店の栄養成分表示を支援し参加店を増やした。大手のコンビニエンスストアが支援店に加盟した。
22年度	43店	○	次年度は、市民及び飲食店等にとって、よりわかりやすく活用しやすい制度とするよう、要綱改正を行う。また、県と連携し、大手スーパー等への働きかけを継続するほか、ファミリーレストランなどへの働きかけも推進する。
23年度	34店	○	要領の改正を行い、市民及び飲食店にとって、よりわかりやすく活用しやすい内容にした。今後は、登録店を増やすとともに、現在、登録している店に対して定期的な情報提供を継続して実施していく。

◎目標を上回った(達成)、○目標に近づいた、●維持、△前回の指標を下回った(悪化)

(参考)

	年度	数値	根拠資料	調査時期	備考
県	目標(H22)	1,700店			
	H18	874店	新潟県食育推進計画	H19.3.31	
	H19	710店	新潟県食育推進計画	H20.3.31	
	H20	1175店	新潟県食育推進計画	H21.3.31	
	H21	1387店	新潟県食育推進計画	H22.3.31	
	H22	1,532店	新潟県食育推進計画	H23.3.31	
	H23	1,820店	新潟県食育推進計画	H24.3.31	
全国	目標(H22)	-			
	H18				
	H19				
	H20				
	H21				
	H22				
	H23				

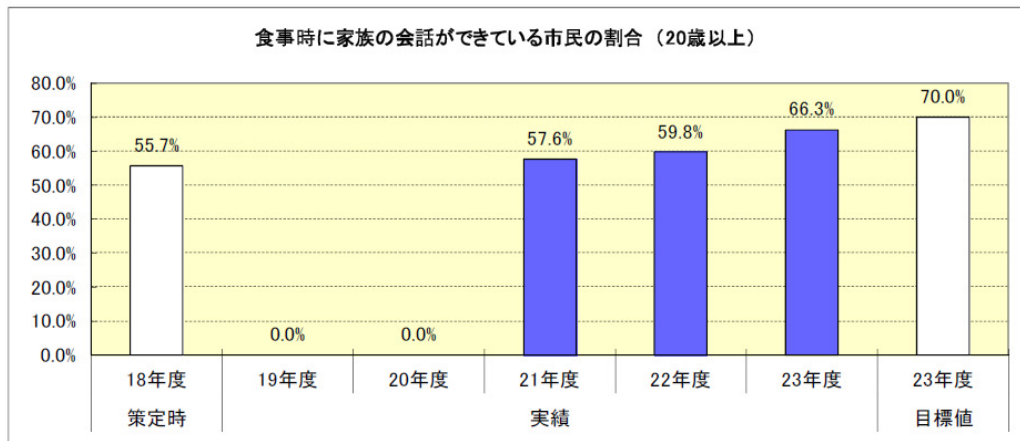
No.	指標	所管課
11	食事時に家族の会話ができている市民の割合（20歳以上） 「大切だと思っているしできている」「大切だと思っているしだいたいできている」	食育・花育センター

【現状値と目標値】

	年度	数値	根拠資料	調査時期	備考
策定時	18年度	55.7%	食育・健康づくりに関する市民アンケート調査(新潟市)	平成19年1月	
目標値	23年度	70.0%			

【推移】

	年度	数値	出典(調査名称)	調査時期	備考
策定時	18年度	55.7%			
実績	19年度	-	-	-	調査なし
	20年度	-	-	-	調査なし
	21年度	57.6%	平成21年度「食育・健康づくりに関する市民アンケート調査」	平成22年1月	
	22年度	59.8%	平成22年度「食育・健康づくりに関する市民アンケート調査」	平成23年1月	
	23年度	66.3%	平成23年度「食育・健康づくりに関する市民アンケート調査」	平成23年10月	
目標値	23年度	70.0%			



【評価】

年度	増減	評価	コメント、次年度に向けての対策等
19年度	-	-	-
20年度	-	-	「食育に関する意識調査」(内閣府)の結果を踏まえると、質問の内容に若干の違いはあるものの、食事を楽しむことを大切に考え、実践している割合は、徐々に高まってきていると考えられる。今後も継続的な普及・啓発活動を行っていきと同時に、新たな取組のについて検討していく。
21年度	1.9%	○	計画策定時からわずかに上昇した。食事時に家族の会話が必要だと思っている人は92.9%であり、実践度と大きな差が生じている。社会・経済構造の変化によって、毎日家族全員が揃って食事をするのは難しくなっていると考えられるが、「朝ごはんは毎日一緒に食べる」、「日曜日の晩ごはんは一緒に食べる」など、家庭の状況に応じた食事の楽しみ方を提案していく必要があると考える。
22年度	2.2%	○	平成21年度よりもわずかに増加したが、食事時に家族の会話が必要だと思っている人は92.3%であり、実践度と間に大きな差が生じている。社会・経済構造の変化やライフスタイルの多様化により、家族全員が揃って食事をするのは難しくなっていると考えられるが、状況に応じた食事の楽しみ方を提案していくことが必要である。
23年度	6.5%	○	平成22年度よりも増加したが、食事時に家族の会話が必要だと思っている人は97.3%であり、実践度と間に大きな差が生じている。社会・経済構造の変化やライフスタイルの多様化により、家族全員が揃って食事をするのは難しくなっていると考えられるが、状況に応じた食事の楽しみ方を提案していくことが必要である。

◎目標を上回った(達成)、○目標に近づいた、●維持、△前回の指標を下回った(悪化)

(参考)

	年度	数値	根拠資料	調査時期	備考
県	目標(H22)	-			
	H18		家庭での食育の実践について、「家庭や友人と食卓を囲み、食事を楽しむ機会を増やすなど、食を通じたコミュニケーションを充実させる」ことを「必ずしている」と「しばしばしている」と答えた割合の合計。		
	H19				
	H20				
	H21				
	H22				
H23					
全国	目標(H22)	-			
	H18	50.2%	「食育に関する意識調査」(内閣府)	平成19年3月	
	H19	-			
	H20	69.9%	「食育に関する意識調査」(内閣府)	平成21年3月	
	H21	-			
	H22	-			
H23	-				

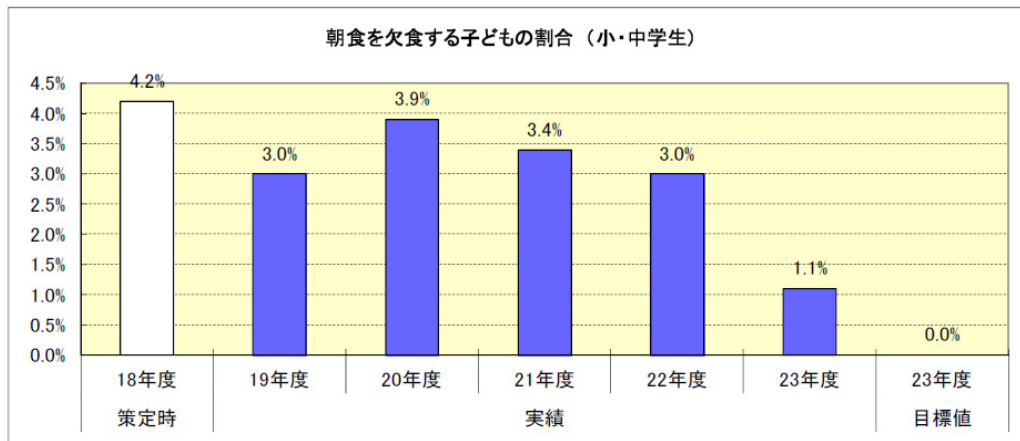
No.	指標	所管課
12	朝食を欠食する子どもの割合（小・中学生） 学校へ行く前に朝食をとるか「とらないことが多い」「全く、ほとんどとらない」	保健給食課

【現状値と目標値】

	年度	数値	根拠資料	調査時期	備考
策定時	18年度	4.2%	平成17～19年度「生活実態総合調査」(新潟市総合教育センター)		
目標値	23年度	0.0%			

【推移】

	年度	数値	出典(調査名称)	調査時期	備考
策定時	18年度	4.2%			
実績	19年度	3.0%	平成19年度「生活実態総合調査」(新潟市総合教育センター)	平成19年4月	
	20年度	3.9%	平成20年度「新潟市生活・学習意識調査」(新潟市総合教育センター)	平成20年11月	
	21年度	3.4%	平成21年度「新潟市生活・学習意識調査」(新潟市総合教育センター)	平成21年11月	
	22年度	3.0%	平成22年度「新潟市生活・学習意識調査」(新潟市総合教育センター)	平成22年11月	
	23年度	1.1%	平成23年度「新潟市生活・学習意識調査」(新潟市総合教育センター)	平成23年11月	
目標値	23年度	0.0%			



【評価】

年度	増減	評価	コメント、次年度に向けての対策等
19年度	-1.2%	○	予定通り欠食率を引き下げることが出来た。今後も食育の推進に努める。
20年度	0.9%	△	特に中学生の朝食欠食が増加していることから、中学生に対する食の指導が必要と考える。
21年度	-0.5%	○	目標には達しなかったが前年度より率を引き下げることができた。依然、中学生の欠食率が高いことから、中学生に対する食の指導が必要と考える。
22年度	-0.4%	○	目標には達しなかったが前年度より率を引き下げることができた。子どもだけでなく家庭への働きかけを強化していく必要があると考える。
23年度	-1.9%	○	目標には達しなかったが前年度より率を引き下げることができた。食育指導の効果がある程度発揮されたものと思われる。小学生の欠食率は0.7%であるが、中学生の欠食率は1.4%である。特に中学3年生が2.0%と学年が上がるに比例し欠食率も上がっていることから、働きかけを継続していく必要がある。

◎目標を上回った(達成)、○目標に近づいた、●維持、△前回の指標を下回った(悪化)

(参考)

	年度	数値	根拠資料	調査時期	備考
県	目標(H22)	0.0%			
	H18				
	H19				
	H20				
	H21				
	H23				
全国	目標(H22)	0.0%			
	H18	3.5%	平成17年度児童生徒の食事状況等調査(独)日本スポーツ振興センター	平成17年11月	※平成17年度の数値
	H19	1.6%	平成19年度児童生徒の食事状況等調査(独)日本スポーツ振興センター	平成19年11月	※平成19年度の数値
	H20	1.6%	平成19年度児童生徒の食事状況等調査(独)日本スポーツ振興センター	平成19年11月	※平成19年度の数値
	H21	1.6%	平成19年度児童生徒の食事状況等調査(独)日本スポーツ振興センター	平成19年11月	※平成19年度の数値
	H23	1.6%	平成19年度児童生徒の食事状況等調査(独)日本スポーツ振興センター	平成19年11月	※平成19年度の数値

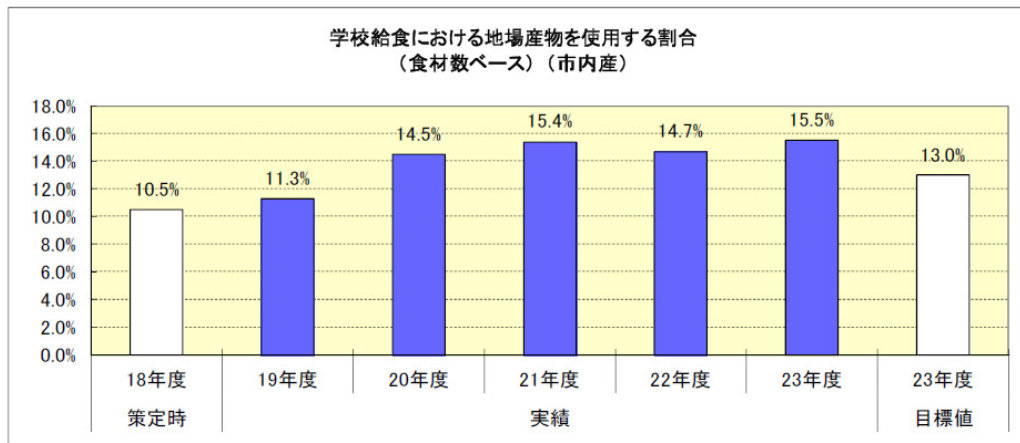
No.	指標	所管課
13	学校給食における地場産物を使用する割合 (食材数ベース) (市内産)	保健給食課

【現状値と目標値】

	年度	数値	根拠資料	調査時期	備考
策定時	18年度	10.5%	教育委員会保健給食課調べ		
目標値	23年度	13.0%			

【推移】

	年度	数値	出典(調査名称)	調査時期	備考
策定時	18年度	10.5%			
実績	19年度	11.3%	教育委員会保健給食課調べ	平成20年3月	
	20年度	14.5%	教育委員会保健給食課調べ	平成21年3月	
	21年度	15.4%	教育委員会保健給食課調べ	平成22年3月	
	22年度	14.7%	教育委員会保健給食課調べ	平成23年3月	
	23年度	15.5%	教育委員会保健給食課調べ	平成24年3月	
目標値	23年度	13.0%			



【評価】

年度	増減	評価	コメント、次年度に向けての対策等
19年度	0.8%	○	予定通り目標を達成することができた。今後も地産地消の推進に努める。
20年度	3.2%	◎	各区・施設や関係者の協力で目標を達成したことから、目標値を15%に修正する。
21年度	0.9%	◎	予定通り目標を達成することができた。今後も15%を下回らないよう地産地消の推進に努める。
22年度	-0.7%	◎	天候不順による地場産農作物の不作もあって、例年より市内産の入手が困難であった。
23年度	0.8%	◎	予定通り目標を達成することが出来た。今後も地産地消を推進します。

◎目標を上回った(達成)、○目標に近づいた、●維持、△前回の指標を下回った(悪化)

(参考)

	年度	数値	根拠資料	調査時期	備考
県	目標(H22)	30.0%			
	H18	24.7%	学校給食における地場産物の使用調査	平成19年3月	
	H19	24.9%	学校給食における地場産物の使用調査	平成20年3月	
	H20				
	H21				
	H22				
	H23				
全国	目標(H22)	30.0%			
	H18	23.7%	文部科学省調査		※ 平成17年度の数値
	H19	23.3%	文部科学省調査		
	H20				
	H21				
	H22				
	H23				

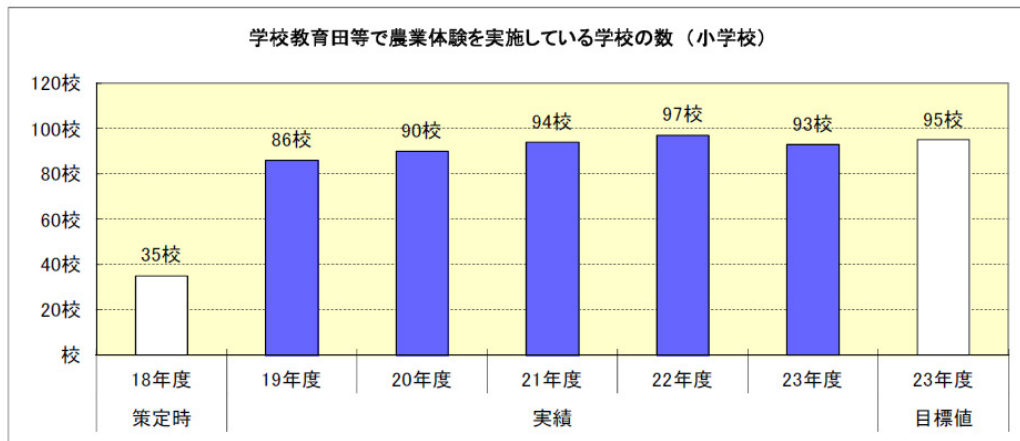
No.	指標	所管課
14	学校教育田等で農業体験を実施している学校の数（小学校）	食育・花育センター

【現状値と目標値】

	年度	数値	根拠資料	調査時期	備考
策定時	18年度	35校	農林水産部食と花の推進課調べ	平成19年3月	
目標値	23年度	95校			

【推移】

	年度	数値	出典(調査名称)	調査時期	備考
策定時	18年度	35校			
実績	19年度	86校	農林水産部食と花の推進課調べ	平成20年3月	
	20年度	90校	農林水産部食と花の推進課調べ	平成21年3月	
	21年度	94校	農林水産部食と花の推進課調べ	平成22年6月	
	22年度	97校	食育・花育センター調べ	平成23年6月	
	23年度	93校	食育・花育センター調べ	平成24年3月	
目標値	23年度	95校			



【評価】

年度	増減	評価	コメント、次年度に向けての対策等
19年度	51校	○	取り組み校の増加は、集計方法の変更(市が支援する学校教育田設置事業への取り組み校に、学校独自の農業体験の取り組み校を合算)によるもの。※以降同様
20年度	4校	○	取り組み校数は増えていることから、今後も継続・拡大を図りたい。
21年度	4校	○	取り組み校数が増えていることから、今後も継続・拡大を図りたい。
22年度	3校	◎	目標を達成した。今後も継続・拡大を図りたい。
23年度	-4校	△	取組校数は減少したものの、農業体験に対するニーズは高く、今後も継続・拡大を図りたい。

◎目標を上回った(達成)、○目標に近づいた、●維持、△前回の指標を下回った(悪化)

(参考)

	年度	数値	根拠資料	調査時期	備考
県	目標(H22)	-			
	H18				
	H19				
	H20				
	H21				
	H22				
全国	目標(H22)	-			
	H18				
	H19				
	H20				
	H21				
	H22				

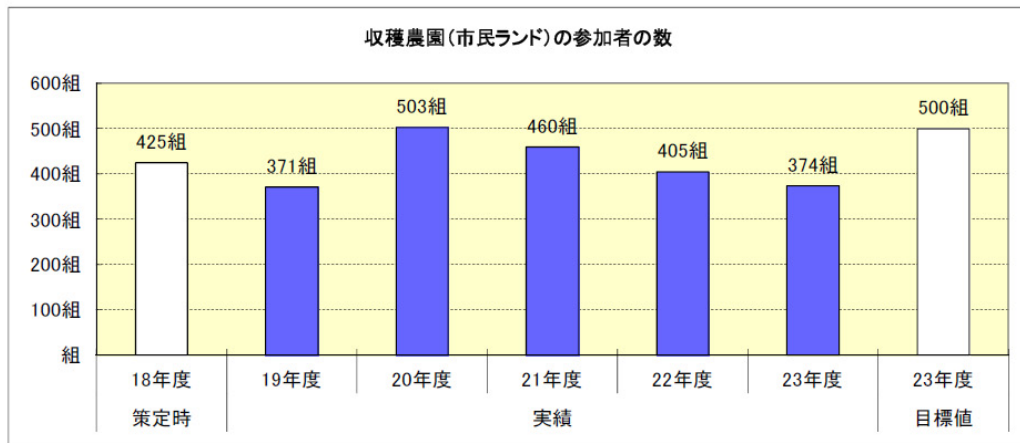
No.	指標	所管課
15	収穫農園(市民ランド)の参加者の数 家族や友人同士など参加グループ数	食育・花育センター

【現状値と目標値】

	年度	数値	根拠資料	調査時期	備考
策定時	18年度	425組	農林水産部食と花の推進課調べ	平成19年3月	
目標値	23年度	500組			

【推移】

	年度	数値	出典(調査名称)	調査時期	備考
策定時	18年度	425組			
実績	19年度	371組	農林水産部食と花の推進課調べ	平成20年3月	
	20年度	503組	農林水産部食と花の推進課調べ	平成21年3月	
	21年度	460組	農林水産部食と花の推進課調べ	平成22年6月	
	22年度	405組	食育・花育センター調べ	平成23年6月	
	23年度	374組	食育・花育センター調べ	平成24年3月	
目標値	23年度	500組			



【評価】

年度	増減	評価	コメント、次年度に向けての対策等
19年度	-54組	△	参加組数の減少は、集計方法の変更(体験農園参加組数を除外)によるもの。※以降同様
20年度	132組	◎	参加組数の増加は、市民の関心の高さを反映したものと考えられる。今後も継続・拡大を図りたい。
21年度	-43組	△	参加組数は減少したが、品目数は増えているため、PR方法の検討など今後も継続・拡大を図りたい。
22年度	-55組	△	天候の影響もあり、参加者数・収穫量ともに振るわなかった。PR方法の検討など進め、今後も継続・拡大を図りたい。
23年度	-31組	△	豪雨、猛暑など天候の影響で中止となったものもあり、参加組数が減少した。食育・花育センターでもPRを行うなど、今後も継続・拡大を図りたい。

◎目標を上回った(達成)、○目標に近づいた、●維持、△前回の指標を下回った(悪化)

(参考)

	年度	数値	根拠資料	調査時期	備考
県	目標(H22)	-			
	H18				
	H19				
	H20				
	H21				
	H22				
	H23				
全国	目標(H22)	-			
	H18				
	H19				
	H20				
	H21				
	H22				
	H23				

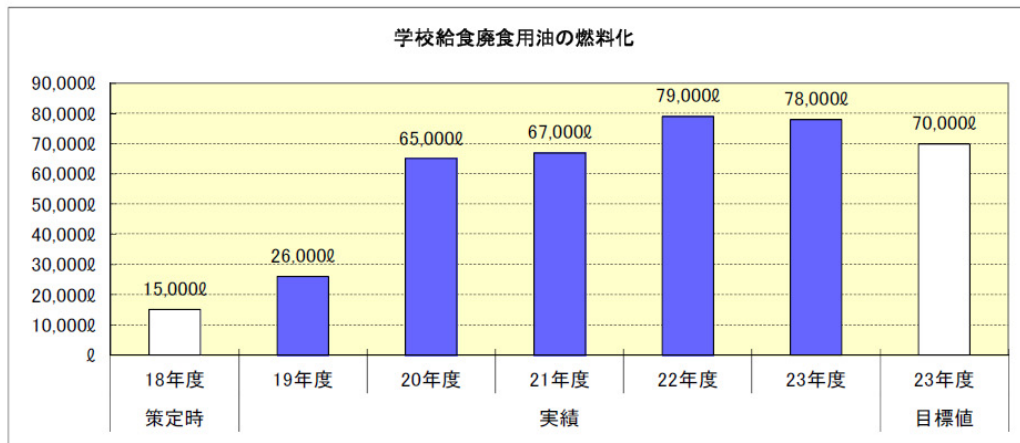
No.	指標	所管課
16	学校給食廃食用油の燃料化 新潟菜の花プラン推進指標(廃油回収料÷BDF生産量)	環境政策課

【現状値と目標値】

	年度	数値	根拠資料	調査時期	備考
策定時	18年度	15,000ℓ	環境部環境対策課調べ		
目標値	23年度	70,000ℓ			

【推移】

	年度	数値	出典(調査名称)	調査時期	備考
策定時	18年度	15,000ℓ			
実績	19年度	26,000ℓ	環境部環境対策課調べ	平成20年3月	
	20年度	65,000ℓ	環境部環境対策課調べ	平成21年3月	市民回収30,000ℓ, 学校給食35,000ℓ
	21年度	67,000ℓ	環境部環境政策課調べ	平成22年3月	市民回収32,000ℓ, 学校給食35,000ℓ
	22年度	79,000ℓ	環境部環境政策課調べ	平成23年3月	市民回収37,000ℓ, 学校給食42,000ℓ
	23年度	78,000ℓ	環境部環境政策課調べ	平成24年3月	市民回収35,000ℓ, 学校給食43,000ℓ
目標値	23年度	70,000ℓ			



【評価】

年度	増減	評価	コメント、次年度に向けての対策等
19年度	11,000ℓ	○	-
20年度	39,000ℓ	○	地球温暖化防止など環境への関心の高まりもあり、今後も取組を継続していく。
21年度	2,000人	○	回収場所の拡大・再資源化の促進を図り、今後も取組を継続していく。
22年度	12,000ℓ	◎	回収場所の拡大・再資源化の促進を図り、今後も取組を継続していく。
23年度	-1,000ℓ	◎	回収場所の拡大・再資源化の促進を図り、今後も取組を継続していく。

◎目標を上回った(達成)、○目標に近づいた、●維持、△前回の指標を下回った(悪化)

(参考)

	年度	数値	根拠資料	調査時期	備考
県	目標(H22)	-			
	H18				
	H19				
	H20				
	H21				
	H22				
全国	目標(H22)	-			
	H18				
	H19				
	H20				
	H21				
	H22				

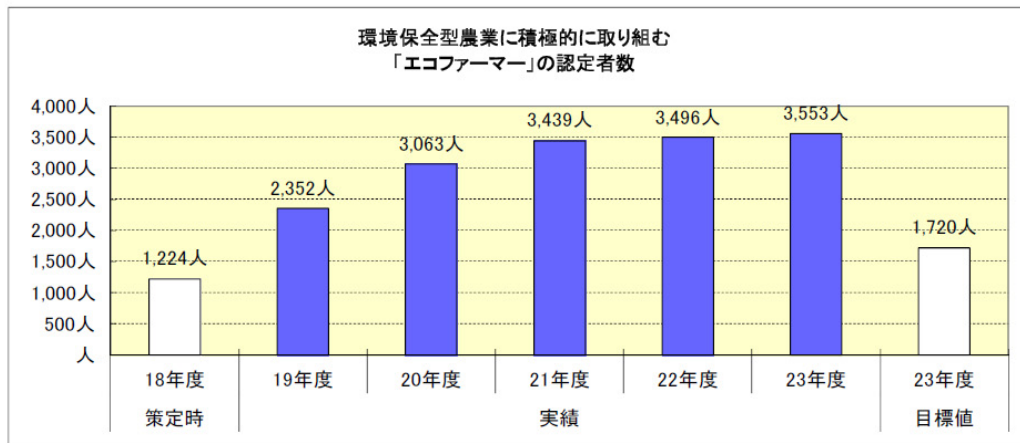
No.	指標	所管課
17	環境保全型農業に積極的に取り組む「エコファーマー」の認定者数	農業政策課

【現状値と目標値】

	年度	数値	根拠資料	調査時期	備考
策定時	18年度	1,224人	農林水産部農業政策課調べ	平成19年3月	
目標値	23年度	1,720人			

【推移】

	年度	数値	出典(調査名称)	調査時期	備考
策定時	18年度	1,224人			
実績	19年度	2,352人	農林水産部農業政策課調べ	平成20年3月	
	20年度	3,063人	農林水産部農業政策課調べ	平成21年3月	
	21年度	3,439人	農林水産部農業政策課調べ	平成22年3月	
	22年度	3,496人	農林水産部農業政策課調べ	平成23年3月	
	23年度	3,553人	農林水産部農業政策課調べ	平成24年3月	
目標値	23年度	1,720人			



【評価】

年度	増減	評価	コメント、次年度に向けての対策等
19年度	1,128人	◎	推進計画の当初目標を達成した。環境保全型農業への意識の高まりから、さらに増加すると思われる。
20年度	711人	◎	推進計画の当初目標を達成した。環境保全型農業への意識の高まりから、さらに増加すると思われる。
21年度	376人	◎	推進計画の当初目標を達成した。環境保全型農業への意識の高まりから、さらに増加すると思われる。
22年度	57人	◎	環境保全型農業への意識の高まりを背景に、推進計画の当初目標を達成した。今後も増加傾向は続くが、意識が浸透してきたこともあり、伸び率は低くなると思われる。
23年度	57人	◎	環境保全型農業への意識の高まりを背景に、推進計画の当初目標を達成した。今後も増加傾向は続くが、意識が浸透してきたこともあり、伸び率は低くなると思われる。

◎目標を上回った(達成)、○目標に近づいた、●維持、△前回の指標を下回った(悪化)

(参考)

	年度	数値	根拠資料	調査時期	備考
県	目標(H22)	2,500人			H23新潟県環境保全型農業行動計画ではH24目標16,000人
	H18				
	H19				
	H20	12,529人	新潟県ホームページ公表	平成21年6月	
	H21	13,504人	新潟県ホームページ公表	平成21年10月	
	H22	14,924人	新潟県ホームページ公表	平成22年12月	
	H23	15,539人	新潟県ホームページ公表	平成23年12月	
全国	目標(H22)	-			
	H18				
	H19				
	H20	185,807人	農林水産省ホームページ公表	平成21年3月	
	H21	191,846人	農林水産省ホームページ公表	平成21年9月	
	H22	196,692人	農林水産省ホームページ公表	平成22年3月	
	H23	210,945人	農林水産省ホームページ公表	平成23年9月	

○ 食育推進のための施策展開

。 施策内容

本市の現状と課題を整理し、条例の基本理念のもと、“にいがた流 食生活”を食育推進のための施策の柱とし、各所で実施する取組を6つの基本的な施策に分類して展開しました。

1 市民運動としての食育の推進

教育関係者、保健医療関係者、農林漁業者、食品関連事業者、食に関わる各種団体など関係者とコミュニケーションを図りながら、連携・協働し、市民一人ひとりが自らの問題として食育に関心をもち、市民運動として展開されるよう取り組みます。

2 家庭における食育の推進

市民一人ひとりが、基本的な生活習慣を学ぶ場である家庭において、自分や家族の食生活を大切にし、健全な食習慣の確立がなされるよう、男女共同参画の視点を踏まえ、保護者や子どもの食に対する関心と理解が深まるよう取り組みます。

3 学校、保育所等における食育の推進

家庭や地域と連携しつつ、学校、保育所などにおいて、子どもたちが楽しみながら食に関する知識や食を選択する力を身に付け、健全な食生活の実現と心身の健全な成長が図られるよう取り組みます。

4 地域及び職場における食生活改善のための取組の推進

地域や職場において、栄養、食習慣に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防するための活動を推進します。

5 豊かな食環境と食文化を生かし受け継ぐ食育の推進

都市と田園が共存する本市の特性を生かして、生産者と消費者の交流を促進することにより、両者の信頼関係が構築され、市民の自然の恩恵や食に関わる人々に対する感謝の念、環境や物を大切に作る心が育まれるとともに、地域の活性化や環境との調和のとれた食料の生産と消費が行われるよう取り組みます。

本市の風土、伝統的な行事、作法などと結びついた新潟市ならではの食文化など、伝統ある優れた食文化を発掘し、これを継承するとともに、新たな食文化の創造のための活動を支援します。

6 食品の安全性その他食の選択に資する情報提供等

市民が適切な食生活の選択ができるよう、食品の安全性、栄養、食習慣などの情報の収集や調査研究、あらゆる広報媒体の有効活用などにより、効果的な情報の発信に努めます。

○ 主な取組み事例

1 市民運動としての食育の推進

(1) 「にいがた流食生活」の提唱・普及

- ・ 本市の食育推進を市民運動として展開するため、本市の特色である米を主食に地域でとれた新鮮で安心・安全な野菜、果物、肉、魚などの多様な副食からなる、栄養バランスのすぐれた日本型食生活の実践を柱とする「にいがた流 食生活」を提唱し、広く市民及び関係者への普及を図りました。
- ・ 「にいがた流食生活」の良さや実践について、食育フォーラムや食育の日のイベントの開催等を通じて市民や関係者の理解を深めました。
- ・ 食育に関する総合的な相談窓口やホームページにおいて、「にいがた流 食生活」の実践の呼びかけや実践するための市民に役立つ情報を発信しました。

(2) 継続的な食育推進運動

- ・ 関係者と連携して、国が定めた「食育月間」（毎年6月）及び「食育の日」（毎月19日）を普及し、この時期における関係者の取組を促すため、イベントを開催するなど、食育の普及啓発を行いました。
- ・ 「家族みんなで朝ごはんの日」の提唱などにより、朝食習慣や家族そろって食卓を囲むことの重要性などへの市民の理解を深め、家族で互いの食生活や健康、食べ物を「いただく」ことのありがたさについて話し合うなど家庭内のコミュニケーションの充実が図られるよう促しました。
- ・ 本市の食育推進のキャッチコピーやキャラクターを決定し、広く市民や関係者に活用を促すとともに、広く食育推進運動が浸透するよう、新潟まつりやトキめき新潟国体など多くの市民が関わる機会を捉えて、これらを使用するなど食育の普及・啓発に努めました。
- ・ 「育児の日」「地場産の日」など食育と関連のある記念日における取組と連携した取組を促進しました。
- ・ 「食育の日」や季節の節句を捉え、学校や福祉施設などの給食施設、職場の食堂、地域の飲食店等で、地域で採れる旬の食材を使用した料理や行事食を提供するなど、関係者と連携・協働による取組を通じて、食育に対する市民や関係者の理解を深め、自発的な食育推進運動の契機となるよう努めました。
- ・ 子どもたちが大人になっても継続的に食育推進運動が展開されるよう、世代間のコミュニケーションを図りながら、世代から世代へ引き継ぐ取組を推進しました。

(3) 食育推進の拠点の整備

- ・ 本市の食育推進の拠点として、食育・花育センターの整備を行い、広く市民や関係者と連携し、食育に関する情報の発信や相談等のサービスを行いました。
- ・ 生産者と消費者の交流の拠点として、地場農産物や食の多様な体験の機会を提供する（仮称）食と花のにいがた交流センターの整備を進めました。
- ・ 農業体験を通して食の大切さなどを学ぶ機会等の拠点として、学校教育関係者・保育者等と連携し体験と学習の機会を積極的に提供する（仮称）アグリパーク・農業研究センターの整備を進めました。

(4) 各種団体等との連携・協働体制の確立

- ・ 各種団体等との連携・協働が迅速に図れるよう、新潟市食育推進会議を中核として、関係者の意見交換の場を設置するなど、関係者のネットワークを構築しました。
- ・ 食育に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、庁内の連絡会議を設置し、関係課の連携を強化しました。
- ・ 食育推進の取組は、関係者がコミュニケーションを図りながら、共通の理解を深め、有機的に行われるよう促しました。

(5) 地域の力を生かした食育の推進

- ・ 食育推進運動が地域に根ざし、地域の自発的、継続的な運動として普及定着するよう、地域コミュニティ協議会や食生活改善推進委員、豊富な経験や知識、優れた技術を有する高齢者等地域の組織や人との連携・協働による取組を推進しました。

(6) 食育に関する市民の理解の増進

- ・ 出前講座やフォーラムの開催、リーフレットの作成、配布などを通じて、本市の食育推進の基本理念や考え方について市民や関係者の理解を促しました。
- ・ 本市の食育推進のキャッチコピーやキャラクターを広く市民から募集するなど、市民の食育に対する関心を深めるとともに、食育に関するイメージを共有するための市民主体の取組を推進しました。
- ・ 食と花の世界フォーラムや食の陣など、本市の食を国内外に発信するイベント等を通じて、食に対する市民の意識を高めるよう取り組みました。

(7) あらゆる広報媒体を活用した食育の普及啓発、情報の発信

- ・ 本市の食育推進に関する情報を一元化し、市民や関係者が必要な情報をいつでも簡単に収集できるよう、食育・健康づくり総合情報サイトを構築しました。
- ・ 各課が個別に提供、または保有している食育・健康づくりに関する情報やサービスを集約し、楽しく効果的に発信することができるよう、食育・健康づくり情報紙を発行しました。
- ・ 市報にいがたや区役所だより等の広報誌をはじめ、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、雑誌等あらゆる情報媒体を有効に活用して、本市の食育推進に関する情報の発信及び食育の普及啓発を行いました。

2 家庭における食育の推進

(1) 男女共同参画を踏まえた食育推進

- ・ 男女共同参画の視点を踏まえ、男の料理教室の開催など積極的に男性に対する食育の理解の増進を図る取組を推進しました。
- ・ 食育に関する普及イベント等を実施する際には、夫婦や家族がそろって参加しやすいよう配慮しました。

(2) 望ましい食習慣や知識の習得

- ・ 子どもの望ましい食習慣等の確立のため、地域コミュニティ協議会や食生活改善推進委員等と連携し、「早寝早起き朝ごはん運動」を実施するなど、家庭と学校、家庭と地域社会との連携を強化し、社会全体で家庭を支える取組を推進しました。
- ・ 公民館等において、親子料理教室など食を楽しむ体験を通じて、栄養や食事の作り方、地域に根ざした郷土食等食に関する知識や技術を習得する機会を積極的に提供しました。
- ・ 給食の試食会や給食だよりの発行など、学校や保育所等を通じて、保護者への食育の重要性や健康美を含めた適切な栄養管理に関する知識等の普及を行いました。
- ・ 出前講座や出張栄養指導、個別の栄養相談などを実施し、市民及び関係者の適切な栄養管理に関する知識の習得のための自発的な取組を支援しました。
- ・ 子どもの基本的な生活習慣形成のため、あらゆる情報媒体を通じて、朝食の効用など科学的知見に基づく情報提供を行うなど、朝食摂取や早寝早起きなど生活リズムを向上させるよう取り組みました。
- ・ 「市民健康づくりアクションプラン」の活用など、生活習慣病予防のための市民一人ひとりの適切な食生活と運動習慣の実践を促進しました。
- ・ 高齢者や障がい者、一人暮らしの若者等、世代や生活の状況に応じた視点からの様々な食育推進の取組を促進しました。

(3) 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導

- ・ 地域保健福祉センターや子育て支援センター、公民館等における妊産婦や乳幼児のための食生活の講習会の開催などを通じて、妊産婦や乳幼児（保育所に入るまでの間の子ども）の家庭における栄養管理や、食事マナー等のしつけの方法等に関する知識を習得する機会を提供しました。
- ・ 乳幼児や小学生等の保護者、妊産婦等に対して、「家庭教育手帳注）」「妊産婦のための食生活指針注）」「楽しく食べる子どもに～食からはじまる健やかガイド」などの指針等を活用しながら、食生活や栄養等に関する情報の提供を行いました。
- ・ 子どもを産み育てる時期を前にした女性に対して、過度の痩身傾向が心身の健康に与える影響や、適切な栄養管理など生涯にわたる健康づくりの基盤とするための知識の普及を行いました。

3 学校、保育所等における食育の推進

(1) 保育所、幼稚園における食育推進

- ・ 保育所、幼稚園の教職員を対象にした食育に関する研修会を開催するなど、食育の重要性に対する教職員の意識を高め、理解を深めるよう取り組みました。
- ・ 保育所、幼稚園において、クッキング保育や野菜の栽培など楽しい体験活動を通して、自然と食に対する興味をもつことができる機会の提供に努めました。
- ・ 所長、保育士、栄養士等の連携のもと、保育計画に連動した組織的・発展的な食育計画の策定等がなされるよう「保育園における食育計画のマニュアル」を作成、活用を促進しました。
- ・ 保育所、幼稚園において、互いの食育の取組に関する情報を共有するなど、両者が連携を図りながら効果的に食育が推進されるような仕組みづくりについて検討しました。

(2) 小・中学校における指導体制の充実

- ・ 給食主任、学校栄養士、栄養教諭(注)等を中心に食育を担うための指導体制を充実しました。
- ・ 教職員を対象にした食育に関する研修会を開催するなど、食育の重要性に関する教職員の意識を高め、理解を深めるよう取り組みました。
- ・ 子どもの望ましい食習慣の形成を目指し、学校の教育活動全体を通じた食に関する指導の充実を図るための指導計画の作成を促進しました。
- ・ 給食だよりの発行、保護者及び地域の人を対象とした給食試食会、講演会の開催などを通じて、家庭、地域との連携を強化しました。
- ・ 地域コミュニティ協議会や食生活改善推進委員、NPO等地域の団体や人との連携を深め、これらを生かした取組を推進しました。
- ・ 学校、保育所等の取組に対し、食生活改善推進委員や医療機関等による技術的、専門的な視点からの支援を促進しました。

(3) 小・中学校における子どもへの指導内容の充実

- ・ 食育の推進を通じて子どもの望ましい食習慣の形成を促し、学力、体力の向を図りました。

(4) 学校給食の充実

- ・ 学校給食を「生きた教材」として積極的に活用し、子どもたちが食に関する正しい知識や食習慣について理解し、望ましい食習慣を形成することを促進しました。
- ・ 子どもたちが地域の食文化への理解を深めるよう、地域で生産された食材や地域の伝統的な料理を取り入れるなど、地域の特色を生かした学校給食を実施しました。
- ・ 子どもたちが地元でとれた米や旬の食材のおいしさが分かるよう、農林漁業者及び流通関係業者等との連携・協働のもと、学校給食における地産地消を進めました。

- ・ 生産者や調理員等を招いた招待給食や講演会を開催するなど、子どもたちが、給食に関わる人々とのコミュニケーションを通して、食べ物や食に関わる人々への感謝の気持ちを深めるよう取り組みました。
- ・ 子どもたちが、あいさつや箸の使い方等の食事の作法やよくかんで食べる等の望ましい食習慣を身に付けるよう給食時間における指導の充実に努めました。
- ・ 子ども、保護者、生産者、教職員等の意見交換の機会を設けるなど、子どもたちにとってよりよい学校給食の実施に努めました。
- ・ 子どもたちが、日本型食生活の良さを自然と理解できるよう完全米飯給食を目指す取組を進めました。

※ 完全米飯給食：原則週5回主食を米飯とする給食のこと。

(5) 高校、大学等における食育推進

- ・ 県との連携を図りながら、高校等において、中学校卒業後の子どもに対する食育を推進するための仕組みづくりについて検討しました。
- ・ 大学の学生食堂等において、地域の食材の使用や地域の伝統料理を取り入れたメニューの提供など、食堂の事業者等による自発的な食育推進の取組がなされるよう支援しました。

4 地域及び職場における食生活改善のための取組の推進

(1) 「食生活指針」や「食事バランスガイド」の活用促進

- ・ 「食生活指針注」や「食事バランスガイド注」のポスターやパンフレット等を活用し、地域保健福祉センター、医療機関、福祉施設、スーパー、飲食店、職場の食堂等を通じて食育の普及啓発を行いました。
- ・ 本市の実情に応じたより使いやすい「新潟市版食事バランスガイド」を作成し、広く市民の活用を促進しました。
- ・ 飲食店やスーパー等において、「食事バランスガイド」の表示をした料理や食品を提供するなど、関係者による自発的な取組を促進しました。

(2) 専門的知識を有する人材の養成・活用の促進

- ・ ボランティアの養成やボランティア活動を推進する団体等と連携を図ることにより、食育推進活動を担う人材の養成や活動を促進しました。
- ・ 栄養士や調理師等を養成する学校等に対して、本市の食育推進に関する幅広い情報を提供するなど、食育の専門的な知識を有する人材が、本市の食育推進の担い手として自発的かつ積極的に様々な活動を行うよう支援しました。
- ・ 地域コミュニティ協議会等に対して、食育に関する幅広い情報の提供や専門的な知識を有する人材等の紹介など、積極的に支援を行うことにより、地域住民による自発的な取組を促進しました。

(3) 市民の健康づくりのための食育推進

- ・ 食育を通じて生活習慣病の予防が図れるよう、保健所、地域保健福祉センター等において食育の普及啓発を行うとともに、医療機関等においてもこれらが行われるよう必要な情報の交換や提供などを行いました。
- ・ 医療機関における受診時に、一人ひとりの健康状態に応じた栄養や運動の指導の充実が図られるよう促しました。
- ・ 市民が自らの健康状態に対する関心を高め、自発的に食生活を改善するよう、「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）」の考え方を普及する活動を促進しました。
- ・ 食事をする上でのかむことの大切さについて、市民一人ひとりが理解を深め、歯を大切にするとともに、よくかんで食べる習慣を身に付けるための取組を促進しました。
- ・ 一人暮らしのお年寄りや摂食に障がいを持つ方等様々な食生活の問題を抱える方に配慮した適切な栄養管理や地域の支援が行われるような取組を促進しました。
- ・ 食育に関する総合的な相談窓口やホームページ等において、世代や生活状況に応じた食生活や栄養、食品の安全性等市民の健康づくりに役立つ情報の発信や食育の普及啓発を継続的に行いました。

(4) 食品関連事業者等による食育推進

- ・ 飲食店やスーパー等において、市民が適切に食を選択できるような分かりやすい情報の提供や知識の普及等がなされるよう、食品関連事業者等へ必要な情報の提供などの支援を行ないました。

- 食品に対する消費者の関心と理解を深めるため、食品関連事業者による工場見学や体験活動の機会の提供など、市民の受入体制を整備する取組を促進しました。
- 「食育の日」等を契機として、飲食店等で健康に配慮した食事メニューの提供や地場産物の利用促進等がなされるよう、食品関連事業者等への働きかけや必要な情報の提供などを行いました。

(5) 職場における食育推進

- 事業所等の職員食堂等において、健康に配慮した栄養バランスの良い食事メニューの提供や地場産物の使用、食事バランスガイドの普及など、望ましい食習慣の形成のための取組がなされるよう事業者等に対する必要な情報の提供などの支援を行いました。
- 職場における健康診断の時に、一人ひとりの健康状態に応じた栄養や運動の指導の充実が図られるよう促しました。

5 豊かな食環境と食文化を生かし受け継ぐ食育の推進

(1) 田園と都市の交流促進（農林漁業者等による食育推進）

- ・ 市民が、自然にふれあい、野菜等の栽培に関わることにより、農業・農村に対する理解を深め、地域農業者との交流が図られるよう、市民農園や体験農園の整備を進めるとともに、利用を促進しました。
- ・ 子どもを中心に、食に関する関心と理解を深めるため、農林漁業関係者及び食品関連事業者が積極的に農林漁業体験や工場見学その他の体験活動の機会を提供するなど、市民の受入体制を整備する取組を促進しました。
- ・ 子どもを中心に様々な体験機会を拡大するため、体験活動が行える場所や体験イベント等に関する情報を広く提供しました。
- ・ 米をはじめ野菜、果物、魚介類等地域でとれる豊富な食材の栄養面や安全面の良さや、これらの地域の食材を使った味噌、米菓、酒等の伝統的な加工食品等を積極的に宣伝し、消費者の理解を深める取組を推進しました。
- ・ 地域の農業者や関係者らを講師とした「食と農の学校」の開設や農業・農村資源を生かした交流イベントなど、農業・農村の資源を活用してその魅力を発信し、都市と農村の双方の魅力を味わえる都市型グリーン・ツーリズムを推進しました。
- ・ 地域の力である地域コミュニティ協議会等と連携を図りながら、地域ごとに魅力ある農業・農村資源を掘り起こし、その情報の発信や、魅力を堪能できるツアー、周遊モデルコースの設定などを通して、農業・農村への関心を高める環境づくりを推進しました。

(2) 地産地消の促進

- ・ 農林漁業者や流通関係業者等との連携・協力のもと、家庭、学校、職場、飲食店等食を提供する様々な場において本市で生産された食材が積極的に消費されるよう、市民及び関係者に働きかけるとともに、消費者が地域で生産された食材を手に入れやすくするような環境の整備を行いました。
- ・ 地域の直売施設など消費者との交流施設の整備に対して支援するとともに、これらを分かりやすく表示したマップ等を作成するなど、生産者と消費者の交流の機会を増やすよう取り組みました。
- ・ 食品の流通に関わる事業者による適正な食品表示や地場産物の販売の促進など、生産者と消費者のパイプ役として、両者のニーズを捉えた取組を促進します。
- ・ 地場産物を宣伝するための取組や、地場産物の発掘や開発など、魅力的な地場産物を育成する取組を推進しました。
- ・ 学校給食等において、地域の食材の積極的な使用や、子どもたちが生産者と直接コミュニケーションを図ることなどにより、食料の生産に対する子ども達の理解と関心を高めるとともに、自然の恩恵や食に関わる人々への感謝の念を深め、食べ物を大切に作る心を育てるよう取り組みました。
- ・ 食育に関する総合的な相談窓口やホームページ等において、地域の食材の旬や入手方法、使用方法、安全性等市民に役立つ情報を継続的に発信しました。

(3) 食文化の継承のための支援

- ・ 地域コミュニティ協議会や、食生活改善推進委員、豊富な経験と知識、優れた技術を有する高齢者等のボランティア等との連携により、地域住民や様々な関係者が集まって、地域の魅力ある食材や食文化の掘り起こしを行いました。
- ・ 地域のイベントや学校給食等において、地域の伝統的な食文化を取り入れたメニューを提供したり、地域のお年寄りや食生活改善推進委員等地域の食文化に関する知識を有する人々との交流を通じ、子どもたちの地域の食文化に対する理解と関心を深める取組を推進しました。
- ・ 地域の食材や郷土料理を集めたレシピ集の作成、配布などを通じて地域の食文化を普及しました。
- ・ 新たな郷土料理のアイデアを募集するなど、市民一人ひとりが食文化継承の担い手となれるよう、新たな食文化を開発する取組を促進しました。
- ・ 大学等の学生食堂や職場の食堂、飲食店等で、伝統的な食文化を盛り込んだメニューの提供など食文化継承のための取組がなされるよう必要な情報を提供するなどの支援をしました。
- ・ 「食育の日」の取組や、食育フォーラム、食と花の世界フォーラム、食の陣等食に関するイベントを通じて地域の食文化の普及に努めました。
- ・ 食の専門家を養成する学校等において、地域の食文化継承の担い手が養成されるよう、必要な情報を提供するなどの支援を行いました。
- ・ 食育に関する総合的な相談窓口やホームページ等において、地域の食文化に関する情報を継続的に発信しました。

(4) バイオマス利用と食品リサイクルの推進

- ・ 食べ物や地域の限られた資源を大切にすることについて市民の理解を深めるよう、市民と行政が協力して栽培した菜の花から生産した菜種油を学校給食等で使用し、廃食用油をディーゼル燃料として活用（「新潟菜の花プラン」）したり、学校給食残渣を堆肥としてリサイクルするなど、地域コミュニティ協議会や学校との連携のもと、地域で資源を循環する取組を推進しました。
- ・ 食品関連事業者や消費者の食品リサイクルについての理解を深めるため、パンフレットの作成や配布、セミナーの開催などにより、食品リサイクルの必要性等について普及啓発に努めました。

6 食品の安全性その他食の選択に資する情報提供等

(1) 食品の安全性に関する知識と理解の増進

- ・ 市民が自ら健全な食生活を実践するための正しい食の選択に資するため、食品の安全性に関する表示制度や食中毒情報等の基本的な情報について、市報にいがたや区役所だより、ホームページなどを通じて分かりやすく提供するとともに、出前講座の実施などにより、市民や関係者の理解を増進しました。
- ・ 市民の正しい食の選択に資するため、科学的知見に基づく正しい情報の発信に努めるとともに、健康食品等の虚偽・誇大広告など市民を惑わす情報が発信されないよう情報発信者のモラルの向上を促しました。
- ・ 市民が食品に関する様々な情報に過剰に反応し、情報に惑わされることがないように注意を促しました。
- ・ 食品の安全性に対する市民の正しい理解を深めるため、生産者と消費者のリスクコミュニケーションを推進しました。
- ・ 食の安心・安全を確保するための「食の安全基本方針」に基づく取組を推進しました。

(2) 栄養、食習慣等食育推進のための情報収集、調査研究

- ・ 食育に関する各種情報を収集し、効果的な食育推進の施策を検討しました。
- ・ 科学的根拠に基づく効果的な食育を推進するため、バランスの良い食事が身体状況や食行動等に及ぼす影響などについて実際に検証を行うなど必要な研究を行いました。
- ・ 市民の食生活と健康に関する実態を把握するため、市民健康・栄養調査など必要な調査・研究を行いました。
- ・ 市民健康・栄養調査結果等市民の食生活の実態や本市の食育に関する各種調査や研究の結果を公表し、広く市民や関係者等の活用を促進しました。

○ 第1次新潟市食育推進計画の総括

○ 食育に関する意識について

食育への関心度については、目標の達成には至りませんでした。毎年度少しずつ上昇しています。

これまで取組の中で、「食事バランスガイド」のリーフレットや地場産食材を活用したレシピカードの配布、ポスターの掲示といった普及・啓発活動を行うとともに、市内外で様々な取り組みを行ってきました。

リーフレットなどは、設置すると確実に枚数が減っているため、家庭や職場などに持ち帰って、内容を見ていただけていると考えられ、また、そういった普及資料に目を留め、持ち帰る方というのは、その時点で食育に興味・関心がある方といえます。

また、食事バランスガイド等の参考度や主食・主菜・副菜の揃った食事をしている割合については目標を達成しており、食育への興味・関心が健全な食生活の実践へと結びつきはじめていると考えられ、取り組みに一定の効果があったといえます。

ただし、依然として3割程度の方は食育への関心が薄い、健全な食生活が実践できていないといえますので、方法を再検討した上で、引き続き食育の普及・啓発を行っていく必要があると考えます。

○ 食育を取り巻く周辺環境について

目標値を達成した、もしくは、目標値に近づいた指標を見てみると、食育を実践していく上での周辺環境が整備されてきているといえます。

エコファーマーや健康づくり支援店の増加については、環境保全型農業や健康づくりに取り組んでいることを対外的にアピールすることができるという面があることから、供給する側にもメリットがあり、増加につながりやすい指標であったと考えられます。

取り組みが広がっていくことで有用な情報を入手しやすくなり、また、自身で選ぶ際の選択肢が増えるので、供給する側だけではなく、需要する側にも大きなメリットがあるといえます。

また、年度ごとに若干の増減があるものの、学校教育田等で農業体験を実施している学校の数や、収穫農園（市民ランド）の参加者数が目標を達成できる水準にあることは、実際に体験することを通じて、農業の大変さや難しさを知り、食べ物への感謝の気持ちを知ることにつながり、また、学校給食で地場産物を使用するにあたっては農業者との交流する機会を設けるなど、生産者と消費者が互いに顔の見える関係を築くことで、地産地消の拡大などさらに良好な関係へと発展していくことにつながるのではないかと考えています。

○ 今後の課題について

これまでの取組の成果により、食育への関心から健全な食生活の実践へと結びついた方が7割程度となりましたが、いくつか課題も明らかになりました。

それを整理すると、「朝食を欠食する市民の割合」「肥満・低体重の市民の割合」「食の安全に関する知識を持っていると思う市民の割合」「食育の推進に関わるボランティアの数」の4つとなります。

1 朝食の欠食について

朝食の欠食については、大人の欠食、特に親世代である20歳代・30歳代の欠食が子どもの欠食につながると考えられるため、保育園・幼稚園、学校での取り組みに加え、親世代への対応方法を検討していく必要があると考えます。

2 肥満・低体重について

男性の肥満については、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の認知度が目標を達成していることから、食事と運動を組み合わせた効果的な取組の実践を促す必要があると考えます。

また、20歳代女性の低体重については、過度の痩身が胎児に与える影響が大きいことを伝えるなど、極端に痩せていることがよくないということを改めて伝えていく必要があると考えます

3 食の安全に関する知識について

食の安全に関する知識については、年々数値が減少しています。逆に、広く国民から食品の表示についての情報提供を受け付ける、「食品表示110番」への問合せ件数は、年々増加しています。

これは、平成19年に相次いだ賞味期限・消費期限の改ざん事件や原材料の偽装事件、平成20年の中国製冷凍餃子の食中毒事件、平成23年には焼肉チェーン店における生肉を原因とした集団食中毒、原子力発電所の事故による食品の放射性物質（放射能）汚染など、食の安全を脅かす事件が頻発していることにより、食に対する不安が増大し、知識不足であるという認識へと結びついてしまったためであると考えられます。

一方で、食品製造業者におけるHACCP（ハサップ）の計画認定件数や、食品小売業者におけるトレーサビリティの導入率は年々増加傾向にあります。

これら以外にも、GAP（農業生産工程管理手法）の導入を目指すなど、各分野で食の安全を守る仕組みづくりが強化されてきているので、それらについての正しい知識が持てるように情報発信を行っていくとともに、平成21年度に設置した「食の安心・安全相談ダイヤル」の活用により、食に対する不安を少しでも取り除くことができるような仕組みの導入が必要であると考えられます。

4 食育の推進に関わるボランティアの数について

食育の推進に関わるボランティアの数については、食生活改善推進委員の人数を評価対象としておりますが、年々減少傾向にあります。新潟県・国の状況を見ても委員の数は減少傾向にあります。

これは、委員の方の高齢化が大きな要因であると考えられるほか、本市においては合併後に旧市町村単位のグループが脱退するといった地域的な要因も関連していると考えられます。

食育さらに広げ市民運動としていくためには、食生活改善推進委員だけに限らず食育推進のための人材の育成・確保と、その連携が必要不可欠であると考えます。

第2次新潟市食育推進計画の策定

○ 策定方針

第1次新潟市食育推進計画の推進により明らかとなった4つの課題へ対応します。

- 重点課題の設定
 - 1 朝食の欠食への対応について
 - (1) 大人の朝食欠食
 - (2) 子どもの朝食欠食
 - 2 肥満・低体重への対応について
 - 3 食の安全に関する知識への対応について
 - 4 食育の推進に関わるボランティアへの対応について
 - (1) 食生活改善推進委員
 - (2) 農村地域生活アドバイザー（新規）
 - (3) 人材育成制度の構築（新規）

国の第2次食育推進基本計画の内容を反映させます。

- 第2次食育推進基本計画で追加された指標
 - 1 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加
 - 2 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加
 - 3 よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加
 - 4 農林漁業体験を経験した国民の割合の増加

○ 目標指標の設定

○ 目標の考え方

食育を市民運動として推進していくために第1次新潟市食育推進計画で掲げた3つの共通目標を基本に、市、市民、関係者等の共通認識のもと、その目標の達成を目指し、連携しながら施策に取り組みます。

市においては、食育推進計画の目標指標と、その実現を図るための事業をリンクさせ、目標指標の所管課を中心に、その達成を目的とした事業の立案と実施の徹底を図ります。

また、目標に対する進捗状況を客観的に把握・分析・評価し、関係各所へフィードバックして、効果的な施策が展開できるよう体制の整備を図ります。

○ 3つの共通目標

- ① 市民一人ひとりの健全な食生活の実践
- ② 健やかな子どもの成長
- ③ 地域の活性化、環境と調和のとれた食料の生産・消費

○ 食育推進にあたっての目標指標

より多面的に食育を推進し、それぞれの目標の進捗状況が客観的に把握・評価することができるよう「数値指標」を修正・拡充し、その目標値の達成に向けて施策を進めることとします。

1 市民一人ひとりの健全な食生活の実践

指標		策定時	目標値
		平成 23 年度	平成 28 年度
食育に関心がある市民の割合		77.0%	90.0%
食事バランスガイド等を参考に行っている市民の割合		59.2%	70.0%
主食・主菜・副菜のそろった食事をしている市民の割合		71.7%	80.0%
朝食を欠食する市民の割合[成人]	20 歳代男性	17.9%	15.0%
	30 歳代男性	23.4%	15.0%
内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を認知している市民の割合		78.8%	90.0%
内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の該当者及び予備軍の割合		28.1%	23.0%
内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している市民の割合		29.7%	50.0%以上
1日60分くらい体を動かす生活を実践している市民の割合	男性	27.5%	40.0%以上
	女性	23.8%	40.0%以上
運動習慣を有する市民の割合	男性	28.5%	40.0%以上
	女性	24.0%	40.0%以上
肥満の市民の割合	20～60 歳代男性	25.9%	15.0%
低体重(やせ)の市民の割合	20 歳代女性	19.7%	15.0%
食の安全に対して関心を持っている市民の割合		-	90.0%
食の安全に関する知識を持っていると思う市民の割合		58.6%	65.0%
食育の推進に関わるボランティアの数	食生活改善推進委員	490 人	730 人
	農村地域生活アドバイザー	201 人	260 人
	食育マスター登録人数	-	100 人・団体
食生活の面から市民の健康づくりを支援する店の数 (健康づくり支援店指定店舗数)		429 店	500 店
よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある市民の割合		75.2%	80.0%
過去1年間に歯科健康診査を受診した市民の割合	40 歳代	18.4%	20.0%以上
	50 歳代	25.7%	30.0%以上

2 健やかな子どもの成長

指標		策定時	目標値
		平成 23 年度	平成 28 年度
食事時に家族の会話ができている市民の割合		66.3%	70%
朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加		9 回	10 回
朝食を欠食する子どもの割合	小・中学生	1.1%	0%
肥満傾向の児童生徒の割合	小・中学生	7.6%	7.0%
学校給食における地場産物を使用する割合(食材数ベース)	市内産	15.5%	15.0%
給食の残食量		5.0%	3.0%
学校教育田等で農業体験を実施している学校の数	小学校	93 校	113 校
むし歯のある幼児の割合	3 歳児	85.2%	15.0%
永久歯一人平均むし歯本数	中学校 1 年生	0.71 本	0.80 本以下

3 地域の活性化、環境と調和のとれた食料の生産・消費

指標		策定時	目標値
		平成 23 年度	平成 28 年度
収穫農園(市民ランド)の参加者の数		384 組	500 組
市民農園の区画数		1,085 区画	1,500 区画
農林漁業体験を経験した市民の割合の増加		27.0%	30.0%
農産物直売所の設置数		121 箇所	150 箇所
地産地消推進の店の認定店舗数	小売店	70 店舗	80 店舗
	飲食店	169 店舗	180 店舗
学校給食廃食用油の燃料化		78,000ℓ	70,000ℓ
環境保全型農業に積極的に取り組む「エコファーマー」の認定者数		3,553 人	4,000 人
新潟県特別栽培農産物の栽培面積		554ha	4,200ha
食育の推進に関わるボランティアの数[再掲]	食生活改善推進委員	490 人	730 人
	農村地域生活アドバイザー	201 人	260 人
	食育マスター登録人数	-	100 人
食生活の面から市民の健康づくりを支援する店の数 (健康づくり支援店指定店舗数)[再掲]		429 店	500 店
学校給食における地場産物を使用する割合(食材数ベース)[再掲]	市内産	15.5%	15.0%
学校教育田等で農業体験を実施している学校の数[再掲]	小学校	9 校	113 校

○ 目標数値指標一覧

指標No.	指標	対象	集計方法等	関連計画	策定時	
					平成23年度	平成28年度
市民一人ひとりの健全な食生活の実践						
	1 食育に関心がある市民の割合	(20歳以上)	「関心がある」 「どちらかと言えば関心がある」	第1次新潟市食育推進計画	77.0%	90.0%
	2 食事バランスガイド等を参考にしている市民の割合	(20歳以上)	「特に参考にしていない」を除く	第1次新潟市食育推進計画	59.2%	70.0%
	3 主食・主菜・副菜のそろった食事をしている市民の割合	(20歳以上)	1日2回以上	第1次新潟市食育推進計画	71.7%	80.0%
	4-1 朝食を欠食する市民の割合[成人] (20歳代男性)	(20歳代男性)	「ほとんど食べない」 「週に1～2回食べる」	第1次新潟市食育推進計画	17.9%	15.0%
	4-2 朝食を欠食する市民の割合[成人] (30歳代男性)	(30歳代男性)	「ほとんど食べない」 「週に1～2回食べる」	第1次新潟市食育推進計画	23.4%	15.0%
	5 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を 認知している市民の割合	(20歳以上)	「言葉も意味も知っている」 「大体知っている」	第1次新潟市食育推進計画	78.8%	90.0%
改	6 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の 該当者及び予備軍の割合	(20歳以上)	実測	新潟市健康づくり推進基本計画(第2次)	28.1% H24	23.0%
改	7 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の 適切な食事、運動等を継続的に実践している市民の割合	(20歳以上)	「実践して、半年以上継続」	第2次食育推進基本計画 新潟市健康づくり推進基本計画(第2次)	29.7% H25	50.0%以上
改	8-1 1日60分くらい体を動かす生活を実践している市民の割合 (男性)	(20歳以上男性)	「実行しており、十分に習慣化している」 「実行しているが、まだ習慣化していない」	新潟市健康づくり推進基本計画(第2次)	27.5% H25	40.0%以上
改	8-2 1日60分くらい体を動かす生活を実践している市民の割合 (女性)	(20歳以上女性)	「実行しており、十分に習慣化している」 「実行しているが、まだ習慣化していない」	新潟市健康づくり推進基本計画(第2次)	23.8% H25	40.0%以上
改	9-1 運動習慣を有する市民の割合 (男性)	(20歳以上男性)	「有している」	新潟市健康づくり推進基本計画(第2次)	28.5% H25	40.0%以上
改	9-2 運動習慣を有する市民の割合 (女性)	(20歳以上女性)	「有している」	新潟市健康づくり推進基本計画(第2次)	24.0% H25	40.0%以上
	11 肥満の市民の割合	(20～60歳代男性)	BMI25以上 (申告を基に算出)	第1次新潟市食育推進計画	25.9%	15.0%
	12 低体重(やせ)の市民の割合	(20歳代女性)	BMI18.5未満 (申告を基に算出)	第1次新潟市食育推進計画	19.7%	15.0%
	13-1 食の安全に対して関心を持っている市民の割合	(20歳以上)	「関心がある」 「ある程度関心がある」	独自	-	90.0%
	13-2 食の安全に関する知識を持っていると思う市民の割合	(20歳以上)	「持っている」 「ある程度持っている」	第1次新潟市食育推進計画	58.6%	65.0%
	14-1 食育の推進に関わるボランティアの数 (食生活改善推進委員)	(食生活改善推進委員数)	-	第1次新潟市食育推進計画	490人	730人
	14-2 食育の推進に関わるボランティアの数 (農村地域生活アドバイザー)	(農村地域生活 アドバイザーの人数)	-	新潟市農業構想	201人	260人
	14-3 食育の推進に関わるボランティアの数 (人材育成制度に基づき育成された人数)	(食育マスター登録人数)	-	独自	-	100人・団体
	15 食生活の面から市民の健康づくりを支援する店の数	(健康づくり支援店 指定店舗数)	-	第1次新潟市食育推進計画	429店舗	500店舗
	16 よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある市民の割合	(20歳以上)	「関心がある」 「どちらかといえば関心がある」	第2次食育推進基本計画	75.2%	80.0%
改	17-1 過去1年間に歯科健康診査を受診した市民の割合 (40歳代)	(40歳代)	「この1年間に歯科検診を受けた」	新潟市生涯歯科保健計画(第4次)	18.4% H24	20.0%以上
改	17-2 過去1年間に歯科健康診査を受診した市民の割合 (50歳代)	(50歳代)	「この1年間に歯科検診を受けた」	新潟市生涯歯科保健計画(第4次)	25.7% H24	30.0%以上

指標No.	指標	対象	集計方法等	関連計画	策定時		目標値		
					平成23年度	平成28年度	平成23年度	平成28年度	
健やかな子どもの成長									
18	食事時に家族の会話ができている市民の割合	(20歳以上)	「大切だと思っているしできている」 「大切だと思っているしだいたいできている」	第1次新潟市食育推進計画	66.3%		70.0%		
19	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加	(20歳以上)	-	第2次食育推進基本計画	9回		10回		
20	朝食を欠食する子どもの割合	(小・中学生) (参考)小学生 (参考)中学生	学校へ行く前に朝食をとるか 「とらないことが多い」「全く、ほとんどとらない」	第1次新潟市食育推進計画	1.1% 0.7% 1.4%		0%	- -	
21	肥満傾向の児童生徒の割合	(小・中学生)	実測	新潟市教育ビジョン	7.6%	H22	7.0%		
22	学校給食における地場産物を使用する割合 (食材数ベース)	(市内産) (参考)県内産	-	第1次新潟市食育推進計画	15.5%	-	15.0%	-	
23	給食の残食量		-	新潟市教育ビジョン	5.0%	H22	3.0%		
24	学校教育田等で農業体験を実施している学校の数	(小学校)	-	第1次新潟市食育推進計画	93校		113校		
改	25	3歳児でむし歯(乳歯むし歯)がない幼児の割合	(3歳児)	-	新潟市生涯歯科保健計画(第4次)	85.2%	H24	90.0%以上	
改	26	12歳児(中学校1年生)の一人平均むし歯本数	(中学校1年生)	-	新潟市生涯歯科保健計画(第4次)	0.71本	H24	0.36本以下	
地域の活性化、環境と調和のとれた食料の生産・消費									
27	収穫農園(市民ランド)の参加者の数		家族や友人同士など参加グループ数	第1次新潟市食育推進計画	384組		500組		
28	市民農園の区画数		-	新潟市農業構想	1,085区画		1,500区画		
29	農林漁業体験を経験した市民の割合の増加			第2次食育推進基本計画	27.0%		30.0%		
30	農産物直売所の設置数	(スーパーマーケット等の インショップを除く)	-	新潟市農業構想	121箇所		150箇所		
31-1	地産地消推進の店の認定店舗数 (小売店)	(小売店)	-	独自(食と花の推進課組織目標)	70店舗		80店舗		
31-2	地産地消推進の店の認定店舗数 (飲食店)	(飲食店)	-	独自(食と花の推進課組織目標)	169店舗		180店舗		
32	学校給食廃食用油の燃料化		新潟菜の花プラン推進指標 (廃油回収料=BDF精製量)	第1次新潟市食育推進計画	78,000ℓ		70,000ℓ		
33	環境保全型農業に積極的に取り組む 「エコファーマー」の認定者数		-	第1次新潟市食育推進計画	3,553人		4,000人		
34	新潟県特別栽培農産物の栽培面積		-	新潟市農業構想	554ha		4,200ha		
再	14-1	食育の推進に関わるボランティアの数 (食生活改善推進委員)	(食生活改善推進委員数)	-	第1次新潟市食育推進計画	490人		730人	
再	14-2	食育の推進に関わるボランティアの数 (農村地域生活アドバイザー)	(農村地域生活 アドバイザーの人数)	-	独自(食と花の推進課組織目標)	201人		260人	
再	14-3	食育の推進に関わるボランティアの数 (人材育成制度に基づき育成された人数)	(食育マスター登録人数)	-	独自(食と花の推進課組織目標)	-		100人・団体	
再	15	食生活の面から市民の健康づくりを支援する店の数	(健康づくり支援店 指定店舗数)	-	第1次新潟市食育推進計画	429店舗		500店舗	
再	22	学校給食における地場産物を使用する割合 (食材数ベース)	(市内産) (参考)県内産	-	第1次新潟市食育推進計画	15.5%	-	15.0%	-
再	24	学校教育田等で農業体験を実施している学校の数	(小学校)	-	新潟市農業構想	93校		113校	

食育推進のための施策展開

○ 施策の柱となる考え方

◦ 特色ある基盤を活かした「にいがた流 食生活」の推進

本市の食生活は、下記のような特色ある基盤に支えられています。食育を総合的に推進していくにあたり、その特色ある基盤を生かした「にいがた流 食生活」を提唱し、普及・啓発を図るとともに、それを食育推進施策の柱と位置付けます。

◦ 新潟市の特色ある基盤

1 新潟市は、同一市域内に81万人の市民が暮らす大消費地と、米の産出額が全国1位を筆頭に多様な食料がバランスよく生産される大生産地が近接した、全国的にも類を見ない都市となっています。

- ・ 人口81万人の市民が暮らすとともに、県内外から多くの人を訪れる大都市であり、また、大消費地となっています。
- ・ 広大な耕地を有し、全国第3位の農業産出額を誇る日本有数の大生産地です。
- ・ 全国で圧倒的第1位の米の産出額をはじめ、野菜、果実、魚介類、畜産物など、多様な食料がバランスよく生産される大生産地となっています。

2 新潟市は、食に携わる人材を育てる大学等に恵まれているほか、多くの朝市や直売所を有するとともに、地元の特色ある食材を使った地域や家庭に伝わる郷土料理や行事食、家庭料理など伝統的な食文化を引き継いでいます。

- ・ 食に携わる人材を育てる大学、専門学校、高校などに恵まれています。
- ・ 食生活改善推進委員など、食に関わる地域ボランティアがいます。
- ・ 100を超える朝市・農産物直売所があります。
- ・ 地元の食材を使った「のっぺ」「菊のひたし」「鮭の味噌漬け」など、地域や家庭に伝わる郷土料理や行事食、家庭料理など、引き継ぎたい伝統的な食文化や農水産品の加工技術があります。

3 新潟市は、「食がおいしいまち」と評価されています。

- ・ 本市のイメージを把握するための市民アンケート調査では、「食がおいしい街」という回答が最も多く、満足度調査では「食がおいしいところ」という項目が84.4%となっています。
- ・ 首都圏住民に対するアンケート調査では、「食事や料理のおいしいところ」が支持率50%を超え、約4割の人が「食べものがおいしい・食材の豊かな街」というイメージをもっています。

。「にいがた流 食生活」のイメージ

田園と都市の饗宴



「にいがた流 食生活」イメージ

地域の食材を使った
日本型食生活の実践

米を主食に、新鮮で安心安全な**野菜,果物,魚**など
多様な副食を組み合わせた栄養バランスのよい食事

健康で楽しい食事

伝統的な食文化の
継承

環境と調和のとれた
食生活

生産
提供

消費
実践

市民一人ひとりの
健全な食生活の実現
(栄養, 食文化, 食習慣, 食の安全, マナー等)

新潟市域

豊かな自然(田園・海)

大生産地

農業産出額/全国市町村第2位

魚介	米 (1位)	花き (3位)
畜産	野菜 (11位)	
	果実 (23位)	

販売, 加工など(付加価値)

連携・交流

体験(料理・農作業)
直売・学校給食
食品産業・意見交換

意識改革
相互理解

都市

大消費地

人口81万政令市

市民
来訪者

農水産品の加工技術・料理

学校給食

愛着心

信頼関係

感謝の念・理解・顔の見える関係

安心感

人材育成

直売所
朝市

食料品
製造業

「にいがた流 食生活」の基盤となりうる要素

食が美味しいまちの
イメージ

伝統的な食文化

○ 「にいがた流 食生活」の内容

「にいがた流 食生活」とは、市民の皆さん一人ひとりが次のことを実践する健全な食生活のことをいいます。

① 「日本型食生活」の実践

主食のごはん(米)に、地域でとれた新鮮で多様な食材(野菜、果実、魚など)を副食に組み合わせて、美味しく栄養バランスの良い食事をしよう。

② 健康で楽しい食事

朝ごはんを食べる、家族そろって食卓を囲むなど健康的で楽しい食事をしよう。

③ 伝統的な食文化の継承

郷土料理や家庭料理など地域や家庭で受け継がれてきた食文化を継承しよう。

④ 環境と調和のとれた食生活

食べ残し、無駄な廃棄をしないなど環境と調和のとれた食生活をしよう。

○ 「にいがた流 食生活」の実践に向けた施策の展開

各所で実施する取組を6つの基本的な施策に分類して展開

ライフステージに応じた施策の展開

新潟市の食育推進における、市民協働による活動・交流、体験、情報の受発信の拠点施設である食育・花育センターを有効に活用

○ 施策展開の視点

本計画では本市の現状を踏まえ、下記の3つの視点から、食育推進の施策を展開します。

- ① 地域の力を生かす
- ② 男女共同参画を進める
- ③ コミュニケーションを重視する

○ 地域の力

- ・ 本市では、自治会加入率が96.4%、市内全域において97の地域コミュニティ協議会が形成されているなど、地域コミュニティが発達しています。
- ・ 各地域には、優れた技術と豊富な経験を有する農林漁業者、地域の伝統的な食文化に関する豊富な知識を有する高齢者や食生活改善推進委員など、優れた人材がたくさんいます。
- ・ 子どもたちが健全な食習慣を確立するためには、家庭の役割が非常に重要ですが、共働き世帯の増加や核家族化などライフスタイルが多様化する中、家庭の中だけで健全な食生活を実現するのが困難な家庭が増えていることが考えられます。
- ・ このため、地域に集積する組織や人の力を生かし、地域ぐるみで家庭を支えあう視点から施策に取り組みます。

○ 男女共同参画

- ・ 家庭における食育は、食事や子育てと密接に関わっていますが、現状では、これらの多くは主に女性が担っています。
- ・ 本市では、女性の社会進出が進んでおり、男女が家庭と職場の活動を両立するため、家庭における男性の役割は、ますます大きくなっています。
- ・ 食育に対する男性の関心は、女性に比べて低いほか、国と比較して30代から50代の男性の朝食欠食率が高いなど男性の食生活の問題が顕在化しています。
- ・ このため、男女を問わず食生活の自立注)が図れるよう、家庭における食事の支度や子育てに対し、男女が共に関心を深め、積極的に参画しやすい環境を整えるなど、家庭における男女共同参画を進める視点から施策に取り組みます。

○ コミュニケーション

- ・ 家族で食卓を囲む機会が減るなど家庭内の親子のコミュニケーションの希薄化が懸念されています。
- ・ 会話のある食事は、家族をはじめ、人と人が信頼関係を築き、人生を楽しくするものです。
- ・ 世代や生活環境、職種を超えて広くコミュニケーションを図ることは、互いの理解を深め、見識を広げるとともに、誤った判断を抑制する力ともなります。
- ・ 食は、生活のあらゆる場面に関わるものであることから、食育の推進は、すべての関係者が共通の認識を持って、連携・協働注)しながら一体的に取り組むことが重要です。
- ・ 関係者が相互にコミュニケーションを図りながら食育推進に取り組むことにより、関係者間の理解が深まるとともに、食育推進の活動の輪が広がることが期待されます。
- ・ このため、食に関わる様々な場面において市民の心をつないでいけるよう、食事を通じた家族間のコミュニケーション、食育推進を通じた関係者間のコミュニケーションを重視する視点から施策に取り組みます。

○ 重点課題への対応

重点課題		具体的な対応策	
		中心となって対応する所属	食育・花育センター
朝食の欠食	大人	<ul style="list-style-type: none"> 保健所 健康増進課 <ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付時にリーフレットを配布する。 健康手帳、母子健康手帳の情報ページに朝食の重要性の記事を掲載する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「にいがた流 食生活実践」事業 米を中心とした日本型食生活の実践などを柱とする「にいがた流 食生活」の普及・啓発を行い、食育を市民運動として展開し、実践へと結びつけることによって、市民の健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む。 各種料理教室や講座等の開催、リーフレットやレシピカード等の普及・啓発資料の作成を行う。 食と花の交流推進事業 新潟市全体の食育、花育、農村と都市の交流の推進における、市民協働による活動・交流、体験、情報の受発信の拠点施設として整備した食育・花育センターを、名実ともに拠点化し、食と花を一体的に学ぶことができる場を提供すると同時に、各地域で活用可能な制度を構築する。
	子ども	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会 保健給食課 <ul style="list-style-type: none"> 朝食や規則正しい食生活の大切さについて、給食の指導や給食だよりの発行等を通じて子どもや家庭に伝えていく。 朝ごはん料理講習会を引き続き開催することで、子どもたちの望ましい基本的な生活習慣を育成するとともに、生活リズムの向上を図っていく。 (生涯学習センター) 	
肥満・低体重		<ul style="list-style-type: none"> 保健所 健康増進課 <ul style="list-style-type: none"> 各区が実施する講習会等において、生活習慣病を予防する上で適正体重を維持することの大切さを伝える（肥満、やせすぎの弊害など）。 ICT（情報通信技術）を活用した健康づくりモデル事業を引き続き実施し、運動の実践と食生活改善のための支援をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 食育マスター制度の構築 同左 食育・花育センターボランティアの導入 食育・花育センターを市民協働による活動・交流の拠点とするため、食育や花育の推進に関わるボランティアを育成・確保する仕組みを構築し、市民相互の活動・交流の促進を目指す。 コーディネーターの導入 食育マスター、食育・花育センターボランティア、団体利用促進プログラムの円滑な運用のため、コーディネーターを導入して市民活動の支援を図る。 食育・花育・農業体験 団体利用促進プログラムの構築 センターの開設を機に、新たに食育、花育、農業体験が一体となった幼稚園・保育園、小学校向けの団体プログラムを構築し、子どもたちへの多様な体験の機会を提供する。
食の安全に関する知識		<ul style="list-style-type: none"> 保健所 食の安全推進課 <ul style="list-style-type: none"> 子育て世代向け講習会や食品工場での見学体験の機会を提供するほか、卸売市場などで開催されるイベントに出店し、食品衛生及び食の安全に関する基礎的知識の普及・啓発を図る。 	
食育の推進に関わるボランティア	食生活改善推進委員	<ul style="list-style-type: none"> 保健所 健康増進課 <ul style="list-style-type: none"> 食に関するボランティアとして、引き続き食生活改善推進委員の養成を図るとともに、資質向上のための研修会を実施し、育成を図る。 	
	農村地域生活アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> 農業政策課 <ul style="list-style-type: none"> 新潟市担い手育成総合支援協議会ホームページ内での女性農業者の視点から見た食の知恵袋や季節の料理などを紹介する地産地消を通じた食育の企画を展開する（不定期）。 	
	人材育成制度の構築	<ul style="list-style-type: none"> 食育・花育センター <ul style="list-style-type: none"> 食育の推進に関わるボランティアを育成・確保する仕組みの第一段階として、(仮称)食育マスター制度を構築し、食育に係る知識・技術を持ち、指導者となりうる人材を食育マスターとして登録し、データベースの構築を行った上で、全市的な活用を促す。 	

○ 施策内容

本市の現状と課題を整理し、条例の基本理念のもと、“にいがた流 食生活”を食育推進のための施策の柱とし、各所で実施する取組を6つの基本的な施策に分類して展開します。

1 市民運動としての食育の推進

教育関係者、保健医療関係者、農林漁業者、食品関連事業者、食に関わる各種団体など関係者とコミュニケーションを図りながら、連携・協働し、市民一人ひとりが自らの問題として食育に関心を持ち、市民運動として展開されるよう取り組みます。

2 家庭における食育の推進

市民一人ひとりが、基本的な生活習慣を学ぶ場である家庭において、自分や家族の食生活を大切にし、健全な食習慣の確立がなされるよう、男女共同参画の視点を踏まえ、保護者や子どもの食に対する関心と理解が深まるよう取り組みます。

3 学校、保育所等における食育の推進

家庭や地域と連携しつつ、学校、保育所などにおいて、子どもたちが楽しみながら食に関する知識や食を選択する力を身に付け、健全な食生活の実現と心身の健全な成長が図られるよう取り組みます。

4 地域及び職場における食生活改善のための取組の推進

地域や職場において、栄養、食習慣に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防するための活動を推進します。

5 豊かな食環境と食文化を生かし受け継ぐ食育の推進

都市と田園が共存する本市の特性を生かして、生産者と消費者の交流を促進することにより、両者の信頼関係が構築され、市民の自然の恩恵や食に関わる人々に対する感謝の念、環境や物を大切に作る心が育まれるとともに、地域の活性化や環境との調和のとれた食料の生産と消費が行われるよう取り組みます。

本市の風土、伝統的な行事、作法などと結びついた新潟市ならではの食文化など、伝統ある優れた食文化を発掘し、これを継承するとともに、新たな食文化の創造のための活動を支援します。

6 食品の安全性その他食の選択に資する情報提供等

市民が適切な食生活の選択ができるよう、食品の安全性、栄養、食習慣などの情報の収集や調査研究、あらゆる広報媒体の有効活用などにより、効果的な情報の発信に努めます。

○ 施策体系

施策展開の視点

① 地域の力を生かす



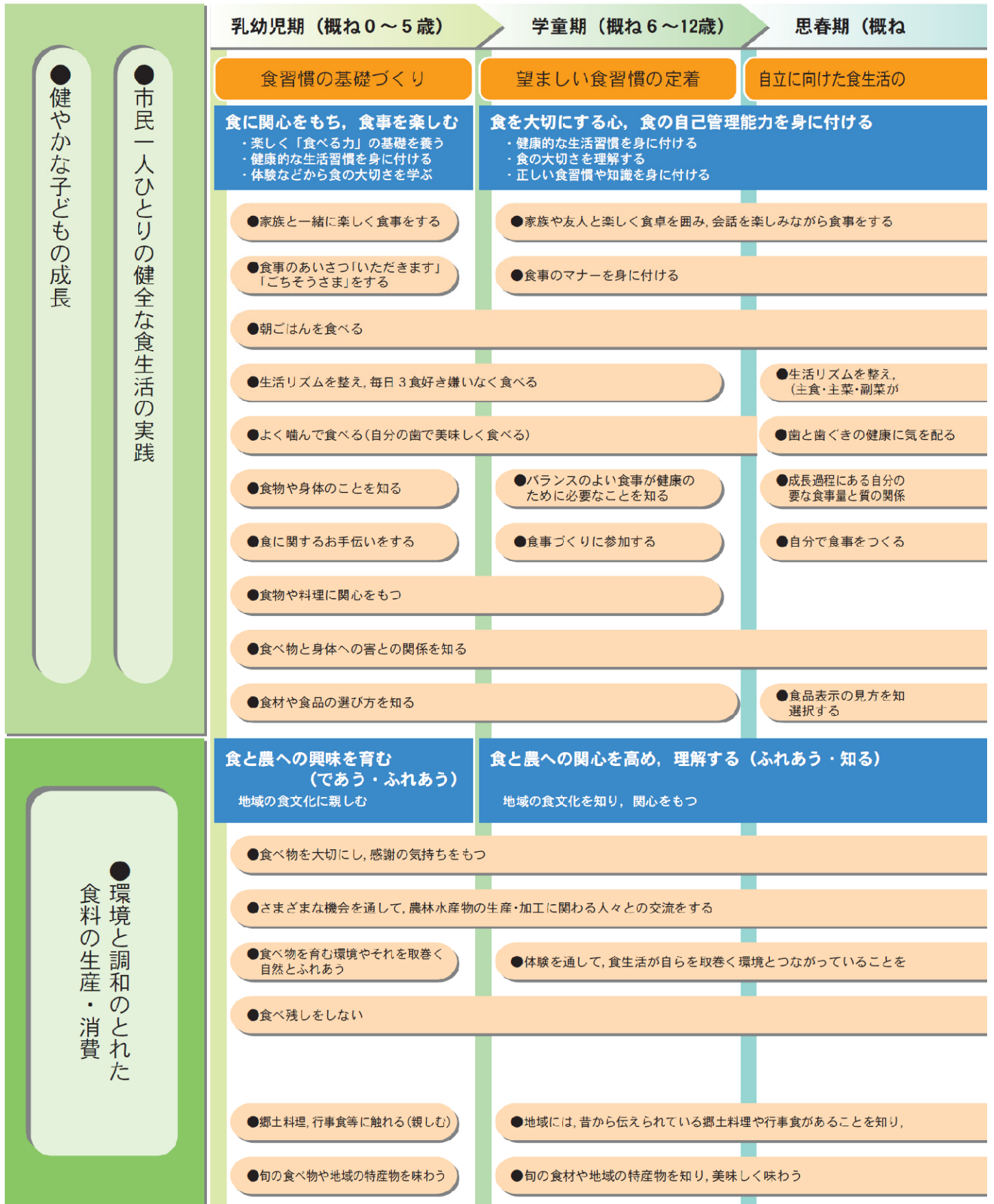
②男女共同参画を進める

③コミュニケーションを重視する

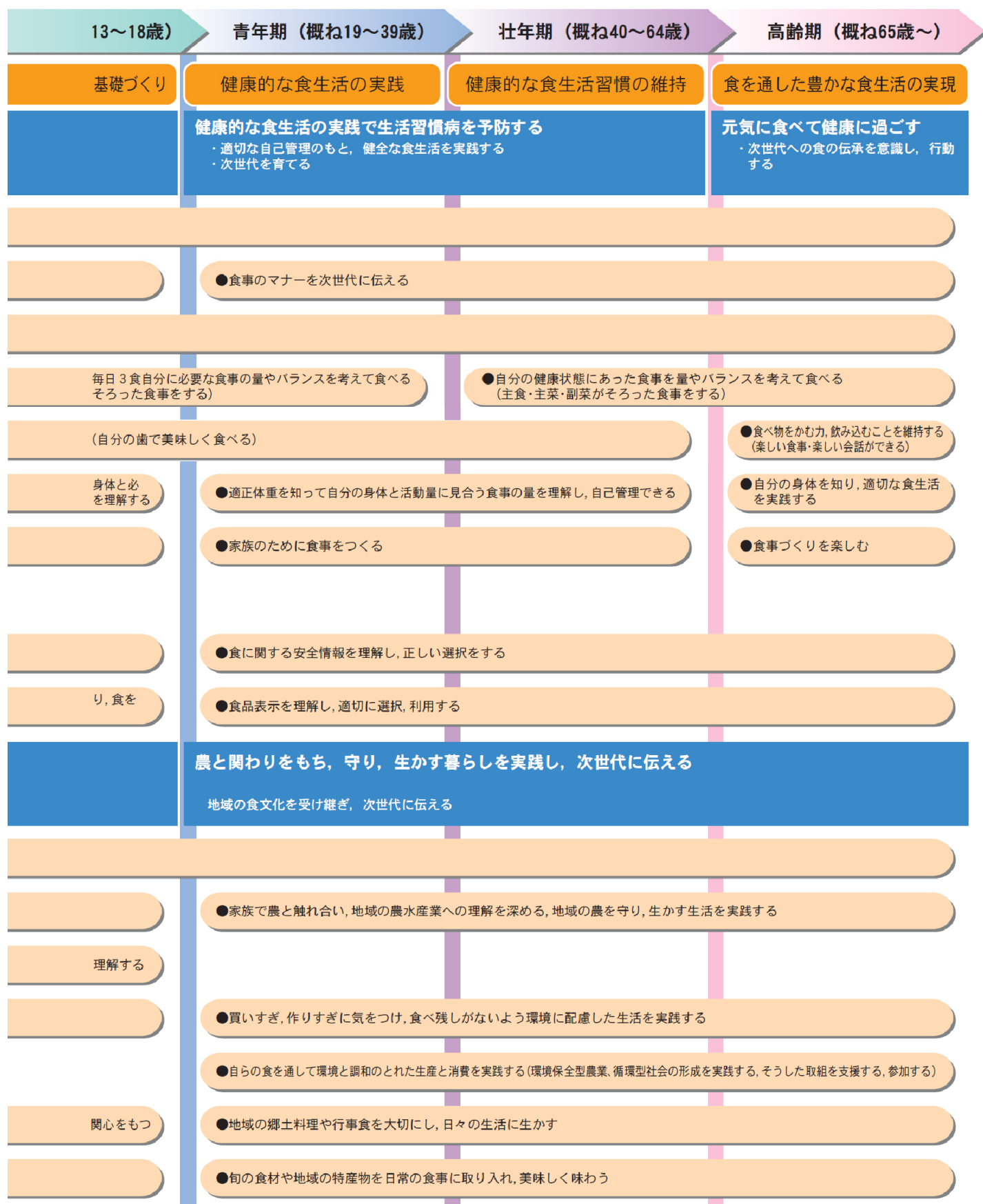
	施策の内容	主な取組
1	「にいがた流 食生活」の提唱・普及	<ul style="list-style-type: none"> ■地域で生産される新鮮で安心な食材でできる栄養バランスの優れた「にいがた流 食生活」の提唱・普及 ■「食育フォーラム」や「食育の日」など、「にいがた流 食生活」普及のためのイベントの開催 ■ホームページにおける「にいがた流 食生活」実践に役立つ継続的な情報発信
2	継続的な食育推進運動	<ul style="list-style-type: none"> ■「食育月間（毎年6月）」「食育の日（毎月19日）」の普及 ■食育推進のためのキャッチコピーやキャラクターの決定、活用促進 ■トキめき新潟団体等のイベント等を通じた食育の普及啓発 ■世代を超えて引き継ぐ食育の推進
3	食育推進の拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■食育に関する情報発信や相談等のサービスを行う（仮称）食育センターの整備 ■生産者と消費者の交流の拠点となる（仮称）食と花のにいがた交流センターの整備 ■農業体験や食の大切さを学ぶ機会等を提供する（仮称）アグリパーク・国際農業研究センターの整備
4	各種団体等との連携・協働体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ■食育推進会議を中核とした各種団体等とのネットワークの構築 ■市内連絡会議の設置
5	地域の力を生かした食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■地域コミュニティ協議会による取組の推進 ■食生活改善推進委員、高齢者等との連携、協働による取組の推進
6	食育に関する市民の理解の増進	<ul style="list-style-type: none"> ■食育に関する出前講座、フォーラムの開催 ■条例や計画に関するリーフレットの作成、配布 ■食育推進のためのキャッチコピーやキャラクターの募集
7	あらゆる広報媒体を活用した食育の普及啓発、情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ■ホームページにおける食育に関する情報の一元化と分かりやすい情報発信 ■市報ににいがた、区役所より、テレビ、ラジオ、ホームページ等あらゆる情報媒体の有効活用
1	男女共同参画を踏まえた食育推進	<ul style="list-style-type: none"> ■男の料理教室など男性を対象としたイベント等の実施 ■夫婦、家族参加型イベントの促進
2	望ましい食習慣や知識の習得	<ul style="list-style-type: none"> ■家庭、学校、地域など社会全体で家庭を支える取組の推進 ■公民館における親子料理教室など、楽しみながら食に関する知識や技術を得る機会の提供 ■給食たよりの発行や給食試食会の開催など、学校や保育所等を通じた知識の普及 ■出前講座や出張栄養指導、個別栄養相談など、適切な栄養管理に関する知識の習得のための支援 ■生活習慣病予防のための適切な食生活と運動習慣の実践の促進 ■高齢者や障がい者等、世代や生活の状況に応じた視点からの食育推進のための取組の促進
3	妊産婦や乳幼児等に関する栄養指導	<ul style="list-style-type: none"> ■講習会の開催など、妊産婦や乳幼児の家庭における栄養管理やしつけの方法等に関する知識を得る機会の提供 ■「家庭教育手帳」「妊産婦のための食生活指針」など国等が作成した既存冊子等の活用促進 ■過度の痩身傾向が心身と母子の健康に及ぼす影響を踏まえた適切な栄養管理に関する知識等の普及
1	保育所、幼稚園における食育推進	<ul style="list-style-type: none"> ■研修会の開催など、食育に対する職員の意識啓発 ■クッキング保育や野菜の栽培など、食に関する楽しい体験活動機会の提供 ■組織的・発展的な「食育の計画」の策定の推進 ■保育所と幼稚園が連携して食育を推進するための体制づくりの検討
2	小・中学校における指導体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■栄養教諭等を中心とした指導体制の充実 ■研修会の開催など、食育に対する教職員の意識啓発 ■学校教育全体を通じた食に関する指導計画作成の促進 ■給食たよりの発行や給食試食会の開催など、家庭、地域との連携強化 ■地域の食生活改善推進委員や医療機関等による専門的な立場からの支援の促進
3	小・中学校における子どもへの指導内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■食育推進を通じた子どもの学力、体力向上を目指した取組の推進 ■やせ過ぎや肥満が心身の健康に及ぼす影響等生活習慣改善のために必要な知識の普及及び実践の促進 ■「食に関する指導の手引き」や「実践事例集」の作成・配布など、効果的な指導を行うための取組の推進 ■地域の生産者等との連携による、食に関わる様々な体験活動の推進 ■食に関する指導研究推進指定事業の充実
4	学校給食の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■望ましい食習慣の形成や地域の食文化への理解のため、「生きた教材」としての活用促進 ■地元でとれた米や旬の食材の美味しさを知るための学校給食における地産地消の推進 ■生産者や調理員等給食に関わる人とのコミュニケーション機会の充実 ■食作法等の習得、楽しい給食のための食事環境の充実 ■子ども、保護者、生産者、教職員等の意見交換会の開催など、子どもを交えた関係者間のコミュニケーションの促進 ■完全米飯給食に向けた取組
5	高校、大学等における食育推進	<ul style="list-style-type: none"> ■中学校卒業後の子どもたちに対する食育を推進するための体制づくりの検討 ■大学の学生食堂等における食育メニューの提供など、自発的な取組の促進
1	「食生活指針」や「食事バランスガイド」の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ■地域保健福祉センター、医療福祉施設、スーパーマーケット、飲食店、職場の食堂等における普及啓発 ■「新潟市版食事バランスガイド」の作成、活用促進 ■飲食店やスーパーマーケット等における「食事バランスガイド」を表示した料理や食品の提供など、関係者による自発的な取組の促進
2	専門的知識を有する人材の養成・活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ボランティア養成等を行う団体等との連携 ■栄養士等を養成する学校等に対する情報提供など、専門家による活動を促進するための支援 ■地域コミュニティ協議会に対する情報提供や相談など、地域住民による自発的な取組を促進するための支援
3	市民の健康づくりのための食育推進	<ul style="list-style-type: none"> ■保健所、地域保健福祉センター、医療機関等における生活習慣病予防の観点からの食育の普及啓発の促進 ■医療機関の健康診断時における健康状態に応じた栄養、運動の指導の充実の促進 ■「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）」の普及 ■噛むことの大切さの理解の促進と実践のための取組の促進 ■一人暮らしの高齢者や障がい者等に配慮した適切な栄養管理や地域支援の促進 ■ホームページにおける世代等に応じた食生活のアドバイスなど、市民の健康づくりに関わる情報の発信
4	食品関連事業者等による食育推進	<ul style="list-style-type: none"> ■飲食店、スーパーマーケットにおける食の選択に資する情報提供や知識の普及 ■食品関連事業者による体験活動機会の提供等市民の受入体制整備の促進 ■飲食店等による「食育の日」における食育メニューの提供などの取組の促進
5	職場における食育推進	<ul style="list-style-type: none"> ■職員食堂における食育メニューの提供など、事業者による食育の普及啓発のための取組の促進 ■職場の健康診断時における健康状態に応じた栄養や運動の指導の充実
1	田園と都市の交流促進（農林漁業者等による食育推進）	<ul style="list-style-type: none"> ■農林漁業者による体験活動機会の提供等市民の受入体制整備の促進 ■体験活動ができる場所やイベント等に関する情報の提供 ■地域でとれた食材や伝統的な料理、加工食品等の普及 ■都市型グリーン・ツーリズムの推進 ■地域コミュニティ協議会等との連携による地域の農業・農村への関心を高める環境づくりの推進
2	地産地消の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■家庭、学校、職場、飲食店等における地域の食材の消費の促進と環境の整備 ■直売所や交流施設の整備に対する支援など、消費者と生産者の交流機会の促進 ■食品関連事業者による消費者と生産者の交流促進のための取組の促進 ■地場産物の宣伝、発掘、開発などの取組の推進 ■学校給食等における地場産物の使用拡大 ■ホームページにおける地場産物に関する市民に役立つ情報の発信
3	食文化の継承のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ■地域コミュニティ協議会や食生活改善推進委員や高齢者等との連携による地域の食材や食文化の掘り起こし ■地域のイベントや学校給食における伝統的なメニューの提供や世代間交流の推進 ■地域の食材を使用した料理や郷土料理を集めたレシピ集の作成などによる地域の食文化の普及 ■アイディア郷土料理の募集など、新たな食文化の開発のための取組の促進 ■伝統的な食文化を盛り込んだメニューの提供など、飲食店等による食文化継承の取組の促進 ■「食育の日」「食育フォーラム」「食の陣」などのイベントにおける食文化の普及 ■栄養士等を養成する学校等に対する情報提供など、食文化継承の担い手を養成するための支援 ■ホームページにおける地域の食文化に関する情報提供
4	バイオマス利用と食品リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■「新潟菜の花プラン」「給食残渣の堆肥化」など、食べ物や地域の限られた資源の大切さに関する市民の理解を深めるための取組の推進 ■食品関連事業者及び消費者に対する食品リサイクルの必要性に関する普及啓発
1	食品の安全性に関する知識と理解の増進	<ul style="list-style-type: none"> ■市報ににいがたや区役所より、ホームページ、出前講座等による食品の安全性に関する基本的な知識の普及 ■科学的知見等に基づく正しい情報の発信及び情報発信者のモラル向上のための取組 ■食に関する様々な情報に対する過剰反応の抑制 ■消費者と生産者のリスクコミュニケーションの推進 ■「食の安全基本方針」の普及と取組の推進
2	栄養、食習慣等食育推進のための情報収集、調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ■食育推進の基礎となる実態把握のための各種情報の収集及び研究 ■市民健康・栄養調査の実施など、市民の食生活と健康についての実態を把握するための取組 ■ホームページにおける各種調査研究結果の公表及び活用の促進

○ ライフステージに応じた施策の展開

食育の推進にあたっては、市民一人ひとりのライフステージに応じた取組を進めることが重要です。



このため、乳幼児期から高齢期までのライフステージに区分し、各世代のめざす姿を示しました。



計画の着実な推進に向けて

○ 計画の推進体制

○ 新潟市食育推進会議

平成18年7月に設置した食に関連する団体や有識者などで構成する新潟市食育推進会議を中心に食育推進計画の進行管理を行います。

○ 新潟市食育推進会議を核とした推進体制

食育は幅広い分野に関わることから、多様な関係者、関係団体が連携し、一体的に計画に取り組むことが必要となります。このため、新潟市食育推進会議を核としてネットワークを拡大し、情報の整理、共有化を図ります。

また、多様な関係者、関係団体が、食育に関する情報・意見交換を行うとともに、それぞれの関係者等の役割に応じた取組やそれぞれの関係者等が連携・協働した取組を促進します。

○ 市の推進体制

庁内の関係部局が横断的に連携して食育に取り組むため、食育推進のための連絡調整会議を設置し、施策を総合的かつ効果的に推進します。

○ (仮称)新潟市食育推進ネットワークの構築

新潟市全体の食育推進における、市民協働による活動・交流、体験、情報の受発信の拠点施設である食育・花育センターを有効に活用してもらうため、新潟市の食育推進の趣旨に賛同する企業や関係団体、行政機関などからなる「新潟市食育推進ネットワーク」を構築します。

趣旨に賛同する様々な特性を持つ関係者が集まることにより、それぞれが保有している情報や人材が食育・花育センターに集約され、相互に交流が行われることでそれらが共有化され、連携が強化されることにより、食育の推進体制を強固することを目指します。

○ 市民及び関係者の役割・責務

○ 市民

食に関する知識を深めるとともに、家庭、学校、保育所、地域、職場その他社会のあらゆる分野において、自ら生涯にわたり健全な食生活を実践し、食育の推進に寄与するよう努めるものとします。

保護者としての立場では、家庭が食育において重要な役割を有しているという認識を一層深め、特に子どもの望ましい食習慣の確立等に積極的に取り組むよう努めるものとします。

○ 教育関係者等

教育に関する職務に従事する者、関係機関及び関係団体は、あらゆる機会やあらゆる場所を利用して、教育の分野において、積極的に食育を推進するとともに、他の関係者が行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとします。

- **保健医療関係者等**

保健、医療、保育及び介護その他の社会福祉に関する職務に従事する者や、関係機関並びに関係団体は、あらゆる機会やあらゆる場所を利用して、保健医療等に関する分野において、積極的に食育を推進するとともに、他の関係者が行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとします。

- **農林漁業者等**

農林漁業者及び農林漁業に関する団体は、安心・安全な食料の供給の重要性を認識し、農林漁業に関する様々な体験活動の機会を提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、市民の理解を深めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとします。

- **食品関連事業者等**

食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体は、食に関する幅広い情報の開示及び体験機会の提供等食品関連事業の活動を実施するにあたって、自主的、積極的に食育を推進するとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとします。

- **市（行政）**

市民、学校・保育所等その他の関係団体等との連携のもと、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。また、市民一人ひとりが食に関する様々な知識と食を選択する力を習得し、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むために、「食」の大切さについての意識を高め、食育が市民運動として取組まれるよう機運の醸成を図ります。

また、国、県とも、必要に応じて協力しながら食育の推進に努めます。

- **計画の進行管理・公表**

- **計画の進行管理**

本計画の進行にあたっては、施策を効果的・効率的に推進し事業等の達成状況を客観的に把握・評価するため、新潟市食育推進会議が中心となって、進捗状況の評価を行います。

- **公表**

本計画の進捗状況や施策の実施状況については、報告書を作成し、毎年度公表します。

- **計画の見直し**

本計画の目標年次である平成28年度までに、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により本計画の見直しが必要な場合、新潟市食育推進会議の意見を踏まえ、必要な措置を講じます。

○ 関係者の役割（食育推進の場所一覧）

関係者 (立場)		場 所 (対象)		家 庭	学 校 保育所等	地 域 職 場
				(あらゆる世代)	(子 ども)	(あらゆる世代)
市 民	消 費 者			・健全な食生活の実践	・知識の習得 ・行事等への参加，協力	・スーパーマーケットや飲食店，職場等における食生活改善の実践 ・地域の食育推進活動への参加
教 育 関係者	(教育者)			・給食だよりや試食会等を通じた家庭への食育の普及 ・保護者との連携	・あらゆる機会を捉えた食に関する指導内容の充実 ・生きた教材としての学校給食の活用 ・生産者など他の関係者との連携	・地域コミュニティ協議会等との連携，協力
保 健 医療 関係者				・一人ぐらしの高齢者や介護が必要な障がい者等，個々の状況に応じた食事指導が必要な人に対する適切な栄養指導等	・教育関係者の取組に対する保健医療の視点からの支援	・医療機関や職場等の健康診断等における適切な食事指導 ・保健医療福祉施設等における食育の普及啓発
農 林 漁 業 者	生 産 者				・農林漁業体験機会の提供 ・学校給食等における食材の提供 ・子どもたちとの積極的交流 ・教育関係者等の取組への協力	・農林漁業体験機会の提供 ・消費者との積極的交流 ・地産地消促進のための協力 ・関係者との連携強化
食 品 関 連 事 業 者					・食品の製造，加工，流通，食事の提供等に関する様々な体験機会の提供 ・教育関係者等の取組への協力	・スーパーマーケット，飲食店等における食品に関する幅広い情報の提供 ・食品の製造，加工，流通，食事の提供等に関する様々な体験機会の提供 ・自らの事業における地産地消促進と，他者の取組への協力 ・関係者との連携強化
市	行 政			・家庭における健全な食生活を実践するために必要な適切な情報の提供 ・男女共同参画の視点を踏まえた食育の普及啓発	・学校における食育を推進するために必要な支援	・市民による食育推進運動を展開するために必要な支援


※その他の関係者の期待される役割


事 業 者	消 費 者	(・社員の家庭での食生活への配慮)	(・教育関係者等の取組への協力)	・職場の食堂等における食育の普及啓発（食堂経営者等との協力） ・職場の健康診断時における食生活改善のための食事指導等（実施機関等との協力）
マスメディア	中 立	・食品の安全性，栄養，その他市民の食の選択に資する正しい情報の提供 ・様々な食育推進の取組に関する情報の発信（自発的または市，関係者からの情報提供に基づくもの）		

※その他の関係者とは、食育推進の主體的な役割を担うとして条例上に挙げられた関係者以外で、食育を効果的に推進する上で、大きな影響力をもつと思われる者であり、その役割については、強要するものではない。

資料

○ 用語解説

	用 語	解 説												
あ 行	栄 養 教 諭	栄養管理・衛生管理など学校給食の管理と、食に関する指導を一体的に行う教育職員。食に関する指導を充実させるため、平成17年度から小・中学校等に配置できることとなった。												
	栄 養 成 分 表 示	加工食品や外食、給食に対して、その食品又は献立が含んでいる栄養成分を表示すること。加工食品に対して表示する場合は、健康増進法第31条に規定されている「栄養表示基準制度」に従わなければならない。												
	エコファーマー	「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、新潟県知事から、堆肥等による土づくりと化学合成農薬や化学肥料の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画に認定を受けた農業者。												
	N P O (Non-Profit Organization)	民間の非営利組織のことで、福祉や環境、国際協力、人権問題などの社会的な課題に、市民が主体的に取り組んでいる市民公益活動団体を指す。												
か 行	家庭 教育 手 帳	 <p>家庭でのしつけの在り方や心の成長に関して配慮すべき点を盛り込んだ文部科学省が作成している家庭教育のためのアドバイス本。子どもの発達段階に応じて3種類が用意されており、対象となる全ての家庭に配布されている。</p> <table border="1" data-bbox="786 801 1398 1032"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>対 象</th> <th>配布方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ドキドキ子育て</td> <td>妊娠期～就学前の親向け</td> <td>母子健康手帳交付時に配布</td> </tr> <tr> <td>ワクワク子育て</td> <td>小学校1～4年生の親向け</td> <td>小学1年生の児童を通じて配布</td> </tr> <tr> <td>イキイキ子育て</td> <td>小学校5、6年及び中学生の親向け</td> <td>小学5年生の児童を通じて配布</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	対 象	配布方法	ドキドキ子育て	妊娠期～就学前の親向け	母子健康手帳交付時に配布	ワクワク子育て	小学校1～4年生の親向け	小学1年生の児童を通じて配布	イキイキ子育て	小学校5、6年及び中学生の親向け	小学5年生の児童を通じて配布
	種 類	対 象	配布方法											
	ドキドキ子育て	妊娠期～就学前の親向け	母子健康手帳交付時に配布											
	ワクワク子育て	小学校1～4年生の親向け	小学1年生の児童を通じて配布											
	イキイキ子育て	小学校5、6年及び中学生の親向け	小学5年生の児童を通じて配布											
	環境保全型農業	環境への負荷を軽減し、安全・安心な農産物供給を拡大するため、堆肥等有機物による土づくりを基本に、化学合成農薬や化学肥料の使用量をできるだけ減らした農業												
	完全米飯給食	原則週5回主食を米飯とする給食												
	学 校 教 育 田	本市では、事業主体は市内の農業協同組合。市内の農業協同組合長と学校長が圃場の借り上げについて覚書を締結し、当該圃場において児童生徒に田植えから収穫までの作業を体験してもらうとともに収穫された米を児童生徒の給食に供するなど、農業及び米の素晴らしさを味わってもらうよう学校教育田を設置している。												
	協 働	同じ目的のために、協力して働くことである。このために、物や現象が互いに作用し合い、また影響を及ぼし合うこと（相互作用） [三省堂「大辞林」]												
	グ リ ー ン・ ツ ー リ ズ ム	都市住民が農村で豊かな自然や伝統文化、農作業等とふれあいながら、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。「滞在型」とは「周遊型」に対する概念で、必ずしも宿泊に限定されるものではない。												
欠 食	食事をとらないこと。 [三省堂「大辞林」]													
健康づくり支援店	市民の健康保持に寄与するため、家庭の食事だけでなく飲食店等が市民の健康づくり支援に積極的に関わる環境をつくり、市民が容易に健康管理を行えるよう、新潟市健康づくり支援店の対象施設及び指定要件を設け、健康づくり支援店の普及を進めている。 本制度は、平成14年度から市で普及してきた「外食栄養成分表示店」の名称、対象施設、指定要件を改め、県と一緒に平成19年3月より始めたもの。													
健全な食生活	望ましい姿の食生活のこと。 ・生活のリズムとして規則正しく食事を摂ること（朝・昼・晩の食事をきちんと摂ること） ・栄養面でバランスがとれていること ・安全面に配慮すること ・無駄な食べ残しや廃棄をしないこと ・食卓を囲んで家族と一緒に食事をする													
コ 食	現代人の食生活に見られる以下のような食事のこと。 ・一人食べる「孤食」 ・同じものばかり食べる「固食」 ・同じ食卓でバラバラのものを食べる「個食」 ・パンや麺類中心の粉を使った主食を好む「粉食」 ・食べる量が少ない「小（少）食」 ・味を濃くして食べる「濃食」													

	用語	解説
か さ 行	コミュニケーション	互いに意思・感情・思考を伝達し合うこと。
	市民農園	多様な開設・運営形態があるが、一般的には行政や農家などが市民に貸し出す家庭用農園の総称。
	市民ランド	農家が栽培・管理を行い、消費者が収穫する農園のこと。本市独自の呼称で、一般的には収穫農園という。
	主菜	魚や肉、卵、大豆、大豆製品などを使った副食の中心となる料理で、主として良質たんぱく質並びに脂肪の供給源となる。
	主食	米、パン、めん類などの穀類で、主として糖質性エネルギーの供給源となる。
	食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。[新潟市食育推進条例]
	食育基本法	平成17年6月17日公布（同年7月15日施行）。 食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、さらに現在及び将来における健康で文化的な国民の豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とした法律。
	食育月間	食育推進基本計画において、国、地方公共団体、関係者等が協力して、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の国民への浸透を図るために定めた月間（毎年6月）。 学校生活や社会生活等の節目に当たる年度明けの4月から5月にかけては、進学、就職、転勤等により、食生活の見直しに取り組み余裕がありませんと考えられるため、食育月間の実効性を確保する観点から、また食育基本法の成立月であることから6月に設定された。
	食育推進基本計画	平成18年3月31日決定。平成18年度から平成22年度までの5年間を対象とし、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として作成された。
	食育の日	食育推進基本計画において、食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の普及を図るために定められた日。（毎月19日） 食育の「育（いく）」という言葉が「19」という数字を連想させることと、「食」という言葉も「しょ→初→1、<→9」という考え方から「19」を連想させること、第1回食育推進会議の開催日が19日だったことなどから19日に設定された。
	食事バランスガイド	一人ひとりが自らの食生活とつなげて具体的な行動に結びつけるものとし平成17年6月に決定。1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいか一目でわかる食事の目安として、主食、副菜、主菜、牛乳・乳製品、果物の5つの料理区分の組み合わせでバランスが取れるようそれぞれの適量を「コマ」のイラストでわかりやすく示したもの。 
	食生活改善推進委員	全国では、一般的に“私たちの健康は私たちの手で”を合い言葉に、住民の健康づくりを食の分野から推進し、「ヘルスメイト」の愛称でボランティアを行っている。なお、本市は条例で、「市が実施する食生活の改善等の知識及び技術に関する研修等を修了し、地域で食生活改善等のための活動をする者をいう。」としている。
	食生活指針	国民の健康の増進、生活の質の向上及び食料の安定供給の確保を図るため、平成12年3月に閣議決定されたもので以下の10項目からなる。 1 食事を楽しみましょう。 2 1日の食事のリズムから、健やかな生活リズムを。 3 主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。 4 ごはんなどの穀類をしっかりと。 5 野菜・果物、牛乳・乳製品、豆類、魚なども組み合わせる。 6 食塩や脂肪は控えめに。 7 適正体重を知り、日々の活動に見合った食事を。 8 食文化や地域の物産を活かし、ときには新しい料理も。 9 調理や保存を上手にして無駄や廃棄を少なく。 10 自分の食生活を見直してみよう。

	用語	解説
さ 行	食生活の自立	健康のことを適度に考慮し、自分の食を自分で管理できること。 〔参考資料〕「食育」に望むこと－食の男女共同参画と脱フードファディズム（食育推進会議高橋委員提出資料）
	食の外部化	家の中で行われていた調理や食事を家の外に依存したり、調理済み食品や惣菜、弁当といった「中食（用語解説参照）」の提供や利用をすること。
	食料自給率	国内の食料消費について国産でどの程度まかなえるかを示す指標。 ①各品目を基礎的な栄養素である供給熱量（カロリー）または経済的価値である金額という共通の「ものさし」で総合化して食料全体の自給度合いを「総合食料自給率」、②基礎的な食料である穀物の重量での自給度合いを示す「穀物自給率」、③品目ごとの重要度での度合いを示す品目別自給率という3つの示し方がある。通常は供給熱量によるカロリーベースの総合食料自給率を使用している。
	生活習慣病	食生活・運動習慣・休養・喫煙・飲酒などの生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患の総称。肥満・高血圧・循環器疾患など。加齢に着目した「成人病」という名称から「生活習慣病」という名称に改められた。 〔平成8年12月 公衆衛生審議会〕
た 行	楽しく食べる子どもに～食から始まる健やかガイド～	「食を通じた子どもの健全育成」として「楽しく食べる子ども」になっていくことを目指し、毎日の生活の中で子どもの気づきを大切にし、どのように支援したらよいかについて平成16年2月に国がまとめたもので、以下の5つの目標が掲げられている。 ① 食事のリズムがもてる ② 食事を味わって食べる ③ 一緒に食べたい人がいる ④ 食事づくりや準備に関わる ⑤ 食生活や健康に主体的に関わる
	男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。
	地域コミュニティ	人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団。地域社会。共同体。特に地域の結びつきが強く、地域性を持った集団のことを指す。
	地域コミュニティ協議会	様々な地域課題を解決するため、地域の主体的な取組のもと、自治会、町内会を中心に民生児童委員、PTA、NPO（用語解説参照）など様々な団体等が参加し、概ね小学校区または中学校区で設立されている組織のこと。
	地産地消	「地場生産－地場消費」を略した言葉で、地元でとれた生産物を地元で消費するという意味で使われ以下のようなものをいう。 ・住んでいる地域になるべく近いところで採れたものを基本。 ・消費者と生産者と「顔が見え、話ができる」関係で地域の農産物、食品を購入する機会を提供すること（食料・農業・農村基本計画） ・「顔が見え、話ができる」といったコミュニケーションを伴う農産物の行き来の中で生産から消費がつながる活動。
	都市型グリーン・ツーリズム	都市と農村が近接している本市の特性を生かし、都市の魅力と農業・農村の魅力の双方を味わうツーリズム。都市部に居住する市民にとっては日常的に、市外からの来訪者にとっては本市の都市部に滞在しながら、自然とのふれあいや心にしみる田園での散策、伝統文化とのふれあい、農業体験などに親しむ余暇活動。
な 行	内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）	内臓脂肪による肥満の人が「高血糖」「高脂血症」「高血圧」といった危険因子を併せ持っている状態。 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）によって動脈硬化が進行し、心筋梗塞や脳梗塞が起りやすくなる。 【判定基準】メタボリックシンドローム診断基準検討委員会（2005） 腹囲が男性で85cm以上、女性で90cm以上（内臓脂肪面積 男女とも100cm ² 以上に相当）に加え、以下のうち2項目以上に該当する場合 ① 血清脂質 中性脂肪150mg/dl以上、かつ/または、HDLコレステロール値40mg/dl未満 ② 血圧 最大血圧（収縮期血圧）130mmHg以上、かつ/または、最小血圧（拡張期血圧）85mmHg以上 ③ 血糖 空腹時血糖 110mg/dl以上 ◆なお、腹囲の基準の加え、上記のうち1項目に該当するものを予備群という。
	中 食	外食に対し、惣菜（惣菜）・弁当などを買って帰り、家で食事をとする食事。また、その食品。 〔三省堂「デイリー 新語辞典」〕
	新潟市食育推進会議	国において平成17年7月に食育基本法が施行され、平成18年3月に食育推進基本計画が策定されたことに伴い、本市の食育を推進するために、平成18年7月に市の附属機関として条例により設置された。学識経験者や関係団体の役員または職員など25名以内の委員で構成され、新潟市食育推進計画の作成や計画の実施等について審議する。

	用語	解説
な 行	新潟市 食育推進条例	本市の食育の推進に関する基本理念を定め、市の責務等の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めて、施策を総合的、計画的に推進すること目的として平成19年4月より施行された条例。
	新潟菜の花プラン	市民が菜の花を栽培し、菜種油を生産し、家庭や学校給食等で使用した後、廃油を回収し、ディーゼルエンジンとして活用する本市の事業
	にいがた流 食生活	本市の特色を生かした食育推進により確立される食生活のこと。 [具体的なイメージは計画P.60参照]
	日本型食生活	日本の伝統的食生活パターンである「ごはん」を中心として、豊富な野菜に魚、大豆製品などをはじめとする食材に、牛乳・乳製品、卵や肉類などが加わった栄養バランスの優れた食事。昭和50年頃には、主食であるお米を中心として畜産物や果実などがバランスよく加わった、健康的で豊かな食生活となった。
	妊産婦のための 食生活指針	妊娠期及び授乳期における望ましい食生活の実現に向け、何をどれだけ食べたらよいかをわかりやすく伝えるための指針として平成18年2月に国が報告したもので、下記の9項目からなる。 ① 妊娠前から、健康なからだづくりを ② 「主食」を中心に、エネルギーをしっかりと ③ 不足しがちなビタミン・ミネラルを、「副菜」でたっぷりと ④ からだづくりの基礎となる「主菜」は適量を ⑤ 牛乳・乳製品などの多様な食品を組み合わせ、カルシウムを十分に ⑥ 妊娠中の体重増加は、お母さんと赤ちゃんにとって望ましい量に ⑦ 母乳育児も、バランスのよい食生活のなかで ⑧ たばこやお酒の害から赤ちゃんを守りましょう ⑨ お母さんと赤ちゃんの健やかな毎日は、からだと心にゆとりのある生活から生まれます
は 行	B S E (Bovine Spongiform Encephalopathy)	1986年に英国で初めて報告された牛の病気。BSEにかかると、脳の組織が海綿状（スポンジ状）になることから牛海綿状脳症と名付けられた。
	B M I (Body Mass Index)	肥満の判定に用いられる指標で、下記の計算式で求めることができる。 BMI 22を標準とし、18.5から25未満を普通体重(正常)、25以上を肥満、18.5未満を低体重（やせ）としている。 計算方法 BMI = 体重 (kg) / (身長 (m)) ² (日本肥満学会 肥満症診断基準検討委員会2000年)
	B D F (Bio Diesel Fuel)	使用済み天ぷら油など、植物性の油脂をメタノールと反応させることによって粘性や引火点を下げディーゼル車の燃料として利用できるように精製したもので、太陽光、風力などのように再生可能な自然エネルギーの一つと考えられている。
	副 菜	野菜などを主材料に使った料理で、主食と主菜に不足するビタミン、ミネラル、食物繊維などの栄養素を補う重要な役割を果たす。
や 行	有 機 的	有機体のように多くの部分が集まって一つの全体を構成し、その各部分が密接に結びついて互いに影響を及ぼし合っているさま。
	豊かな人間性	① 美しいものや自然に感動する心などの柔らかな感性 ② 正義感や公正さを重んじる心 ③ 生命を大切にし、人権を尊重する心などの基本的な倫理観 ④ 他人を思いやる心や社会貢献の精神 ⑤ 自立心、自己抑制力、責任感 ⑥ 他者との共生や異質なものへの寛容などの感性や心 [中央教育審議会答申]
ら 行	ライフスタイル	生活様式、生活の仕方。衣食住に限らず、人生観や仕事観、交際や娯楽のしかたなどを含む暮らしぶり。
	リスクコミュニケーション	リスクに関する情報を専門家や行政、事業者だけでなく、消費者・一般市民等すべての関係者が共有し、意思疎通を図ること。 [三省堂「デイリー 新語辞典」]

○ 新潟市食育推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 施策の基本となる事項（第11条—第18条）

第3章 推進体制等（第19条—第21条）

附則

私たちが暮らす新潟市は、日本海に面し、広大で美しい田園、信濃川など多くの河川や水鳥が舞う水辺など豊かな自然環境の中に、高次都市機能と拠点性を持つとともに、恵まれた大地で米をはじめ多種多様な食料の生産が行われ、日本有数の農業都市となっている。私たちは、この本市の風土のもとで生産される食料を基本に生活を営み、自然環境との関わりの中で生まれた伝統的な食文化を引き継いできた。

「食」は生命の源であり、健全な食生活は人間が健康で心豊かに生きる上での基礎である。しかし、近年の急速な経済発展に伴い、食品や物があふれるとともに、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しく時間的、精神的にゆとりのない生活を送る中、私たちは、毎日の「食」の大切さを忘れがちになり、健全な食生活を失いつつある。それに伴い、栄養の偏り、不規則な食事、肥満者や生活習慣病の有病者の増加、過度の痩身志向などに加え、「食」の安全や「食」の海外依存など様々な問題が生じている。

このような状況のもと、市民一人ひとりが「食」の安全、栄養及び食料自給率の問題など「食」に関する様々な知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育の推進により、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むとともに、豊かな食環境と日本型食生活など優れた食文化を受け継ぐことは、とても大切なことである。特に、次世代を担う子どもたちが「生きる力」を身につけるためには、何よりも「食」が大切である。

このため、家庭、学校、保育所、地域、職場などにおいて、「食」に関わるすべての関係者及び団体が相互理解を深めて有機的に連携し、それぞれの立場で食育の推進を図る必要がある。ここに、本市の食育の推進について基本理念を明らかにしてその方向性を示し、市及び市民等の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に進めるため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、食育の推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、教育関係者等、保健医療関係者等、農林漁業者等及び食品関連事業者等の役割を明らかにするとともに、食育の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民一人ひとりが生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むことができるよう施策を総合的かつ計画的に推進し、もって生き生き暮らせる活力ある住みよいまち新潟の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 食育 様々な経験を通じて食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。
- (2) 教育関係者等 教育に関する職務に従事する者及び教育に関する団体をいう。
- (3) 保健医療関係者等 保健医療、保育及び介護その他の社会福祉（以下「保健医療等」という。）に関する職務に従事する者並びに保健医療等に関する団体をいう。
- (4) 農林漁業者等 農業（畜産業を含む。）、林業又は漁業（以下「農林漁業」という。）を営む者及び農林漁業に関する団体をいう。
- (5) 食品関連事業者等 食品の製造、加工、流通若しくは販売又は食事の提供（以下「食品関連事業」という。）を行う事業者及び食品関連事業に関する団体をいう。

(基本理念)

第3条 食育の推進は、次に掲げる基本理念にのっとり行われなければならない。

- (1) 市民の心身の健康を保持し、及び増進し、並びに豊かな人間性の形成に資するとともに、自然の恩恵及び食に関わる人々への感謝の念及び理解が深まるよう行われること。
- (2) 市及び市民並びに教育関係者等、保健医療関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他食育に関わるもの（以下「関係者等」という。）が、家庭における食育が健全な食習慣を確立する上で重要な役割を担うという認識のもと、家庭、学校、保育所、地域、職場その他の食に関わるあらゆる機会とあらゆる場所（以下「食に関わるあらゆる機会とあらゆる場所」という。）を利用して、相互理解を深めて有機的に連携を図りながら行うとともに、市民及び関係者等の自発的意思を尊重して行われること。
- (3) 心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼすことから、あらゆる世代の中で特に子どもたちに対して、積極的に取り組まれること。
- (4) 豊かな自然環境のもとで米その他多種多様な食料が生産され、都市と田園が共存しているという地域の特性を生かし、生産者と消費者が積極的に交流を図ることにより、地域の活性化並びに環境との調和のとれた食料の生産及び消費を目指すよう行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進のための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、食に関する知識を深めるとともに、食に関わるあらゆる機会とあらゆる場所において、自ら健全な食生活を実践するよう努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（教育関係者等及び保健医療関係者等の役割）

第6条 教育関係者等及び保健医療関係者等は、基本理念にのっとり、食に関わるあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、教育及び保健医療等に関する分野において、積極的に食育の推進に努めるとともに、他のものの行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（農林漁業者等の役割）

第7条 農林漁業者等は、基本理念にのっとり、安心かつ安全な食料の供給の重要性を認識し、農林漁業に関する様々な体験機会の提供その他の消費者との交流を図ることにより、自然の恩恵及び食に関わる人々の活動の重要性について市民の理解が深まるよう積極的に食育の推進に努めるとともに、他のものの行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の役割）

第8条 食品関連事業者等は、基本理念にのっとり、安心かつ安全な食品の提供の重要性を認識し、食品に関する幅広い情報の提供、体験機会の提供その他の食品関連事業の活動に関して自主的かつ積極的に食育の推進に努めるとともに、他のものの行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国及び県との協力）

第9条 市は、国及び県と協力して、食育の推進に努めるものとする。

（財政上の措置）

第10条 市は、食育の推進のために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 施策の基本となる事項

（家庭における食育の推進）

第11条 市は、家庭における食育を推進するため、男女共同参画の視点を踏まえ、適切な栄養管理に関する知識の普及、情報の提供等により、市民の健全な食習慣の確立がなされるよう必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所等における食育の推進）

第12条 市は、学校、保育所等における効果的な食育の推進を図るため、食に関する指導内容及び指導体制の充実、学校給食等の活用等がなされるよう必要な施策を講ずるものとする。

（地域及び職場における食生活改善のための取組の推進）

第13条 市は、地域及び職場において食生活の改善を促進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、食育の専門的知識を有する者の養成及び活用、保健所、医療機関等による食育の普及及び啓発活動の推進等がなされるよう必要な施策を講ずるものとする。

（地域の力を生かした食育の推進）

第14条 市は、高齢者、地域コミュニティ協議会（主として小学校又は中学校の通学区域内に居住し、又は所在する住民及び自治会、町内会その他公共的団体等で構成された地域の課題に取り組むための活動の主体となる組織をいう。）、食生活改善推進委員（市が実施する食生活の改善等の知識及び技術に関する研修等を修了し、地域で食生活の改善等のための活動をする者をいう。）、食に関する公益活動を行う団体その他の地域の力を積極的に生かした食育の推進が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（生産者と消費者との交流）

第15条 市は、生産者と消費者との交流の促進等により、両者の理解が深まり信頼関係が構築されるよう支援し、自然の恩恵及び食に関わる人々への感謝の念並びに食べ物を大切に作る心が育まれるとともに、地域の活性化並びに環境との調和のとれた食料の生産及び消費が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

（地産地消の促進）

第16条 市は、地域で生産された安心かつ安全な農林水産物の地域における積極的な消費及び学校、保育所等における利用の促進が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（食文化の継承のための支援）

第17条 市は、地域の特色ある伝統的な食文化の継承を推進し、これらの食文化が引き継がれるよう必要な施策を講ずるものとする。

（食育の普及啓発等）

第18条 市は、効果的な食育の推進を図るため、情報の収集及び調査研究、市民及び関係者相互の意見及び情報の交換等を行い、あらゆる媒体の有効活用により、食育の普及啓発及び食品の安全性その他の食育に関する情報の発信に努めるものとする。

第3章 推進体制等

（推進計画）

第19条 市長は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、新潟市食育推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）食育の推進に関する基本方針

（2）食育の推進に関する目標

（3）食育の推進に関する施策展開

（4）前3号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

(推進会議)

第20条 市は、食育基本法（平成17年法律第63号）第33条第1項の規定により、新潟市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

(1) 推進計画の作成及び実施に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項

3 推進会議は、委員25人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係団体の役員又は職員

(3) 教育関係者

(4) 市民

(5) その他市長が適当と認める者

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

8 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代行する。

9 推進会議の庶務は、農林水産部において処理する。

10 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

(年次報告)

第21条 市は、毎年度、食育の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(新潟市食育推進会議条例の廃止)

2 新潟市食育推進会議条例（平成18年新潟市条例第42号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日において、この条例による廃止前の新潟市食育推進会議条例第3条第2項の規定により新潟市食育推進会議の委員（以下「旧委員」という。）に委嘱されている者は、この条例による新潟市食育推進会議の委員（以下「新委員」という。）に委嘱されたものとみなす。この場合において、新委員の任期は、第20条第5項の規定にかかわらず、旧委員の残任期間とする。

○ 食育基本法

目次

前文

第1章 総則(第1条—第15条)

第2章 食育推進基本計画等(第16条—第18条)

第3章 基本的施策(第19条—第25条)

第4章 食育推進会議等(第26条—第33条)

附則

21世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩そう身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾はん濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第2条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第3条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第4条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第5条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第6条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第7条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第8条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第9条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第10条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第11条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第12条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第13条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第 14 条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第 15 条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第 2 章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第 16 条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

(2) 食育の推進の目標に関する事項

(3) 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

(4) 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第 17 条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第 18 条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第3章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第19条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第20条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩そう身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第21条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第22条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第 23 条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第 24 条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第 25 条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第 4 章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第 26 条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第 27 条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第 28 条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第 29 条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十七号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの(次号において「食育担当大臣」という。)

(2) 食育担当大臣以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(3) 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第 30 条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第 31 条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第 32 条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第 33 条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

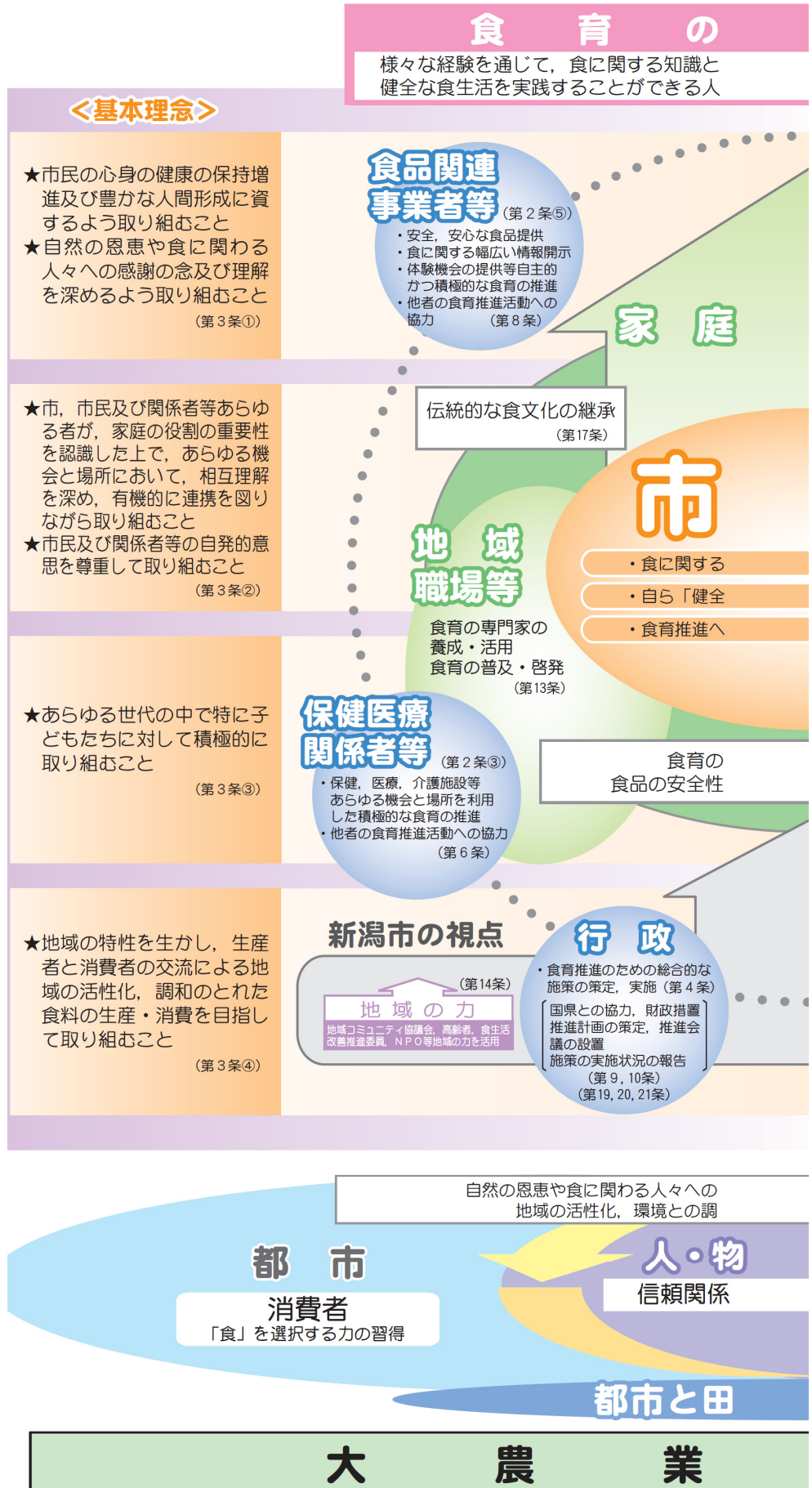
附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一七年政令第二三五号で平成一七年七月一五日から施行)

○ 新潟市食育推進条例イメージ図



推 進

食を選択する力を習得し、
間を育てる「食育」の推進

(第2条①)

農林漁業者等

(第2条④)

- ・安全、安心な食料供給
- ・消費者との交流
- ・体験機会の提供等による積極的な食育の推進
- ・他者の食育推進活動への協力 (第7条)

健全な
食習慣の確立
(第11条)

地産地消の促進
(第16条)

民

知識の習得
な食生活)を实践
の寄与
(第5条)

学 校 保育所等

食に関する指導内
容・指導体制の充実
学校給食等の活用
(第12条)

教育関係者等

(第2条②)

- ・学校、保育所等あらゆる機会と場所を利用した積極的な食育の推進
- ・他者の食育推進活動への協力 (第6条)

普及啓発
等の情報発信等
(第18条)

(第11条)

男女共同参画

家庭での男性や子どもの食事づくり等
食生活の自立、女性の社会進出へ配慮

(第3条②)

コミュニケーション

家庭の食卓の会話やスキミング、関係者の連携を重視

感謝の心、物を大切にする心の育成
和のとれた食料の生産と消費

・情報 の構築

(第15条)

豊かな自然(田園・海)

生産者

安全、安心な食材の供給

園との交流

都 市

【目 的】

(第1条)

市民一人ひとりが生涯にわたって
健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むこと

いきいき暮らせる
活力ある住みよい
まち「新潟」の実現